

第四百十五回国会
衆議院

日米防衛協力のための指針に関する特別委員会議録 第二号

平成十一年三月十八日(木曜日)
午前八時五十分開議

出席委員

委員長 山崎 拓君

理事 赤城 徳彦君

理事 玉沢徳一郎君

理事 中山 利生君

理事 前原 誠司君

理事 東 祥三君

安倍 晋三君

浅野 勝人君

今村 雅弘君

大石 秀政君

河井 克行君

栗原 裕康君

飯上 善秀君

田村 憲久君

萩山 教蔵君

細田 博之君

宮島 大典君

吉川 貴盛君

伊藤 英成君

岡田 克也君

玄葉光一郎君

横路 孝弘君

市川 雄一君

山中 雄子君

達増 拓也君

佐々木陸海君

伊藤 茂君

出席國務大臣

内閣総理大臣 小淵 恵三君

法務大臣 陳内 孝雄君

外務大臣 高村 正彦君

大蔵大臣 宮澤 喜一君

理事 大野 功統君

理事 中谷 元君

理事 畑 英次郎君

理事 遠藤 乙彦君

理事 西村 眞悟君

相沢 英之君

石川 要三君

岩下 栄一君

大島 理森君

瓦 力君

小島 敏男君

桜田 義孝君

西川 公也君

福田 康夫君

宮腰 光寛君

八代 英太君

米田 建三君

上原 康助君

桑原 豊君

土肥 隆一君

赤松 正雄君

佐藤 茂樹君

井上 喜一君

木島日出夫君

東中 光雄君

辻元 清美君

出席政府委員

内閣官房内閣安
全保障・危機管
理室長

兼内閣総理大臣
官房安全保障・
危機管理室長

伊藤 康成君

文部大臣 有馬 朗人君

官 科学技術庁長

厚生大臣 宮下 創平君

農林水産大臣 中川 昭一君

通商産業大臣 与謝野 馨君

運輸大臣 川崎 二郎君

長官 北海道開発
庁長

郵政大臣 野田 聖子君

労働大臣 甘利 明君

建設大臣 関谷 勝嗣君

国土庁長官 野田 毅君

自治大臣 野田 毅君

国家公安委員
会委員長

官 内閣官房長官

官 沖縄開発庁長

官 防衛庁長官

官 総務庁長官

官 防衛庁長官

官 経済企画庁長

官 環境庁長官

官 国務大臣 眞鍋 賢二君

官 国務大臣 柳沢 伯夫君

官 金融再生委員
会委員長

委員外の出席者

衆議院調査局日
米防衛協力のため
の指針に関する
特別調査室長

田中 達郎君

委員の異動

三月十八日

相沢 英之君

平林 鴻三君

岩下 栄一君

吉川 貴盛君

補欠選任

栗原 裕康君

今村 雅弘君

相沢 英之君

補欠選任

平林 鴻三君

委員の異動

三月十八日

相沢 英之君

平林 鴻三君

岩下 栄一君

吉川 貴盛君

補欠選任

栗原 裕康君

今村 雅弘君

相沢 英之君

補欠選任

平林 鴻三君

同日

理事東祥三君同日理事辞任につき、その補欠として西村眞悟君が理事に当選した。

同日

理事東祥三君同日理事辞任につき、その補欠として西村眞悟君が理事に当選した。

同日

理事東祥三君同日理事辞任につき、その補欠として西村眞悟君が理事に当選した。

同日

理事東祥三君同日理事辞任につき、その補欠として西村眞悟君が理事に当選した。

同日

理事東祥三君同日理事辞任につき、その補欠として西村眞悟君が理事に当選した。

同日

理事東祥三君同日理事辞任につき、その補欠として西村眞悟君が理事に当選した。

同日

理事東祥三君同日理事辞任につき、その補欠として西村眞悟君が理事に当選した。

同日

理事東祥三君同日理事辞任につき、その補欠として西村眞悟君が理事に当選した。

同日

理事東祥三君同日理事辞任につき、その補欠として西村眞悟君が理事に当選した。

同日

理事東祥三君同日理事辞任につき、その補欠として西村眞悟君が理事に当選した。

同日

理事東祥三君同日理事辞任につき、その補欠として西村眞悟君が理事に当選した。

同日

理事東祥三君同日理事辞任につき、その補欠として西村眞悟君が理事に当選した。

同日

理事東祥三君同日理事辞任につき、その補欠として西村眞悟君が理事に当選した。

同日

理事東祥三君同日理事辞任につき、その補欠として西村眞悟君が理事に当選した。

の基本的条件が定められ、我が国の平和及び安全の維持に寄与することになると考えます。

○山崎委員長 次に、野呂田防衛庁長官。

○野呂田防衛大臣 ます、ただいま議題となりました周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態、すなわち周辺事態に際して、当該事態に対応して我が国が実施する措置、その実施の手段その他の必要な事項を定めることを内容としております。

平成九年九月に日米安全保障協議委員会です承され、安全保障協議の了承を経て、閣議報告された新たな日米防衛協力のための指針は、より効果的かつ信頼性のある日米防衛協力のための堅固な基礎を構築することを目的としており、同指針の実効性を確保することは、我が国の平和と安全を確保するための態勢の充実を図る上で重要であります。このような観点から、平成九年九月二十九日の閣議決定において、指針の実効性を確保し、もって我が国の平和と安全を確保するための態勢の充実を図るため、法的側面を含め、政府全体として検討の上、必要な措置を適切に講ずることとされ、これを受けて、政府全体として鋭意検討してきたところであります。

本法法律案は、こうした検討の成果を踏まえ、我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して我が国が実施する措置等を定め、もって我が国の平和及び安全の確保に資することを目的として提案するものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、政府が周辺事態に際して、適切かつ迅速に対応措置を実施し、我が国の平和及び安全の確保に努めること、対応措置の実施は武力による

威嚇または武力の行使に当たるものであってはならないこと、及び関係行政機関の長は相互に協力すること等の対応の基本原則を定めております。

第二に、周辺事態に際して一定の後方地域支援、後方地域捜索救助活動及び船舶検査活動を実施することが必要な場合には、閣議の決定により基本計画を定めることとしております。

第三に、自衛隊による後方地域支援としての物品及び役務の提供、後方地域捜索救助活動及び船舶検査活動の実施等を定めております。

第四に、関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、対応措置を実施することとしております。

第五に、関係行政機関の長は、地方公共団体の長その他の国以外の者に対し必要な協力を求め、または依頼することができると、及びその協力により損失を受けた場合には、政府はその損失に關し必要な財政上の措置を講ずることとしております。

第六に、内閣総理大臣は、基本計画の決定または変更があったときは、その内容を遅滞なく国会に報告しなければならないこととしております。

第七に、後方地域捜索救助活動または船舶検査活動を行ってゐる者の生命等を防護するために、必要最小限の武器の使用ができることとしております。

以上が、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

次に、自衛隊法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

外国における緊急事態に際して防衛庁長官が行う在外邦人等の輸送について、平成八年来政府部内で進めてきた緊急事態対応策の検討結果を踏まえ、在外邦人の輸送体制の強化を図るため、また、新たな日米防衛協力のための指針において、周辺事態における日米間の協力の一つとして非戦闘員を退避させるための活動が挙げられたことを

受け、その実効性を確保するため、在外邦人等の輸送手段に船舶等を加えるとともに、輸送の職務に従事する自衛官が隊員及び輸送対象である邦人等の生命等の防護のための必要最小限の武器使用ができることとする必要がございます。

以上が、この法律案の提案理由であります。次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、在外邦人等の輸送手段の追加でございます。

現行法においては、輸送手段は、まず自衛隊法第百条の五第二項の規定により保有する航空機、すなわち政府専用機等であり、空港施設の状況等により、その他の輸送の用に主として供するための航空機も使用できるとされておりますが、これに加え、輸送の対象となる邦人の数等の事情に応じて、在外邦人等の輸送に適する船舶及び当該船舶に搭載された回転翼航空機を用いることができることとするものであります。

第二に、武器の使用に関する規定の新設でございます。

緊急事態が生じている外国において輸送の職務に従事する自衛官が、自己もしくは自己とともに当該職務に従事する隊員または保護のもとへ入った当該輸送の対象である邦人等の生命等の防護のため、やむを得ない場合に武器を使用することができるとするものであります。

以上が、自衛隊法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○山崎委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○山崎委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大野功統君。

○大野(功)委員 おはようございます。自由民主党の大野功統でございます。

いよいよ、待ち焦がれておりましたガイドライン法案の審議入りでございます。何しろ、橋本前総理とアメリカのクリントン大統領が、ガイドラインをつくらうではないか、こういうことで共同宣言を発表いたしましたのが三年前でございます。それを受けて、ガイドライン関連法案が国会に提出されましたのが去年の四月二十八日でございます。それから一年たっております。

すぐにでも採決、こういう心がはやるのでございますが、やはりこれは、二十一世紀の日本の安全保障をどうしていくのか、その枠組みをどうするか、こういう極めて大事な問題でございます。十分審議をしていただいて、その上で幅広い支持をちょうだいしたい。大事な問題ですから、五十一対四十九なんというマージナルな支持じゃなくて、幅広い支持をお願いして、そして早く成立してもらいたい、こういう期待でいっぱいでございます。

これまでも、審議という点に關しましては、予算委員会等かなり審議されておるような状態だと思ひます。審議というよりも、討議されてゐるというふうな状態だと思ひます。考えてみますと、ガイドライン関連法案等の持ついろいろな側面、問題点、これはかなり浮き彫りにされてきてゐるのではないかと。例えば、国会の承認をどうするか、安全保障条約の目的の範囲内かどうか、これを明記するかどうか、あるいは後方地域支援の問題、後方地域捜索救助活動の問題、あるいは民間との協力、地方公共団体との協力問題、問題点の所在はかなり明らかになってきてゐると思ひます。

そこで私は、少し視点を変えて、このガイドライン関連法案のよって立つ背景を少し議論させていただきます。このように思うわけでございます。

背景の第一は、何と云つても、日本の安全保障の枠組みの中でこのガイドライン関連法案等というものはどういう位置づけにあるのだろうか、こういう問題であります。それが第一、それから第二

は、このガイドラインというのが歴史の流れの中でどのような意味づけ、意義づけがあるのか、こういう二点でございます。

まず第一の、今のガイドライン関連法案等、これが現在の日本の安全保障の政策あるいは枠組みの中でどういう位置づけにあるのか、こういう問題について質問をさせていただきたいと思っております。

思い出してみますと、ちょうど四年前になりましたけれども、当時私は、自由民主党の国防部長をしておりました。そして、自衛隊をゴラン高原のUNDOF、国連平和維持活動に参加させるべきかどうか、こういうことの下調査のためにゴラン高原に調査に参りました。当時のイスラエルのラビン首相にお目にかかったわけでございます。そのとき、ラビン首相の言葉で、私は、恐らく生涯忘れ得ないだろう、こういう言葉を聞きました。

これは、きょうガイドライン特別委員会の理事をされております前原先生も御一緒させていただいておりますから、よく覚えていらっしゃると思いますけれども、ラビン首相いわく、平和を維持するということは血を流さないで済むのだ、だから、日本は一生懸命この分野で頑張っている、しかし、平和をつくるということについては、血を流さなければいけない場合もあるのだ、こういうお話でございました。私は、大変感銘を受けました。そしてまた、ラビン首相は、こういう言葉を私どもに教えてくれて、その後数カ月で凶弾に倒れて、みずから血を流されたわけでございます。

私はそういう意味で、やはり安全保障を考える場合に、安全保障の環境づくりに一生懸命頑張っているかなければいけない、このことをまず忘れてはならないというふうに思うわけでございます。

ピースキーピング、血を流さないで済むというピースキーピングの問題であります。それは外交努力であり、あるいは安全保障対話の問題であり、あるいは人的交流の問題かと思えます。あす

からまた、小淵総理には、韓国へいらっしゃって金大中大統領にお会いになるそうでございますが、こういうふうにも首脳同士が会う、これは物すごい安全保障環境をよくするための努力であると思っております。

こういう意味で、これまでも小淵政権のもとであらゆる環境づくりをなさってまいりました。わけでありまして、小淵総理にお伺いしたいのです。もし、二十一世紀の安全保障環境づくりの中で、いっばいあると思えます。これだけは、この一つだけは絶対にやりたい、こういういわば信賴醸成、小淵ガイドラインみたいなものの中で小淵ガイドライン・ナンパーワンがございましたら、ぜひともお示しをちょうだいできればありがたいと思えます。

○小淵内閣総理大臣 一つだけと問われますとなかなか難しい問題だろうと思えますけれども、やはり平和を志向される国々と緊密な連携をとることが大切だと思っておりますが、それには、何よりもまず、我が国としては、我が国民がみずからの国をみずから守るといふきちんとした姿勢を保つということが大切なことではないかと考えております。

○大野(功)委員 大変難しい質問をさせていただいたのですが、私簡単に、もっと単純に考えますと、人的交流、これはこれから日本はやっていくかなければいけない。例えば留学生問題でございまして、例えば、石油危機のときに、アラブ諸国と人的交流がなかったがゆえに、石油の獲得がなかなかできなかったというふうな問題、それから、留学生というのを考えてみますと、留学生はやはり未来からの大使である、さらに、留学生というのは将来の安全保障になるのではないか、こういうことであります。

また、私自身、フルブライトの留学生でございましたけれども、今、フルブライトの留学生計画そのものが、ことしのノーベル平和賞にしようというところで運動が起ころうと思えますけれども、やはりこの日本の人的ネットワークを世界に張りめ

ぐらす、これがやはり私は平和の基礎、いわば安全保障環境をつくっていく上で一つの問題点かな、こんなふうに思っていますので、留学生問題もよろしく願ひ申し上げます。

それがいわば安全保障全体の枠のピースキーピングの問題であります。今度はピースキーピングの問題。これはラビン首相に言わせまうと、場合によっては血を流さなければいけない問題だ、こういうことでございまして。ただ、日本には憲法上、集団的自衛権は行使できない、こういう問題があるわけでございまして。一生懸命安全保障の環境をよくする努力はする、しかし、火事は出さないようにしても火事が出る場合がある、そういうときに、一体どういふふうに考えていけばいいのか。基本的な原則は、集団的自衛権は行使できないわけでございます。

今の安全保障条約ができた際に、当時、六〇年でございまして、岸総理の説明で、自衛隊が日本の領土外に出て実力を行使することはいかなる場合もあり得ない、こういうふうに説明しておられるわけでございます。

今回の法律につきましても、法律第二条で、武力による威嚇、武力の行使に当たるものであつてはならない、こういうことがきちんと書いてあります。武器の使用についても限定的にやるんだ、こういうことがきちんと書いてあるわけでありまして。

そういうことで、これはもう確認するまでもないことでございましてけれども、そういうような原則をやはりきちんと今回のガイドライン関連法案につきましても守っていくんだ。我々としては、集団的自衛権の問題はもっとも議論して理解を深めていかなきゃならない問題だと思えますけれども、今までの解釈であります。権利は、集団的自衛権はあるんだけれども、持っているんだけれども、憲法上それは行使できないんだ。そういうことで、その思想が一貫して今回の法律にも貫かれていて、こういうことを、確認するまでもないことでありますが、確認をさせていただきたいと思ひます。

○佐藤(謙)政府委員 今先生から御指摘がございましたように、法案の第二条におきまして「対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであつてはならない」と、周辺事態への対応の基本原則を記しているわけでございまして、実際のその内容につきましても、例えば後方地域支援につきましても、その行為自体が武力行使に当たるものでもなく、また後方地域で行われる等という要件から考えまして、武力行使とまた一体化するおそれもない、こういう内容のものでございまして。

○大野(功)委員 それから、今回の法律というのは、いわばそういう全体の枠組みの中で日米の防衛協力をする枠組みを決めている、その枠組みのマニアルを決めているわけでございます。

そういうことで考えていきますと、これまでの日米の関係というのは、日本は安保条約の五条で守ってもらって、そのかわりに日本は施設、区域を提供する、言ってみれば人と物との協力関係であつたというふうにも見られるわけであります。しかしながら、これからは平和づくりに、ピースキーピングに日本の人々も協力するんだ、こういうことで、大変大きな意味を持っていると私は思うのであります。

この協力のマニアルがそういうふうになることによつて、やはり何だか他人任せにした平和づくりというものを自分のものとして考えるような大きな突破口になっていくんじゃないか。日本人が、これまでは日本以外で起こっていることはもう全く関心がない、こんな心から、やはりその心が変わつていって、他人任せであつてはならないんだ、これはマニアルの態勢の整備でございましてけれども、態勢の整備が心の整備になっていくんじゃないか。国を守るというのをもうもつと真剣に考えていく、家族を守るといふことをもつと真剣に考えていく、そしてアメリカの青年と共通の価値観を持つていく、こういうふうになっていく物すごく大きなきっかけになつて

今、大野委員御指摘の、心の問題と言われますことはなかなか難しい問題でございますが、いずれにいたしましても、日米相協力してこの極東の平和と安全に資する目的でもって日米安保条約がありますし、今度のガイドラインは、特に我が国の平和と安全に対しての責任を負うということを確実性あるものにしようということでございます。

それから 第三段階では、やはり日米で共同作戦をつくっていかなきやいけない。そして、いよいよどうしても抑止できない場合に初めてこの作戦の開始、こういうことになろうかと思うのであります。

事前協議の問題で、今までの日米安保条約では、例えば区域・施設の変更とか出動とか、そう

○野呂田國務大臣 日米間におきましては、日米

○野呂田國務大臣 御指摘のようにならざるやうに、一層そうい

うものを継続、反復して強化してまいりたいと思っております。

○大野(功)委員 ありがとうございます。

次に、協力の枠組みの中で一つの問題点は、これはマニュアル、つまり手続も含めたマニュアルでありますから、極めて透明性が要求されると思っております。具体的には、要求されると思うのであります。国民としては、なるべく透明にしたい、具体的にしてもいい。しかしながら、第一線の指揮官から見ると、余り具体的に書かれたら身動きがでないのかな、こういう問題も出てくるかと思っております。しかしながら、マニュアルがあるからこそ、現場の指揮官もそのマニュアルに沿って、新しい、全く予測していなかったことが起こりましても対応ができる、こういうふうにも思うわけであります。

今度のマニュアルを見ますと、例えば対外的な面、つまり後方地域支援とか後方地域捜索救助活動、船舶検査活動、これにつきましては、それぞれ別表一、別表二でわかりやすく書いてあるわけであります。したがって、わかりやすく書くことによって、諸外国の無用の不信感が出てこないと思っております。また、戦争に巻き込まれるんだなどという議論をする向きもありますけれども、これがあるために歯どめがきつつかかっている、このように理解して、私は評価するものであります。

しかしながら、対内的な点、つまり、民間に協力を求める、あるいは地方公共団体に協力を求める、この点については必ずしも透明性がないような気がするわけであります。もちろん、法律の専門家がおりますと、この対内的な問題というのは、日米地位協定に根差すものであり、あるいは、例えば港湾法、航空法にきちんと規定しているということとわかるわけですが、国民すべてが法律の専門家ではありません。

そこで、この法律を、ガイドライン関連法案等だけを見たら、対内的な部分、地方公共団体に對する協力の要請あるいは民間に對する協力の要

請、この部分は不透明なところが多いのじゃないか、このように思うわけであります。私は、この点をもっと透明にしたいと努力があらうてしかるべきだというふうにお考えでございますか、この点はどのようなふうにお考えでございますか。

○野呂田(功)大臣 御指摘のようなことは考えられることでありますけれども、周辺事態でどういう事態が生ずるかというところは、必ずしも、あらかじめ予想することができないわけでもございせん。だから、その事態に對してどういふ協力を求め、または協力を依頼することが起こるかというところは、あらかじめ全部網羅的に特定することは困難であると思っております。

そこで、政府は、関係者が集まって、この協力を求める十項目等の事項が原形であるというふうな考え方で、地方公共団体に示しているわけでございます。

何とか、予算委員会でもいろいろ議論になりましたが、例えば輸送等に関しては、運輸大臣から、ある種のマニュアルをつくって、そういうものを少しわかりやすくしたいという御発言もありましたし、私どももさらに、こういった点については、協力を求める側に對しまして、もう少しわかりやすいような方法を用いて徹底してまいりたい、こういうふうにお考えでございます。

○大野(功)委員 わかりやすい、透明性のあるマニュアルとなるよう期待しております。

あと、枠組みの問題で、例えば国会の承認とかそういう問題もお伺いしたいのでありますけれども、時間がございませんで、第二の側面でございます。歴史の流れの中でこのガイドラインがどういふ意義を持つものであるか、この点について御質問をさせていただきます。

歴史の流れの中で、日本の防衛というのは、国連というものがあって、そして日米安保体制、日米二国間同盟体制というのがあって、そして冷戦の終了が現に至っているわけでございます。

そこで、今、日本の体制を考えますと、戦後の国連第一主義、日米安保条約もそういう節があるわけでありまして、同盟関係でございますけれども、例えば第五條を見ても、アメリカの行動というものは、安全保障理事会が国際の平和と安全を回復し及び維持するために必要な措置をとったときには終了だ、こういうふうな書いてあるわけでありまして、国連が出てくるまでの間、日米安保がある、こういう建前になっております。その後の国連の役割、例えば、現実には国連軍が存在しない、あるいは大国がビート、拒否権を持っている、こういうことで、現実にはなかなか動きにくいところはあるけれども、やはり国連の傘というのがあって、その中で同盟関係がある。

では、その重みはどうなんだ、こういうことでありますけれども、キーワード、例えば安全保障条約と国連連合とそれから憲法という言葉、これが私は日本の安全保障におけるキーワードだと思っておりますが、そのキーワードが使われている回数をちょっと見てみますと、日米安保条約では、日米安保という言葉は六回使われております。国連連合という言葉は十一回使われております。憲法は三回使われております。わずかに十條ばかりの安保条約でございますけれども、憲法は三回使われております。

それが新ガイドラインになりますと、安保条約では六回使われておりました日米安保という言葉が十四回使われておりました。憲法という言葉は一回。国連連合という言葉は、安保条約では十一回使われておりましたが、今度の新ガイドラインでは四回しか使われていない。安保条約という言葉は使われ方がだんだんふえておりますけれども、国連連合という言葉の使われ方は減ってきている、こういう現象でございます。

そのことは、いわば日本の歴史を振り返ってみましても、日英同盟の二十年間、日本は大変平和を享受できたわけでありまして、また、日米同盟の、日米安保条約の四十年間、これも大変な平和を享受できているわけでございます。しかも、日

米同盟というのがアジアにおける公共財とまで言われるようになった、アジアにおける安全と平和のインフラとまで言われるようになってきております。

そういう意味で、ちょっとお尋ね申し上げたいのであります。二国間同盟の重要性がますますふえていて、そして、これまでのガイドラインになかった周辺事態のところが今回の措置で埋まってきた、こういうことから、私は、今回のガイドラインというものが、アジア太平洋の平和のために日本とアメリカが協力して努力しているんだという物すごく強いメッセージになるのではないかと。それから、日本が周辺諸国の潜在的な危機や地域紛争あるいは人道的危機、自然災害というのに對して、日本なりの努力、日本のやり方での努力、これをアメリカと協力して一生懸命やっていくんだ、こういう強いメッセージになっていくのではないかと、このように思っておりますが、いかがでございますか。

○高村(功)大臣 現在お語りしているガイドライン関連法案等でありまして、冷戦終結後も依然として不安定、不確実な要因が存在する中で、まさに委員がおっしゃる通りに、日米安保体制のより効果的な運用を確保して、我が国に對する武力攻撃の発生等を抑止することに資するものであります。

我が国の平和と安全に重要な影響を与える周辺事態が生じた場合、米軍は、事態の拡大の抑止、收拾のため種々の活動を行うことが想定されるわけであります。このような米軍に對し、委員が御指摘のとおり、我が国が何らの協力も行えないとすれば、事態はさらに拡大しますし、我が国の平和と安全に一層深刻な影響が及ぶこととなるおそれがあるわけであります。したがって、まして、我が国が平和と安全の確保に資するものであると考えます。

ただ、委員がおっしゃった、安保条約と国連との重みがどうだというお話であります。この二

つが相反するものであれば、どっちをとるかという話になるわけですが、全く相反するものでなくて、安保条約も国連憲章の枠内ということでごさいますから、どちらも大切だということでごさいます。

○大野(功)委員 ただいま外務大臣から、国連と日米安保条約、マルチとバイ、両方とも大切なんだとおっしゃってくださった。私も全く同感でございますけれども、世の中には往々にして、マルチとバイというのはゼロサムゲームである、こういうふうな解釈する向きがあります。私は、もう日本の今の安保体制、国連という非常にきれいな理想的な着物を着た二国同盟関係だ、すばらしいでございだなと思っております。そういう関係を今後とも引き続いて努力して維持していかなくばいけません、このようなことだと思っております。

そこで、次に、キーワードとして、今回も、周辺事態とは何だ、周辺とは何だという議論が随分予算委員会でもありました。例えば、この場合のキーワードは極東であります。これは安保条約に出ております。それから周辺という言葉であります。アジア太平洋という言葉であります。ちょっとと見てみますと、安保条約では極東という言葉が三回使われております。その間に防衛大綱で一回使われております。新ガイドラインではもう使われなくなっております。それから、周辺という言葉であります。安保条約では使われておりませんが、新ガイドラインでは二十八回使われております。アジア太平洋地域、私が一番好きなキーワードでありますけれども、これは日米安保条約では全く使われておりませんで、日米安保共同宣言で十二回使われておる、こういうことになっております。

言葉だけでとらえますと、アジア太平洋というのが一番大きな概念で、その次に極東があつて、極東よりも周辺というのは狭い感じがな、こういう感じが言葉としてはするものであります。こういうふうな言葉が変わってきているというのは、

何か特別な意味があるのかないのか、この辺について御解説をいただければありがたいと思っております。

○高村国務大臣 昭和五十三年に旧指針が作成された後、二十年近くが経過する間、冷戦が終結して国際情勢が大きく変化したわけでありました。しかしながら、我が国を取り巻く国際情勢には、依然として不安定、不確実な要因が存在しているわけでありまして、このような情勢において、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える周辺事態に際する対応を中心として、より効果的な日米防衛協力関係を構築することが一層重要になってきたわけでありまして。

このような認識のもとで、日米両政府は、日米安保共同宣言において、これは平成八年四月になされたものであります。指針の見直しを開始することで見解の一致を見て、その後、日米協議を行ひ、平成九年九月に新指針を公表した次第でございまして。新指針により、日米安保体制のもとでの日米間の防衛協力関係がより一層効果的なものとなり、ひいては日米安保体制の信頼が一層向上することにつながるものと考えているわけでありまして。

そして、周辺事態は、御指摘の極東やアジア太平洋といった観点ではなくて、あくまで我が国の平和及び安全に重要な影響を及ぼすか否かに注目したものでございまして。

また、日米安保条約のもとで我が国に駐留する米軍の存在がアジア太平洋地域諸国に安心感を与えている、結果としてこの地域の安定要因となっていることについては、これまで繰り返し御説明してきたところでございまして。

○大野(功)委員 時間がなくなつてまいりましたので、あと一、二問に絞らせていただきますけれども、一つは周辺事態。いろいろ議論しております、定義はどうなんだと。これは別の機会に別の方にやっていただくとしても、私は、避けて通れない問題が台湾問題だと思ふのです。アメリカは、この問題については全く明らかに

していない。いわばストラテジック・アンビグイティー、戦略的あいまいさで対処している。これに対して日本も、アメリカがそうすることに對してどうするかは全く言わない。いわば二重のストラテジック・アンビグイティー、二重のあいまいさで対処している。これは私は、二重のあいまいさで対処していくべきだと思つておりますが、しかしながら、この台湾問題を平和的に解決していくべきだ、この強いメッセージを常に出していかなくばいけません。中国に常に多国籍の中で安保対話、安保問題の議論に入ってもらつていかなくばいけません、こういう努力をぜひともお願いしたいと思つております。

二問続けて申し上げますのでよろしく願ひしたいのですが、もう一つは、これまで、安保条約の五条は日本を守つてもらふんだ、それから六条はそのかわり地域、区域を提供するんだ、こういうような人と物との協力関係。これが、先ほど申し上げましたように、今回はそれに加えて人と人との協力ができてるんだ、こういう意味で本当に大きな転換期だと思つております。

冷戦時は、一度戦争が起つたらもうそれで世界が終わるんだということ、日本の出る幕がなくなつてたのかもしれない。しかしながら冷戦終結後は、アジアの地域の中で、日本は責任ある大国としていかにそのような事態に對応していくか、これはアジア諸国が見守つていいると思ふのです。

もし日本が、そういう事態が起つて何も回答しない、ノーアンサーであれば、これはもう諸外国の信頼を失つていくだろうし、それから、間違つた回答をすれば、日本はまた軍国主義の道を歩むのか、こういうようなことを思うだろうし、無用の不信感を起すでしょう。それから、もし回答が物すごく遅ければ、これはいつもながらのツレイト・ツレイトルかということになりまして、私は、やはり日本が責任ある態度できちつと對応していくべきだと思ひます。そういう意味で、人と人の協力、自分の手を汚

さないという話からやはり協力していくんだ、こういう意味で日米協力関係を新しい一ページを開くのではないかと、私はこのように思つております。

その点についてのコメントをちょうだいして、私の質問を終わらせていただきます。

○高村国務大臣 周辺事態というのは、あらかじめ地域を特定できないという意味で地理的概念ではないと何度も言っているわけですが、そういうことでもあります。台湾のみならずこの地域でも、入っていると入っていないとかいうことは言えないということは御理解いただきたいと思ひます。

そして、委員が御指摘になつたように、我が国は、日中共同声明において表明された基本的立場を堅持した上で、台湾をめぐる問題が当事者間の話し合いにより平和的に解決されることを強く希望している、このメッセージはここで改めて出させていただきます。

そして、日米安保条約に新しい一ページを開くものではないか、こうおっしゃつたわけですが、それは言葉のとおりようでそういうことも言えるのかもしれませんが、この法案は、日米安保条約の目的の枠内において、そして、そういう中において日本としても、日本の平和と安全に資するため活動している米軍に對してはできるだけ汗を流して協力しよう、こういうことを目指したものでございまして。

○大野(功)委員 ありがとうございます。

○山崎委員長 この際、中谷元君から関連質疑の申し出があります。大野君の持ち時間の範囲内でこれを許します。中谷元君。

○中谷委員 戦後、日本の防衛について、日本人は何か誤解や錯覚をしているのではないかと気がいたしております。

それは何かというと、確かに、吉田茂氏のしいた日米安保体制というのは定着をいたしておりますが、日本は日米安保体制があるからきつとアメリカが守ってくれるはずだとか、アメリカはスー

バーマンで、いざというとき日本のために何でもやってくれるんだという意識であります。もしテポドンのようなミサイルが飛んできたとき、我が国は迎撃及び報復の能力を持っておりません。そのときはきつとアメリカが対処して報復してくれるはずだ、だから日本に手出しをしないのではなにかという期待を持っております。

また、北朝鮮の核疑惑においても、日本が独自に交渉するつもりを持っておりません。現に、米朝交渉によって、今回交渉が成立してはととしておりますが、このような核の交渉。また、朝鮮半島において何か不測の事態が起こったときには、すぐに米軍が出て鎮圧してくれるだろう、日本は平和憲法があるから自衛隊は外に出るべきではないし、じつと日本のことだけ考えて相手の軍事行動を批判していれば、そのうち解決するだろうという意識もあります。また、いざとなったら、韓国にいる日本人の救出も米軍がやってくれるだろうというふうな期待も持っております。

しかし、果たして、このような考え方で本当に米軍が日本を守ってくれるのか、いざというとき、米軍は体を張って日本のために行動をしてくれるのかという点でございます。

現に今現在も、日本にアメリカが駐留して、アメリカの若者が日本のために汗を流してくれているわけですが、やはりこの世界はギブ・アンド・テイクでありまして、それなりの協力をしなければアメリカは日本を助けてくれません。何もなしに日本では、いざというときアメリカは行動してくるのか、そのことを忘れて、日本は自分の国の平和だけを主張しているというふうな気がするわけでありまして。

そのいい例が、最近、高知県の橋本知事が、高知県に非核港湾条例というものをつくって高知県に入る外国艦船を、当初、非核証明がなければそれは知事の判断によって決めるというふうな条例をつくらうといったしました。私は、これはいわずに、一國平和主義ではなくてイッケン平和主義、このイッケンというのは、一つの県という意味と、

一見、ちょっと見ればという意味でイッケン平和主義というふうに思っています。自分の国の平和だけ主張して日米安保の必要性を県民に言わない、アメリカへの協力、また訓練支援のことを主張して核のことを言うならわかりますけれども、核のことだけしか言わないという点については、そういう風潮が日本全国の地方自治体に広がるということについては、大変大きな心配を私はいたしております。

やはり日米関係、また日米安保は、日本の将来においてどうしても必要であって、大切にしていかなければならないと思っております。安保条約を結んでいる友好国のアメリカが信じられないということはおかしいわけであって、互いに信じ合うことが一番大事なことであります。

こういう意味におきまして、現在、政府の日米安保の必要性に対する認識と、今回ガイドライン法案を提出されたその理由について御説明をいたしたいと思っております。

○小淵内閣総理大臣 日米安保条約に基づく日米安保体制は、過去四十年、我が国並びに極東の平和と安全をもたらしただけでなく、アジア太平洋における安定と発展のための基本的な枠組みとして、有効に機能してきたと評価いたしております。このような日米安保条約の役割は国民の大多数により支持されていると考えておりまして、政府といたしまして、今後とも日米安保体制の堅持を安全保障政策の重要な柱として維持していくことは当然と考えております。

そういった意味におきまして、現在国会にお諮りいたしております周辺事態安全確保法案等も、我が国の平和と安全の確保に資することを目的とするものでありまして、冷戦終結後も依然として不安定、不確実な要因が存在する中で、日米安保体制のより効果的な運用を確保し、我が国に対する武力攻撃の発生等を抑止することに資するものである、こうした考え方で提案させていただいておりますので、一日も早い成立、また承認を強くお願いいたしております。

中谷議員御指摘のように、この日米安保条約が吉田元総理の手によって、ただ一人、講和条約発効時におきまして結ばれました。その後の経過、この条約の存在があり、かつまたその改定が六〇年に行われ、そして七〇年には自動継続と相なっておるわけでありまして、そういう中で、申し上げましたように、四十年間日本の安全は確保されてこられたわけでありまして、そういう点で、この存在そのものが、十分この存在意義について深い理解を持たなくても平和は確保されてきたという認識が、やや国民の中にも存在するのではないかと考えております。

したがって、改めてこの条約の意義につきましても、今回のこの事態に対して存在の意義を明らかにするとともに、もとより法的な整備につきましても、きちんとこれをいたしていくということには、やはり大きな、新しいこの安保条約の意義を再認識する絶好の機会だろう、こうとらえさせていただいております。

それから、第二点として、先般、各自自治体等が議会に提出をいたしました、例えば高知県、函館市の条例等の問題があるわけでございますが、いずれにいたしましても、議会における審議過程で種々の問題が指摘をされ、真剣に議論された結果、継続審議とすることが採択されたものと承知をいたしております。この過程で、中谷議員もまた御信念に基づきまして行動されたことに、評価をいたさせていただいております。

地方公共団体に認められている港湾施設の使用に関する規制は、あくまで港湾の適正な管理運営を図る観点から港湾管理者としての地位に着目したものととらえておりまして、地方公共団体が、いわゆる非核証明書の提出を求め、その結果に基づき港湾施設の使用に同意決定を行うことは、外交関係の処理に当たる国の決定に地方公共団体が関与し、またはこれを制約するものであり、港湾管理者の権能を逸脱するものでありまして、地方公共団体の権能の行使としては許されなものであると考えております。

政府といたしましては、今後とも非核三原則を堅持していく方針であり、外国軍艦に対して寄港の同意を与えるか否かにつき決定する際には、このような基本政策を堅持するとの立場を十二分に踏まえて対処していくと考えております。

地方公共団体の皆さんにも、非核三原則を守っていく政府の態度を信頼していただくとともに、国と地方公共団体の適切な役割分担につき御理解をいただきたいと思います。また、中央政府と地方自治団体、おのおのの権能をそれぞれ十二分に発揮することによって国全体が維持できるんだらうと思っております。

やや最近の状況を考えますと、かつて明治維新前に、それぞれの藩がございまして、藩自体が外交権も若干有しておるような感じが、外国の艦船を打ち払ったりしたようなことがございまして、たけれども、もうそういう時代ではない。やはり国として行うべきことは、きちんと国として処置をさせていただくというのが根本ではないか、このように考えております。

○中谷委員 私もそのように思います。やはり高知県は日本の一部であります。今、地方分権とか地方自治の自立とかいふことが進んで、権限移譲が進んでおりますけれども、それを進めるなら、やはり国のやるべき仕事と地方の仕事と明確に区分しておかないと、お互いに干渉し合って相互の不信任が芽生えますと、国は混乱し、治安は乱れるということがあります。

この安保政策においても一つ例がありまして、ニュージーランドという国が、非核という政策を遂行する余り、非核の法案をつくったそうでありまして、それに対してアメリカは、同盟関係にあるアメリカが信じられないのかというふうなことで、直ちに同盟関係を凍結をされて、実効性を失っているという現状でありまして、日本でも今そういうことが行われますと、非常に不安定な要因があつて、大変なことではないかというふうな思っております。

まさに行政改革の法律がこれから議論される前

に、やはり地方分権を推進する場合に、この事務分野を明確に区分すべきではないかというふうな思っておりますが、この点についての自治大臣の御見解、また、この非核条例のような、国の安全にかかわるような条例を制定する動きについて、御見解を求めたいと思います。

○野田(総務大臣) ただいま総理から御答弁されましたように、やはり、国は国の役割があり、地方の自治体は自治体の役割があるわけであって、それぞれがみずからの役割を的確に果たしていくことにおいて国全体としての機能が円滑に発揮されるという、この基本原則は非常に大事だと思っております。

同時に、今御議論いただいております外国の軍艦の寄港に関する問題は、そもそも友好増進のために外国の軍艦が寄港しようというものであります。その外国の軍艦の寄港に同意を与えるかどうかというところは、そもそも外交関係の処理そのものであるわけでありまして、国の外交関係の処理に關して地方団体がこれに關与したり制約を加えるというところは、そもそも港湾管理者として地方の県知事と与えられております。港湾施設の利用、管理運営、こういったことに關する権能を逸脱しておるものであるということをかねてから申し上げておるところでございます。今回、それぞれの議会において継続審議という取り扱いになされて、冷静な審議ということも行われておるといふことは、結構なことだと思っております。

その点で、先ほど来御議論いただきましたとおり、中谷議員が大変御尽力をいただきましたことに、改めて敬意を表したいと思います。

○中谷委員 その点について、運輸大臣にもお伺いをさせていただきたいと存じます。

運輸省の所管する港湾法は、地方自治体に港湾管理権を与えて岸壁の管理等を実施いたしておりますが、神戸市が、市議会の決議によって、非核証明の提出を求めて、それがなければ入港を拒否しようとしているわけですが、それはやはり国の権限を侵すことになっていないかと思

す。あくまで地方は岸壁の使用に際してのみの権限であって、条約が履行できないということにおいては、外交上、安保上支障が出てくるわけでありまして、

そこで、港湾法では地方が判断して拒否できると思つてゐるようなところもございまして、この点についての運輸省の御見解と、外国艦船の入港に關して現在の港湾法をもつと明確に、はっきりとこの際改正すべきではないかと思つてゐますが、この点についてお答えをいただきたいと思つてゐます。

○川崎(総務大臣) 特定な理由がある場合に港湾施設の使用を拒否することができると書かれてあります。このことの意味は、港湾の適正な運営管理に支障があるという場合に特定される。非核証明書が提出されないというものが特定な理由になるかといへば、私どもは、ならないと判断をいたしております。

外国艦船の港湾施設の使用を非核証明書が提出されないという理由のみにより拒否し、不平等取り扱いをする場合におきましては、私どもは、法第四十七条に基づき、港湾管理者に対し、行為の停止、変更命令を行うことができると港湾法ではっきり書いてありますので、当然、そういうときには私は私どもは適切な対処ができる、こう考えております。

○中谷委員 この点につきましては、今後、地方分権を進める上において、はっきりと明確に区分をして、お互いが干渉し合わないよう、不信感を持たないようにお願ひしたいと思つてゐます。

続きまして、周辺事態における邦人の救出についてお伺いをいたします。

現在、韓国には約三万人程度の在留邦人また観光客がいるというふうな言われておりますが、急に北朝鮮が韓国領土内に攻め込んできたかどうか、いざというとき、海外の日本人を助けることが国としてできるかどうかという問題であります。

現状はどうなつてゐるかというところ、三つの段階に分かれてゐると思つてゐます。一つは平常なとき、

もう一つはやや有事に近いとき、そしてもう一つはもうめちやくちやの状態の混乱期ということ。で、第一の、割と平時においては、民間航空機が就航しておりますので、それで邦人が帰還できまう。やや有事になりますと、民間飛行機が行けないというところで自衛隊機が派遣をされまして、それによつて救出可能になります。しかし混乱期ということになりますと、輸送の安全の確保と、自衛隊法百条八の改正案においても、これによつての制約があつて、安全が確認されない場合は邦人の輸送のための船舶や航空機を派遣できないということになっております。

したがって、そのときはどうするかというところ、韓国が米軍の飛行機を頼らざるを得ないんです。が、当初、ガイドラインにも米軍による邦人の救出を入れて、米軍が実施する項目というふうなことでお願いをしておたんですが、最終的にはアメリカから断られました。これはもう一人前の大人として当然のことですけれども、そういうことを他国に頼られて義務にされるかアメリカも、本当にたぐさんの国からそういうことを頼まれると困る、自分のことは自分でやりなさいというふうなことで、当然のことだと思つてゐます。

そこで、こういう現状において、幾つかの問題点をお伺ひしたいと思います。

まず、当初の邦人保護は外務省の所管でありまして、当地の在外公館、大使館が行うわけでありまうけれども、予想される事態において、まずその国に在る日本人を安全に集合させて、自衛隊が来る場合は自衛隊に引き渡すまでは、その国の国内での移動を確実に安全に行う体制にあらなければなりません。仮に一気に北朝鮮が南進してソウルが北朝鮮の勢力下になつたときに、在外公館はこれを確実に実施するためにいかなる方法、手段を用いるのか。またさらに、無政府状態になつたときに、相手国の同意がないと自衛隊機は派遣できませんが、どうやって日本人を日本に帰還させるおつもりなのか、外務大臣にお伺ひしたいと思います。

○高村(総務大臣) 御指摘のような仮定の状況を想定した御質問に沿つた形でお答えすること、無用の誤解を招くこともあつて、必ずしも適当でないと考えるわけではあります。一般論として申し上げまうと、緊急時における邦人保護については、政府といたしまして、その重要性を認識し、各国、地域の事情に応じ、緊急事態発生に備えた邦人保護の体制の整備に努めてゐるわけでありまう。

例えば、今委員が御指摘になつた韓国であります。在韓日本国大使館、在釜山日本国総領事館及び在済州島日本国総領事館は、万が一の場合に備えた邦人保護措置の一つとして緊急事態対処マニュアルを作成し、在留邦人に配付してゐるわけでありまう。このマニュアルによれば、例えば緊急事態の際の連絡体制だとか緊急時に向けた物資等の準備、緊急時の退避の方法、手段等について記載をしてゐるわけでありまう。

とありあへず、それだけお答えしておきます。

○中谷委員 マニュアルがそういうことであります。と、出向をする確実な手段を持っていないというところではないかと思つてゐます。

仮に自衛隊が、運よく同意があつておられた場合、そこで状況が急変しまして、自衛隊が、では出発しようという段階になつて輸送の安全が確保されない場合、そのときは無理を押しして自衛隊機だけ空で帰ってくるのか、それとも、ついでだから邦人を乗せて帰ってくるのか。この点についてはどう認識されてゐますでしょうか、状況が急変したとき。

○野田(総務大臣) 委員もおっしゃつてゐるとおり、仮定の問題として、情勢の悪化によりまして派遣国先の空港、港湾等において輸送の安全が確保されなくなつた場合には、情勢の悪化の影響を避けるためにあらゆる手段を講じなければいけません。その手段を講じた結果として、保護のもとにあつた在外邦人等を機内または船内に収容し、本邦等の安全な場所へ退避することとなるかと思つてゐます。

○中谷委員 無理な救出は行わない、せっかく自衛隊が救出に行っても、そこで無理をして帰ってこないというようなニュアンスでとらせていたいただきましたが、しかし、せっかく行った以上は邦人を連れて帰ってくるべきだと思いませんか。

そういう場合に、武器の使用ということが問題になってくるわけですが、今回の改正案の第三項の規定に基づいて、やむを得ない必要があると認める場合には、その自衛隊機の周辺にいる日本人は武器を使用して守ることができると理解しておりますが、そういった状況が急変した場合に武器の使用ができると理解しているのか。そして、かつまた、相手国がいわゆる国または国に準じるものであっても、武器を使用しても問題が生じないかと考えておられるのかどうか。この点について長官か、法制局長官でも結構ですが、御見解をお願いいたします。

○野呂田国務大臣 あえてお尋ねの事例を想定しますと、輸送の安全要件が確保されなくなった場合に、一たん自衛隊の保護のもとに入った在外邦人等を機内または船内に収容し、ともに安全な場所へ退避することでも同条第一項が否定しているとは考えられないことは、先ほど述べたとおりであります。

その場合に、隊員及び保護下に入った在外邦人等の生命または身体防護のために武器を使用したとしても、その武器使用は輸送業務との関連で行われるものであり、同条第三項の要件を満たすものであれば、たとえ国または国に準ずるものに対して行ったとしても、いわば自己保存のための自然権の権利に基づく必要最小限の武器使用であると考えられることから、憲法上問題となることはないと考えております。

○中谷委員 非常にそういう点において、まだ理解ができない点がございます。つまり、一たん目的地に行つて救出する場合は邦人の保護として許されるわけですが、まだ行っていないときにはそれはできませんという考え方がどこから出てくる

かわからないわけでありまして。

つまり、やはり国家として邦人の救出については最善を尽くすべきであつて、まだ目的地に行っていない場合でも、やはり邦人の生命と体の安全を確保する必要があるれば、自衛隊を派遣すべきではないか、それは国家として当然の行為ではないかというふうに思っております。

しかし、残念ながら法的整備がそこまでいっておりません。ですから、その点は米軍に、または韓国にお願ひしなければなりません。やはりギブ・アンド・テークで、日本人を助けてくれと言うだけではだめですので、その点でもガイドラインをしっかりと整備して、我が国のなし得る行為、協力をやっていただきたいと思います。

次に、今論点になっております、それを国会報告か国会承認かという点についてお伺いをいたします。

周辺事態というのは、あくまでも我が国の平和と安全に重大な影響を与える段階であります。これにおいて、一つの国の安全装置だと思ひます。

今の安全装置はどうなっているかという、平時即有事というすごい段差があつて、急に対処できないという問題があります。ですから、この周辺事態というのは、いわゆる有事が赤信号、平時が緑信号とすると、黄色信号の状態ではないかと思ひます。ですから、黄色信号がともつたときに、赤になるのか、また努力をして緑に引き戻すかという点については、いかに迅速に黄色信号のときに対処ができるかどうかという点ではないかと思ひます。

ですから、黄色信号も、点滅して早い段階はまだ事態の烈度が低い段階で、コントロールができる状態でありまして、そのような初期の段階で政府が対応することによって、できるだけ赤にならずに、安全な緑の状態に引き戻せるわけでございます。

そういう意味で、やはり政府の対応というのは迅速性が必要であります。仮にもし国会承認を求めるとなると、このガイドラインの審議のよう

に、憲法問題また権限の問題で、このガイドラインの質疑が始まるまでも一年近くかかつて、またこの国会でももう本年に二カ月、三カ月かかつてやつと動き始めたぐらいで、急に国会を開いて結論が出るかとすると、大混乱になると思ひます。

そういう意味では、黄色段階での国家の安全装置が働かないというような気がするわけでありまして、国会での取り扱いについて、関与の仕方について政府の御見解をお願い申し上げます。

○野呂田国務大臣 委員御指摘のとおりでありまして、この法案に基づいて自衛隊が実施する三つの活動がありますが、これらはいずれも武力の行使を含むものでもございせんし、あるいは国民の権利義務に直接関係するものでもございせんし、迅速な決定をする必要がありまして。

また、これらの活動は、客観的に見ますと何ら強制力を伴うものではありません。例えば、自衛隊法に定められている海上警備行為あるいは要請による治安活動は、警察官職務執行法の武器使用規定が準用されることになって強制力を伴う活動でありますけれども、国会承認は必要とされていせん。

以上のような活動の性格とか他の法律との均衡といった件を勘案しますと、本法案における基本計画については必ずしも国会の承認を得る必要はなく、基本計画を遅滞なく国会に報告し、国会での議論を踏まえつつ対応措置を実施していくことが、今委員が指摘されたような緊急の事態に適切に対処し得るゆえんだと思つて、こういう法案をお願い申し上げている次第であります。

○中谷委員 私の政治生活の経験上、この問題を国会承認にしますと、恐らく一カ月間はてんやわんやの大騒ぎになつて、結局非常ボタンを押さない、押すには一カ月ぐらいかかると思ひます。しかし、そうなるよりはむしろ然るべきであります。こういう場合は直ちに行動をしていただき、それが国の安全装置ではないかというふう思つておりますので、よろしく国会報告で対処

していただきたいと思います。

次に、もう一点の論点で、周辺事態法全体を日米安保条約の枠組みで運用するべきだという論も出てきております。

この法案に盛り込まれた三つの活動は、一つは米国軍の後方地域支援、もう一つは後方地域の捜索救難活動、もう一つは船舶検査というものが三本柱であります。

確かに、後方地域支援というのは、日米安保の中、米軍にいかん協力をするかという点で明らかにされた点であります。しかし、残りの捜索救難と経済制裁のための船舶検査は、ガイドラインの別表には、「日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力」というふうになっております。

すなわち、その周辺の事態が我が国の平和と安全に重要な影響を及ぼすわけでありまして、我が国が独立国として平和と安全を確保するために必要な措置であると判断すべきだと思ひます。必要措置であるとして判断すべきだと思ひます。現在、周辺事態確保法において、後方地域支援のみならず、捜索救難や船舶検査も日米安保の枠内で実施すべきであるという議論がありますが、この点については現在政府はどうお考えでございますでしょうか。

○高村国務大臣 日米安保条約の目的は、極東及び我が国の平和と安全を守るためでありまして、この周辺事態安全確保法案は、そのうち、我が国の平和と安全というものに着目して、それに資するのためにできているものでありまして、そういう意味で、周辺事態安全確保法というものは全体として日米安保条約の目的の枠内である、こういうことを申し上げているわけでありまして。

今御指摘の二つの我が国の主体的活動、こういうものでありますけれども、これも、第一条に言うところの周辺事態において行われる、そういう意味では安保条約の目的の枠内と言つても差し支えないんだらう、こういうふう思つております。

○中谷委員 そうなりますと、あくまでも周辺事態という範囲でとらえた意味でありまして、その

法案の中身は、一部の野党が言うような対米支援法だとか自動参戦装置とか、そういうアメリカのための法律ではなくて、日本のための、いわゆる黄色信号のときの日本独自の法案であるというふうに私も認識したいと思っています。

そしてまた、船舶検査の活動においては、いわゆる経済制裁の実効担保措置であります。これには国連決議が必要であります。過去三回船舶検査が行われております。九〇年のイラクのクウェート侵攻、九一年のユーゴスラビアの紛争、九三年のハイチのときの三度だけですが、いずれも国連決議がとられた後に船舶検査が行われております。

これはなぜかという、やはり海の上は航海自由ですから、その船をとめる権限はどの国にもないわけです。しかし、国連でそう決めたならば、国連の加盟国がそれを守るといふ意味で停船を求めて検査をする。いわゆる国連の活動にしておかないと海賊行為であり、集団的自衛権に発展してしまいますので、この点はきちっと国連決議は必要だと私は思っております。

またもう一点、この船舶検査も含めて、本当にこれに参加するのが米国だけかといえ、多数の国々が参加をいたしております。イラクのときは十九カ国、ユーゴは十三カ国、ハイチのときは六カ国というように、アメリカだけが参加するのではない。しかし、我が国周辺事態で船舶検査をするという事は、我が国の安全に対しても各国が協力していただいているということでありまして、当然アメリカ以外の国々も、我が国への寄港や補給また食料の援助などを求めているわけでありまして。

しかしながら、今回整備される法案では、アメリカ合衆国においての支援のみしか整理をされていなくて、アメリカ以外の国々、例えばカナダとかオーストラリアとか、非常に国連活動に熱心で船舶検査によく参加する国々もありますが、そういった国々に対して配慮を欠いているということを感じざるわけではございません。

日米安保条約の枠内であるということに固執する余り、米国以外の諸外国との関係では、協力、協調関係を構築する上でやや障害になっているのではないかと思います。この米国以外の国々に対する問題についてはいかがお考えでしょうか。

○高村国務大臣 今委員もおっしゃったように、今お語りしている法案は、新たな指針の実効性を確保するための措置の一環として、周辺事態に対応して我が国が実施する対米協力を含む措置、その実施手続等の必要事項を定めるものでございます。

この法案にある船舶検査活動は、新指針の実効性を確保するためのものであって、かつ周辺事態における我が国の対応であるとの性格を有する活動でありますから、日米安保条約の目的の枠内と言えらるものであります。

そして、今委員が御指摘になった、周辺事態におきまして船舶検査活動を実施する米国以外の国々との間で種々の協力が想定されないかといえ、それは想定されるところであります。このような協力については、今お語りしている法案のような指針の実効性を確保するための法整備とは別の観点から、そのあり方につき検討されるべき課題である、今後の課題である、こういうふうに思っております。

○中谷委員 そのように整備をしていただきたいと思っております。

そして最後に、今回は黄色信号の危険な段階の法案であります。しかし、問題は赤信号の日本有事でありまして、この有事においての日本の有事法制並びに有事AOSA、これが全く整備をされておられません。やはり総理として、危機管理、国の安全の責任者として、これも整備すべきだと思っております。最後に、この点についてどのようなリーダーシップを発揮されますのかお伺いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○野呂田国務大臣 有事法制につきましては、総理は累次御答弁申し上げているところでございまして、私が、私どもとしては、現在の有事法制につきま

しては、三分類に分けていろいろな整理を続けており、随時発表しているところでありますけれども、現在の研究が問題点の整理を目的とし、立法の準備ではないという前提が置かれている等の事情を勘案しまして、引き続き必要な検討を続けていくところであります。

防衛庁としては、研究にとどまらず、その結果に基づき法制が整備されることが望ましいというふうに従来より申し上げてきたところでございまして、

○中谷委員 どうもありがとうございます。

○山崎委員 これにて大野君、中谷君の質疑は終了いたしました。

次に、横路孝弘君。

○横路委員 いやいよいよガイドライン並びに関連法の審議が始まったわけですが、民主党を代表いたしまして、幾つかの問題点についてお尋ねをいたしたいと思います。

このガイドラインと関連法には、やはり問題点が数多くございまして、また国民が疑問に思っていることもたくさんあるわけでありまして。

例えば、特に問題でありますのは周辺事態でございますが、周辺事態に対して自衛隊あるいは自治体、民間が後方地域支援ということなどを行うわけですが、米軍の行動、特に在日米軍の行動というものは、ベトナムだイラクだというように、中東まで展開する部隊でございまして、これに伴って自衛隊の行動も広がるのではないかと、いろいろな疑問もございまして、また、日本を防御する自衛隊、専守防衛の自衛隊がアジア諸国の紛争に介入することになるのではないかと、いったような疑問もございまして、また、海外で武力行使をしない自衛隊が、米軍への協力過程の中で、結果として国際紛争を解決する手段として武力を使うことになるのではないかと、いった問題点、あるいは、国会の承認なしに自衛隊を動かすということが一体許されるのだろうか、こうい

ただ、このことは今後の日本の外交や安全保障

障政策に大きな、ある意味では変更をもたらす要素もあるだけに、慎重な審議を私どもしていかなければいけない。それは、対外的にも、今日まで五十年間日本が進めてき、説明してきた政策とのかかり合いも大変大きいわけでございます。

まず最初にお尋ねしたいのは、最近の国民の世論調査を見ますと、これは九七年のある新聞の調査でございますけれども、日米安保条約には賛成を、自衛隊も大いに必要である、しかしながら、九条を改憲するということは、それは必要ありませんよ、米軍の基地もいけれども沖縄の基地は段階的に縮小していくべきであるということに対する答えが大体六割から七割ぐらい占めているわけでありまして。

つまり、日本が他国の軍事圧力を受けないように日米安保というものを積極的に評価しながら、同時に、日本が再び軍事大国となって他国に脅威を与えるということにならないように憲法九条を活用してきた、この路線は基本的には私は正しいと思っております。国民の今大方の考え方は、いかんかというように思いますが、いかがでございますでしょうか。

○小淵内閣総理大臣 今の世論調査の結果というのは、その時点において国民の意識をそれなりに表現しているものだと思いますし、と同時に、従来、日米安保も含めて、戦後の安保論争、いろいろお聞きをいたしております、ある意味では今昔の感、しないでもないだろうと思うのです。安保条約を全面的に否定をして、日米間のこうした条約の意義につきましてはほとんどこれを認めないような状況のときも、国民全体は認めておりましたけれども、なかなか数字的にそういうものが出てこなかった。

しかし、今おっしゃっているように、現在の事態に対処して、その存在を、意義を十分認めつつあるという、ごく常識的な国民世論の一つの反映の数字もその中にあらわれておるといふ認識をしてもよろしいのではないかと思っております。

○横路委員 憲法の持っている平和主義と日米安

保条約という、この両方をともに生かすべき道を国民は求めているように思います。

つまり、日本への軍事的な脅威に対抗するため、日米安保の果たしてきた役割ということは評価しつつ、それは今後も維持していきたいでしょう。しかし、直接の日米防衛と言えない分野であります。すなわち、あるいは日米の協力が北東アジア、極東のバランスを崩すというふうなことになる、あるいはそういう可能性のある分野については、日米協力のメリットと、それから他国がそれを脅威と受けとめるというのをやはりちゃんと比較をして選択をしていかなければいけないだろうというように思うのです。

それから同時に、憲法は、ともかく海外で武力行使をしない、他国に脅威を与えないということ、これはもう、アジアを含めて、国連などの、機会あるごとに我が国が説明してきた我が国の原則だということに思うのです。

その原則から、例えば、自衛隊は日本の国土防衛、日本の防衛のための組織であって、そこから専守防衛という戦略が出てきて、それははっきりさせてきているわけでありまして、日米安保も、米国は日本を防衛する、しかしその見返りに基地の提供を受ける、それは極東の平和と安全のためだというのが安保の基本的な姿、構造になっているわけでありまして、私も、いろいろ議論している上で、この二つのことをしっかりと原則として踏まえていくことが大事ではないだろうか。

つまり、憲法の持っている平和主義と、そして同時にこの安保というものをしっかりと両方とも生かしていく、その果たしてきた役割というのを原則として踏まえながら、確かに状況が変わってきているところもございまして、状況の変化だけについていきたいと思います。状況の変化、日本の国の原則は一体どこなのか、何なのかというのをやはり明確にするという意味では、この原則を守り、いかに大事だと思

○小淵内閣総理大臣 原則を守っていくことは当然のことだろ

うと思いが、日米安保をいまだ今日時点に立ってこれを検討いたしますれば、言うまでもなく、日本の安全のために必要であるということだろと思いが、また同時に、日米間のきずなを築いていくことでありまして、もちろん安全保障に對しての協力でございますけれども、同時に、二条にありまうように、経済的な問題も含めまして、日米がしっかりと

同様の関係を維持していくという趣旨があると思っております。また、アジア太平洋地域の平和の安定にも寄与いたしてきただけでございますが、引き続きその責務は負っておると思っております。

日本の役割につきましても、信頼性を確保するために、諸外国との関係につきましても、いたずらな摩擦が起らないように十分の我が国の立場を明らかにしていくという必要があるかと考えております。

○横路委員 今の総理の説明は日米安保についての説明だけございまして、私は、その果たしてきた役割を認めながらも、憲法の平和主義というものがやはり大きな要素で日本の外交というものは展開されてきた、アジア諸国や国連の場でも説明してきたわけですね。そここの御説明が全くございせんけれども、私は、その二つをしっかりと生かしていくということが日本の外交、安全保障政策の基本にならなければいけない、この五十年間積み重ねてきた中で集約されている原則というのがあるわけですね、そこが大事だということを申し上げているんですが、

○高村国務大臣 委員がおっしゃるように、日本の平和主義の原則というのは、これはきっちり守っていかねばいけないと思いが、委員がおっしゃった原則の中に、安保条約は、日本側は基地を提供することだけなんだというのが原則だということまでは、私はそうではないんだろ

う、こう思いが、

平和主義の原則、憲法九条からの制約で、日本は集団的自衛権の行使になるようなことはできません。

○横路委員 そのところは、ガイドラインにまた関連する問題でございますから、これからの議論でございます。

もちろん、安全保障というのは軍事的な抑止と均衡だけで得られるわけではありせん。もちろん軍事的な信頼醸成措置というのも大事でございますし、軍事面ばかりじゃなくて、経済協力であるとか人的な交流でありますとか、各般にわたる展開が必要でありますし、特に、信頼関係を樹立して紛争を起さないう意味での外交展開というものは大変大事なことだと思いが、

冷戦が終わって、今日の状況の中で、よく答弁の中に、いや不安定な要素がまだまだ多いんだというお話があります。しかし、大きい流れを見てみますと、冷戦が終わってからは、各国の首脳を含めた各国間の対話とか交流というのは非常にやり取り拡大をしてきているんじゃないか、このように思います。例えば、アメリカと中国との関係、日本とロシアとの関係、あるいはインドとパキスタンも対話が行われる、あるいはアメリカと北朝鮮との対話、こういった対話がずつと行われているわけですね。

世界の方も、経済の市場化と相互依存というものは大変深まりましたし、情報というものはもう電子で瞬間に飛んでしまふ、そういう状況でありまして、独裁的な国家もありまうけれども、しかし、そういう国家は世界から孤立をしているわけでありまして、世界はそんな意味でははるかに国として思いが、冷戦の時代よりははるかに国として手段、方法というものはたくさん我々は持っています。

冷戦後の日本の外交、安全保障を見ますと、どうも日米安保だけの話でありまして、そういう意味でいうと、目標をはっきりさせて、現状からその目標に向かっていく、例えば北東アジア、朝鮮半島の平和と安定のためにどうするか、アジア全体をどうしていくのか、そういう政策というのはどうもはっきり見えてきていないんじゃないだろうか、こういう思いがいたします。総理、いかがでしょうか。

○小淵内閣総理大臣 冷戦の終結に伴いまして、圧倒的な軍事力を背景とする東西間の軍事的対決の構造は消滅してきておる、世界的な規模の武力紛争が生起する可能性は遠のいておるということ、その認識は、私は国際的にも定着しておるんだろと思いが、

だが一方、複雑で多様な地域紛争の発生あるいは大量破壊兵器等の拡散といった危険が存在するなど、冷戦終結後の国際情勢は依然としてさまざまな流動的要素をはらんでおり、特に、我が国が位置をいたしておりますこのアジア太平洋地域では、朝鮮半島における緊張の継続等、依然として不透明、不確実な要素が残されておると思いが、

このような認識に基づきまして、政府としては、日米安全保障体制を堅持して節度ある防衛力の整備に努めるとともに、域内の相互信頼関係を高めるための安保対話や防衛交流を進展させること等により、我が国を取り巻く安定した安全保障環境の整備に取り組んでいくところでござい

ます。

東西冷戦で二大核大国を中心にしての緊張した冷戦構造というものは解消されましたが、かえって、そうした双方の大きな勢力の範囲においてある種の秩序が保たれておったという、緊張の中の安定という状況よりも、むしろ地域地域の紛争が発生したり、またコントロールのききかねない、国連の力をもつてもなかなかコントロールのききかねない国家その他がいろいろな活動をする

ということ、ある意味では大変不安定な要素も国際社会の中には起こってきてもおらんじやないか。これをどうこれからコントロールするかというところもこれからの安全保障の大きなテーマであり、それに対していかに責任を負っていくかというところも必要なことではないか、このように考えております。

○横路委員 冷戦が崩壊して、例えば日本についても、日本の領土に対する大規模な侵攻の可能性というのはいなくなったという認識だと思います。今総理からは、不安定しかし不確実な要素が多いんだというお話がございましたが、じゃ、現在日本として備えなければいけない日本の安全にあっての脅威、対応しなければいけない心配事というのは、総理、どういう問題があるというようにお考えですか。

○小淵内閣総理大臣 これは、具体的な問題について触れてここで御答弁することはなかなか難しいと思いますが、日本周辺として考えれば、やはり北朝鮮が秘密核施設を保持して核の開発をしておるのではないかと懸念等がございまして、そうしたことに對しては、やはり国際的な不信任感、不安感を持つておることは事実であります。幸いにして、米朝間におきまして査察の問題が進展をしておるようございまして、その点についてはこれから明らかにしてくるだろうと思っております。また、解明されてくるだろうと思っております。

一方、こうしたものももし生産されるとすれば、その運搬手段としてのミサイルの問題等もございまして、こうした点について透明性のあることが行われれば不安感は解消されるわけでありますが、我が国としては、先刻のミサイルの我が国上空の飛来等を考えますと、確実な状況の中でこの地域が安定しておるといふ認識は、なかなか認定することは困難である、このように考えております。

○横路委員 我が国にとつて朝鮮半島の平和と安定が当面非常に大きな、一番の課題であるというの、私もそのように思います。

よく、議論するときに、朝鮮有事、朝鮮有事という言葉が使われますけれども、総理、朝鮮有事とはどんなことだとお考えですか。

○小淵内閣総理大臣 かつて、昭和二十五年、南北において大変大きな、悲劇的な争いがあつたことは事実でございまして、世界の中でも、いまだ分断国家の中でこれが統一を見ておらない、大変厳しい環境下にあるというところは承知をいたしております。

したがって、今日、韓半島といいますが、この地域において究極的な安定な状況が生まれることを祈念いたしておりますが、その過程におきましては、いろいろの問題がなお解決せざる状況であると同時に、この南北の間の停戦ラインのところに、通称であります、北の方も百万、あるいは南の方も五十万と言われる軍隊が対峙を現実にはいたしておるというようにございまして、こうしたことが一日も早く解消されるように南北の対話が進むことを我々は祈念しておりますし、我が国としても、これから我が国として何をなすべきかということにつきまして考慮いたしていかなきやならぬ、このように考えております。

○横路委員 問題は、日本にとりまして、朝鮮半島の平和と安全のために努力をするその環境をつくるための外交的努力というの、大事なわけでありまして。

考えてみますと、韓国の金大中大統領は、たびたびの北からの挑発にもかかわらず太陽政策を進めております。それは戦略的目標をはっきりさせているからですね。朝鮮半島の冷戦を自分の時代に終わらせる、そういう大きな目標を持って、極めて具体的に、段階的な、包括的なアプローチ政策を提起しているわけでありまして。

中国もまた、食糧でありますとか原油でありますとか肥料などの援助を進めて、国際社会に北がソフトランディングするように、そういう政策を進めております。

また、アメリカも、北朝鮮の核開発を阻止すると同時に、朝鮮半島の戦争を起こさせないという

ことを外交目標に持って粘り強く努力をしているわけでありまして。今回も、新たな核疑惑に對して立ち入り認められまして、米朝合意の枠組みも守られたわけですね。私は、アメリカは大変努力していると思うんです。

最近、アメリカ側から、アメリカの高官が日本に行くと、日本の新聞記者からよく出る質問というの、一体アメリカはいつになったら北朝鮮を攻撃するんだというような、そういう質問ばかりでびくびくしている。我々の外交政策というのは、戦争を起こさないための外交を展開しているんだ、日本は一体どうなっているんだ、こういう受けとめ方をアメリカでもしているような状況にあるわけでありまして。つまり、周辺国、あるいはアメリカを含めて、大変な努力をしているわけですよ。

ところが、では、一体日本が朝鮮半島の平和のために何をやっているんだらうか。これはどうですか、総理。何をやってきましたか。これから何をやりたいですか。

○小淵内閣総理大臣 他国の努力についてコメントすることは避けたいと思っておりますが、ただ、韓国におきまして、金大中大統領のいわゆる太陽政策におきまして、常々私、何回かお話ししておりますが、きちんとした自国の安全保障に對する基本的な姿勢は堅持しつつ太陽政策を遂行しておるといふことを私も何度も聞きましておるところでございます。

そこで、我が国の対応につきましてでございますが、大変残念ながら、政府間の正常化のための交渉が中断をいたしておるところでございます。その経過は横路委員も御承知のとおりだと思いますが、北京でのいろいろな会合が、我が国のいわゆる拉致事件問題をめぐりまして、その報告を求めるといふようなことの経過の中で、北朝鮮側が席を空けて交渉を中断しておるといふような状況でございます。その後におきましては、ミサイル問題等も発生をいたしまして、大変残念な状況が続いておるところでございます。

ただ、日本政府としては、従来から、このただ一つの国交のない国との正常化の問題については、熱心にこれを取り組んでおるところでございます。また、今度の米朝会談でも食糧の援助等が指摘をされておりますが、我が国はいたしまして、過去、米の問題につきまして北朝鮮に對して協力もいたしておるところでございます。あらゆるチャンネルを通じて、ぜひ北としても我が国に對して積極的な話し合いに応じたいと強く申し上げておりますし、私も、施政方針演説でも、建設的な提案があればぜひこれを受けとめていきたいということございまして、なおこのことについては懸命の努力をして、正常化の道を築いていかなきやならぬということでございます。

そういった点では、国交がございせんのでなかなか困難な点がございましてけれども、関係の深い国々とも連携を密にしながら北朝鮮との正常化を図っていききたい、このように考えております。

○横路委員 私は、どうも日本の場合、政権のスタンスがはっきりしていないんじゃないか。まさか、北の崩壊を待っているわけじゃないわけでしょう。アメリカにしても中国にしても韓国にしても、そういうことになったら朝鮮半島大変だということ、ソフトランディング政策というのをとっているわけですよ。

ですから、この政権、国連に加盟している国でもございまして、ぜひ真っ正面から取り組んで、今回の米朝合意も、もう二週間にわたって粘り強くアメリカは外交交渉をしております。どうもそういう粘り強さというのは日本の外交に見られない。それはやはり戦略というものがはっきりしていないからじゃないかと思うんです。いかがですか、そのスタンスをはっきりさせて、早く交渉を積極的にやるべきだと思いませんか。

○小淵内閣総理大臣 スタンスと言われますが、日本政府としては、申し上げましたように、正常化のためのあらゆる努力は傾注いたしておりますが、なかなか相手のあるところでございますし、日

本と北との関係と、米朝と北朝鮮との関係、特に北朝鮮としては米朝を直接の交渉相手としてこれを積極的に取り組んでおられるというこの経過もございまして、それぞれ北に対する対応の仕方には違いがあるのだらうと思います。

ただ、我が国としては、申し上げたように、そのスタンスといいますが、姿勢は、不動の姿勢で対処しておる、この認識をいたしております。

○横路委員 核については、NPT条約もございしますし、米朝合意もあるわけでございます。しかし、ミサイルについてはなかなか、対処する根拠というのは率直に言って、ないわけですね。

ただ、今回の米朝合意の中で、この二十九日、平壤で、米朝間ではミサイル協議を行うというところが発表されているわけでありまして、我々としてはそこに期待をすると言えないわけですが、しかし同時に、日本としてどういう努力をするかという、やはり交渉のテーブルに着いて話をするしかないわけですね。外で幾ら抗議したってその意思自身が相手に伝わらないという今の状態というのは、やはり解消しなきゃいけないと思ふんですね。

そうしますと、こういう国交回復の交渉のようなものというのは、前提をつけますとなかなかそのテーブルに着きません。それはもう、お互い関心のあることすべてについて議論をするんだというところで、まず交渉のテーブルをつくらせて、その中で、拉致問題であるとか日本人妻の問題であるとかミサイルの問題であるとか、我が国にとって重大な問題があるわけでありまして、その話をすると、我が国がやはり非常に大事ではないかというふうに思っています。そういう観点に立ってひとつ御努力していただきたいと思いますが、いかがでございますか。

○小淵内閣総理大臣 政府といたしましていろいろの考え方がありまして、例えば外務大臣のときにも私自身も、今四カ国で話し合っております。その前に米朝でやっておりますが、我が国もこうした話し合いの場に参加する機会がないかという

ことで、ロシアと日本も参加したい、すなわち六カ国で話し合いをするように今努力をいたしておりますが、この点につきましても、残念ながらまだ北を除く他の五カ国の国々すべてに賛同を得られておるわけではございません。そうした形で、日本も北朝鮮に関与してのいろいろな会議その他に参画することができないかというようにもございします。

と同時に、これはなかなか困難なことだろうと思ふますけれども、例えば米朝で核秘密施設と称するものの査察問題が決着を見つつあるように思ふますけれども、この問題は、もともとの発端は、核施設の不安を除くということと同時に、それに代替して軽水炉の原子力発電所に対する協力というふうなこともございまして、その点については日本はKEEDOに対しての協力もいたしておるわけでございますから、裏返して言うところ、KEEDOに参加して軽水炉の原子力発電所に対する協力の我が国の協力、私自身もこの国会で約十億ドルに匹敵する邦貨を提供するということを申し上げておるわけでありまして、

その前提としては、核開発施設というものがないうことが前提になるわけでありまして、この点については米朝側が、米朝会談によつてはつきりとした査察結果が出てくると思ふますけれども、こうした問題を、もし可能ならば我が国としてもそうしたものの視察というものが、もともと自身のものでした確認ができれば、もともと安定して国民の皆さんもこの原子力発電所に対する協力をお願いすることが進むわけでございますから、そういった点も含めまして、現実には今米朝から始まる話でございますけれども、日本といたしましては大変深い関心を有しながら、その施設そのものの存在を否定されるような事態が北をして明らかにするということ事態のために、あらゆる角度から情報を掌握しながら対処したい、こういうことも一つの日本政府としての対応だろうと思っております。

○横路委員 日本政府としてもいろいろなやり

願いを持っているわけですが、北に対して、拉致問題などの懸案事項を解決してほしいとか核の開発やミサイルという問題を解決してほしいとか、そして国交回復していきこうじゃないか、そういう願いもある。北は北で、経済的な協力をしたいとか、じゃミサイルなんかやめた場合の安全保障をどうしてくれるんだとか、向こうは向こうでまた言い分があると思うんですね。それを、金大中大統領の包括的アプローチというのは、段階的に最終的に平和に至る過程として政策化して発表しているわけですね。

日本も具体的にやはり、少し我々の目標というのをはつきりさせて、それに立ってこういう努力をしていきますよという方針と方向性をやはり出さなきゃいけないんじゃないだろうか。そうしないかと、私は、KEEDOの対応というのは、我々怒ったと、しかしアメリカに言われて解除した、また今度食糧支援の話がアメリカから出てくる可能性というのはあるわけですね。そういう、ほかには言われて対応するんじゃないか、我々自身の方針と方向性を決めて、そして対応するということがならなければならないんじゃないか。いつまでもこういうことをやっていまして、結局外国から、日本という国は、なにアメリカに話をすればいいんだ、アメリカが動けば言うこと聞くんだということになる、我々自身を相手にしてくれないかというわけですね、どこの国も。だから、そこはしっかりと具体的な方向性というのが大事なことじゃないか。

あした韓国に行かれて金大中大統領にお会いされるようございしますけれども、そういうやり取り協力関係、これも大事だと思うんですね。少し日本としてそういう具体的な政策をはつきりさせるというときに来ているんじゃないかと思ふますけれども、総理、いかがでしょうか。

○小淵内閣総理大臣 繰り返しますが、日本政府としては一貫して態度は堅持しておると思ふます。

ただ、外交というものは相手のあることござ

いまして、北朝鮮としても、しからば、じゃ日本とこうした問題について十分な、話し合っているという態勢かと申し上げれば、現実には米朝を相手としてあらゆる話し合いを進めておるという状況でございします。ただ、韓国と日本との関係を考えますと、特に韓国は、もう南北、長い歴史の中で対峙しておるような状況の中で、将来は南北が一体となつて、分断国家と言われた状況を、一つになるという大きな理想に燃えているわけでございますので、韓国は韓国としての対応があるかと思ふます。

いずれにいたしましても、北朝鮮がこうした北東アジアの中でひとしく他の諸国と相協力して平和の安定に協力できるような体制を築いていくために、ほかの国々と話し合うことは当然のことです。ありますが、日本としても、やはり右往左往することなく、日本としての態度は明らかにしつつ、韓国あるいは米朝との、あるいは中国との話し合いを進めていきたいというふうに思っております。

○横路委員 ペリー報告がやがて出て、これはかなり、アメリカと朝鮮との間の政策でございますが、我々にも大きな影響を与えるわけでございますが、韓国や中国も、基本的には割と比較的冷静かつ積極的に韓国などは受けとめているのかなというふうに思ふますけれども、これは、報告を受けられて、日本としてはどのように受けとめておられますか。

○高村国務大臣 ペリー調整官自身がペリー報告の内容を外に発表してありませんので、日本としてもその内容にわたることはできませんけれども、説明を受けた限りにおいて日本として積極的に支持できるものだ、こういうふうに受けとめております。

○横路委員 何か、そのことで韓国と調整する必要があるようなことはあるんですか。

○高村国務大臣 ペリー報告というのは、各論にわたる部分が全然ないとは言いませんけれども、総論的なコンセプトみたいなものですから、これ

については、日米韓、大きなコンセンサスができて、今後とも具体的な調整はずつと必要になってくると思います。

○横路委員 明日、金大中大統領とお会いされるようでございますけれども、そこで、特にこの会談で、総理として特に強調したい点、あるいはどういう点で話が合意されたいというように期待されているのか。北朝鮮対応が中心になると思えますけれども、いかがお考えでしょうか。

○小淵内閣総理大臣 明日から訪韓をいたします最大のポイントは、昨年十月に金大中大統領が訪日されたとして、過去を総括いたしまして、新しい、二十一世紀に向けて、お互い来世紀につきましまして過去を引きずった形はもうやめよう、こういうことでございまして、そのことを改めて韓国に参りまして再確認するということが最大の私は問題ではないかと思っております。

御指摘のように、当然のことながら北朝鮮をめぐる諸問題につきましても忌憚のない意見の交換をし、改めて、韓国と我が国と相協力してこの問題に対して対処する上にいささかのそこもあつてはならぬ、こう思っております。いわゆる太陽政策そのものにつきましましては、二回にわたる首脳会談におきましても、私といたしましてはこのことは認識をいたしており、その基本的方針は理解をしておるところでございますので、新たに、先ほどベリール調整官の話がございましたが、アメリカとしての対応も韓国といういろいろ話し合いがされたと思えますので、そうした点も含めまして十分意見交換ができた、こう考えております。

○横路委員 それでは、ガイドラインの議論に移りたいと思えますが、議論の焦点はやはり何といたしても周辺事態でございます。

米軍に対して日本の自衛隊やあるいは自治体、民間を含めて協力する話でございますが、随分国会でも議論をしていますが、この周辺事態が一体どここの地域のどんな事態なのかということがやはりよくわかりません。日本の平和と安全に重大な影響を与える事態なんだと言われても、一体どう

いう事態なんですかということになるわけですが、総理、これ、ちょっとわかりやすく国民に説明していただきたいと思えます。

○野呂田国務大臣 周辺事態は、委員御承知のとおり、我が国に対する武力攻撃ではないが、我が国周辺の地域における我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態でございます。ある事態がこれに該当するかどうかは、その事態の規模、態様等を総合的に勘案して判断するものであります。

したがって、この生起する地域をあらかじめ地理的に特定することはできない、このような意味で周辺事態は地理的概念ではない。また他方、周辺事態が我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態である以上、現実の問題として、このような事態が生起する地域は必ずから限界があるというところはかたえて申し上げておるとおりでございます。

周辺事態がいかなる事態かということがやはり非常に大事なことでありますけれども、私も、周辺事態というのは、軍事的な観点を初めとするいろいろな観点から見ても我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態である、こういう事態として、これまでも累次申し上げておりますことは、我が国の平和と安全に重要な影響を与えるような武力紛争が発生している場合とか、あるいはこのような武力紛争が差し迫っている場合とか、あるいは政治体制の混乱等により当該国、地域において大量の避難民が発生し、我が国に大量に流入する蓋然性が高まっている状況、こういう状況等であつて、それらが我が国の平和と安全に重要な影響を与えることがこれに当たる、こういうふうなことも繰り返して申し上げてきたところであります。

○横路委員 今御説明の最後のところ、ある国の政治体制が混乱して大量の避難民が発生しているときということですが、大量の避難民が発生しているときは、難民救助を国連などの協力を得てやればいい話ですよ。一体それはどこに武力的な要素がありますか。大体これが周辺事態になる

というのはいささかよくわからないんです。どうしてそれは周辺事態につながるんでしょうか。

○佐藤(護)政府委員 軍事的な観点を初めとする種々の観点から見て、我が国の平和と安全に重要な影響を与えるということでございまして。

今先生お尋ねの、大量の避難民が発生し、それによって我が国に対する流入であるとか、あるいは場合によりまして武装難民とかいろいろ異なるケースが考えられると思えます。そういう状況でございますが、それはまさに、我が国に対する武力攻撃の発生ということではございせんけれども、通常の警察力をもっては対応できないような、我が国国民の生命あるいは社会の平和、安定を脅かす事態ということで、当然のことながら対応が求められると思えます。

○横路委員 ある国の政治体制が混乱しておつて武装難民がやってくるというのはいささかよくわかりません。それがどうして日本の平和と安全ということに――大体そういう可能性自身が私は非常に乏しいと思うんですね。

一つ、そういう事態で米軍はどういう行動になるんですか。内政不干渉という原則がありますよ。一国の中で混乱をして難民が出たというケースはベトナムでありました。しかし、それはベトナム難民を救助すればいい話であつて、何ぞそこで米軍が軍事行動を起こし、それに日本が協力するという必然性はどこにありますか、今のケース。

○野呂田国務大臣 一般的に考えまして、大量の難民が発生した場合で、我が国にその難民が大変大量に押し寄せてくるような事態になれば、それは日本の平和と安全に重大な影響を与えるもの、こういうふうな判定しなければならぬと思えます。

○横路委員 ですからそれは、従来の政府答弁は、やはり軍事的な観点、それはある意味でいうと、日本有事との関連で軍事的な観点が必要だとおっしゃっていたわけでしょう。難民が出てきたら、それは難民救助すればいいわけですよ。

しかも、その難民が出てくる国は混乱しているわけでしょう。混乱しているときにそんなことが起きますか。これはどうして周辺事態になるんでしょうか。

○高村国務大臣 あくまで可能性の問題でありまして、大量難民が出たらすぐ周辺事態だと言っているわけではもちろんないわけでありまして。そういう場合に、中に武装難民が紛れ込んだり、そしてそういう人たちが日本国内でいろいろなことを起こそうとするというようにことが想定される場合は絶対ないとはいえない。あるいは、難民が大量に出ると、それを阻止しようとする国とそれを助けてやろうとする国との間でいさかいがある、そういうようないろいろな発展の状況が仮に日本の平和と安全に重要な影響を及ぼすような場合には周辺事態だ、こう言っているわけですが、私たちが一々これを、具体的にどうどうということをして予測することはできないわけでありまして、いろいろな場合が想定できて、そういう中で、その時点で日本の平和と安全に重要な影響を及ぼす事態ができればそれは周辺事態だ、こういうふうに申し上げているわけですよ。

○横路委員 これは、まさか難民発生をとめるためにその国の政治体制に介入するということではないんでしょうか。

○高村国務大臣 あくまで国連憲章に従つて行動する米軍ということをやっているわけですから、国連憲章に反するようなことを米軍がやることはありませんし、まして日本がそういうことをすることはありません。

○横路委員 武装難民と言いますけれども、難民なら別に何も問題がないわけですよ。武装して難民を装ったというならば、そして日本に直接侵襲するということならば、それはそれで対応すればいいわけですよ。しかし、政治体制が乱れていて、その国の政治的な体制が混乱しているときに、国家の意思として、そんな他国へ侵略するためにというような行動になりますか。どうもいろいろな

ケース想定の中で出てきた話なんだと思いますけれども、これはどうもよくわからない。

つまりは、今はやらないとおっしゃったけれども、これは、ある国の中の政治的な混乱があった、内乱だ、クーデターと、何かあったというときに、それにまさか介入するということが可能とするためにこういうケースを挙げておられるわけじゃないわけですね。

もう一度、総理、そこを確認しておきます。国際法の原則では内政不干渉です。難民が出ようとして干渉しないという原則があるわけではございません。それをちょっと総理に確認をしていただきたいと思っています。

○高村国務大臣 国連憲章、一般国際法に反するようなことは一切いたしません。

○横路委員 私は、今その説明を受けたケースは、それは周辺事態と説明するのは無理だと思えます。それは、軍事的要素というのには必要だという従来の答弁ですから、武装難民なんという話にしていますけれども、政治的に混乱していることと、武装難民を派遣して我が国を侵略するなんという行為とどのように関連してくるんでしょうか。

そこで私は、一つこの際、ちょっと総理に台湾の問題について確認をしていただきたいというように思います。

つまり、内政不干渉との関連でございまして、先日の予算委員会でも質問したのですけれども、今までの台湾問題について、四十七年の十一月八日に、衆議院の予算委員会の大平当時の大臣の答弁がございまして、それはこういう答弁であります。

「我が国は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であるとの中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重する」という立場をとっております。これは従来から繰り返していることでございまして、「したがって、中華人民共和国政府と台湾との間の対立の問題は、基本的には、中国の

国内問題であると考えます。」という答弁をしております。この答弁を御確認いただきたいと思っております。

○小淵内閣総理大臣 一九七二年の衆議院の予算委員会における大平答弁というものは、これは認識をいたしております。

○横路委員 いやいや、認識じゃなくて、この答弁を確認していただきたいと言っております。これと変わりありませんね。

○小淵内閣総理大臣 これは、政府といたしましても、この答弁を理解しております。

○横路委員 それに引き続いて、これ、質問は、当時の公明党の矢野委員の質問なんですけれども、さらにこういう質問がございまして。

万が一紛争が起こったときに、安保条約の運用につきましては慎重に配慮したいという表現がありましたけれども、その前段に、台湾は中国の国内問題であるという認識を述べておられるわけがあります。したがって、万が一紛争が発生いたしましたときの安保条約、事前協議の運用について慎重に配慮するとは、この前段の、国内問題であるという認識に基づいて、いやしくも内政干渉の疑いを招くようなそのような判断をしないということと理解してよろしいんですかという質問に対して、大平外務大臣は、台湾地域の現状認識は、今申し上げたとおりですというのには、基本的には中国の国内問題であるということと、「そういう認識に立っております政府」といたしまして、いま、万が一紛争が起こった場合という仮定の場合の議論をいたしますことは、国際的に政府としては望ましくないと考えておりますが、いま政府の見解として御答弁申し上げましたように、「今後の日中両国の友好関係をも念頭に置いて慎重に配慮する」ということを申し上げてございますが、「そのお答えで御理解をいただきたい、こういうやりとりがございまして、このやりとりも、これは総理、御確認をいただきたいというように思っています。

○高村国務大臣 昭和四十七年の大平答弁であります。日中国交正常化という日中関係の大きな進展を踏まえて、日米安保条約の運用については慎重に配慮する旨述べたものであります。この答弁は、日中国交正常化が日米安保条約にかかわりなく達成されたものであり、日米安保条約及び同条約にかかわる我が国の立場に変更はないとの前提に立った上で行われたものであります。そして、このような前提となる考えは、昭和四十七年、当時田中総理よりも答弁しているところでございまして、我が国としては、台湾をめぐる問題が当事者間の話し合いにより平和的に解決されることを強く希望しており、これと異なる前提を置いて議論することは適切でないと考えております。

その上で、あくまで一般論として申し上げれば、御指摘の昭和四十七年の大平外相の答弁は、今申し上げたような考え方を前提とするものであります。日米安保条約に基づく権利義務に影響を与える、あるいはこれを変更するものではなく、大平外相の答弁に述べられている立場に今の政府も変更はありません。

○横路委員 総理、もう一度この大平答弁というものを、それは御答弁するときいろいろな状況はあったんだと思えますけれども、答弁として、そして基本的な考え方として、これは中国に対する一つのメッセージにもなると思えますので、明確にしたいと思えます。もう一度御確認をいただきたいというように思っています。よろしいですね、これは。

○小淵内閣総理大臣 大平答弁の要旨は、中華人民共和国政府と台湾との対立の問題は、基本的には、中国の国内問題であると考えますという答弁でありまして、これはそのとおりと思っております。

○横路委員 この周辺事態でございましてけれども、先ほどの質疑の中でも、この周辺事態というのは、我が国の防衛のために日本が協力するんだという御答弁がございました。それでよろしゅうございまして、さっき外務大臣が御答弁されたと思えますけれども、周辺事態に対する日本の協力というのには、日本の防衛のために協力するんだという御答弁があったように思いますが、違いますか。

○高村国務大臣 日本の平和と安全に資するため、周辺事態法に基づいて日本の協力があるわけでございます。

○横路委員 周辺事態というのは、ある紛争がありまして、それに対して米軍が行動を起こす、これに対して日本が協力する、こういう話でございまして。

そこで、この事態というものをどういうぐあいに考えるかということで、私は、日本の平和と安全に影響を及ぼす事態ですから、やはりそういう事態というのは我が国の有事に発展する可能性を持っている事態なんだ、日本の有事に全く関係ありませんよという事態に該当するということではないだろう、それはほっておくと日本の有事に発展してきますよということだから日本も協力するんだ、こういうことだと思えますが、それでよろしゅうございまして。

○野呂田国務大臣 我が国に対する直接の武力行使ではないけれども、武力行使に至ることを未然に防ぐことを大きな目的としておられると思えます。

○横路委員 日本の自衛隊というのは、日本の国土防衛が任務でございまして。したがって、専守防衛ということの基本としているわけではございまして、自衛隊が行動するとすれば、その形態がどういう形態であれ、やはりその事態が、ほっておくと日本の本土が攻撃される、そういう日本有事の事態に発展する、そういう問題だということをベースにして周辺事態かどうかを考えるとということとでよろしゅうございまして。

○山崎委員 佐藤防衛局長。
○横路委員 いや、委員長、これは今まで議論しているところですから、できるだけ長官、お答えください。
○山崎委員 まず防衛局長から答弁させます。
○佐藤（護）政府委員 まず私の方から前段階の御

説明をさせていただきたいと思ひます。

先ほど申しましたように、軍事的観点というところでございますから、まさにそれ自身が日本に対する武力攻撃ではないわけですが、日本の安全保障を脅かす事態であるということでございます。

そういう中で、先ほど先生が設例されましたような大量の避難民というものにつきましても、それは日本の安全保障に対する脅威という観点から対応が求められているということでございます。

○横路委員 私、そういうことを言っているわけじゃなくて、その周辺事態というのは日本の有事に発展するような事態なんだろう、ほっておけば、したがって、軍事的な要素というのはどうしてもそこには欠くことはできないんだ、こういう御答弁だったわけですね。そうじゃないですか。

そうじゃなくて、日本の有事に何も発展することでもないとするならば、それは周辺国の紛争であつても、それはアメリカはアメリカで対応することがあるかもしれない、アメリカは自分たちの利益のために行動するわけですから。しかし、日本がその米軍の行動に協力するという場合は、日本の防衛のためでしょう、基本は。つまり、その事態が日本の安全に大きな影響を及ぼす事態、それは何かといえば日本有事でしょう、日本有事に発展していくような事態、それが全くないならば、どんな紛争が近くに起きようと、それはその関係している国の間の問題であつて、日本の自衛隊が出ていく話では絶対ない、このように思ひます。

○野呂田国務大臣 予算委員会でも委員から再々お話がありましたとおり、周辺事態には何か軍事上の観点というかエレメントがなければいかならんじやないかという御指摘もありましたが、その点は私も同じ考え方でありまして。

先ほどから申してありますとおり、こういう周辺事態が発生して、ほっておけば、それはおっしゃる通りに我が国有事に至ることはあり得ると思ひますが、周辺事態法案は、そういう有事に至

らないように、そういう武力行使が日本に及ばないようにすることが法律の目的でございますので、そのことを御理解いただきたいと思ひます。

○横路委員 ですから、及ばないようにするための事態というのは、いずれ日本の有事に関連してくるという要素が非常に大事なんだろう。大事でしょう。それがなければ、周辺の国で何か紛争が起きて、いや、日本にとって何か弾が飛んでくることはありまじやないことならば、それは紛争しているその国の問題でありまして、米軍は米軍の理由であるいは関与することはあるかもしれないけれども、日本は関与すべき理由はない、こう思ひますが、それでよろしゅうござい

ますね。

○野呂田国務大臣 ほっておけば日本の有事に至るかもしれないという点では、同じ認識でございます。

○横路委員 そこで、ガイドラインでございますが、ガイドラインの日本有事のところにこういう記述がございまして、「日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合」の中に、

日米両国政府は、周辺事態の推移によつて日本に対する武力攻撃が差し迫つたものとなるような場合もあり得ることを念頭に置きつつ、日本の防衛のための準備と周辺事態への対応又はそのための準備との間の密接な相互関係に留意する。

ということがガイドラインの中に書かれてい

ます。

これは、いろいろとその翻訳が問題があるという議論がありまして、この表現は、もっと直接的に言つと、日本周辺事態の情勢というのは、日本への武力攻撃に発展することがあり得ることを認識をして、日本防衛のための準備と周辺事態に対する対応をしていくんだということをここで記述されているんだというように言われているわけ

でございますが、いずれにしても、周辺事態というのが、この記述にありまじやうに、日本に対する武力攻撃に発展するという要素が非常に大きい

わけでありまして。

そうしますと、周辺事態が起ると、この規定でいいますと、日本の武力攻撃に発展することを想定した準備が開始されるというように理解してよろしゅうございませうか。いわば防衛出動の準備がこの段階で、周辺事態の段階で始まるのだと。この日本有事の方の規定から見ると、これはそういう用意をしますよということではありまじやないか。

○佐藤(謙)政府委員 事実関係について御説明を申し上げたいと思ひます。

周辺事態は、まさに日本の平和と安全に重要な影響を与える事態ということでこそ周辺事態ということで我々は対応を考えるわけでございます。

一方、日本有事に際しての日米の共同対処ということで、これにつきましてはふだんからいろいろな準備あるいは対応を考へるという世界でございます。

ただ、両者を別々というのがまず出発点ではございませうけれども、周辺事態につきましても、場合によりましては日本有事に波及する可能性もあるということ、両者を検討するに当たつては、

両方の調整と申しまじやうか、相互関係に留意をして検討しておく必要があるだろう、こういうこととでございます。

○横路委員 それはそうじゃないんじやないですか。

ほとんど日本有事に発展するというような事態、先ほど防衛庁長官も、そういうことが起こらないように周辺事態への協力をするんだというお話をいたしました。この日本有事の規定の方から見ますと、実は、周辺事態が起つたときには日本有事を想定しても自衛隊はそれなりの対応を始めるんだ、これはこういうことでしょう、簡単に言えば、余りごまかしやだめですよ、ごまかしや。

○柳澤政府委員 お答え申し上げます。

周辺事態というのは、たびたび御答弁ござい

ますが、我が国の平和と安全に重要な影響を与える

事態でありますから、自衛隊はそういうケースにおいては、まさに日本の平和と安全という観点からいろいろな活動をするのは当然でございます。

それで、ここにもありますように、周辺事態の推移によつては武力攻撃が差し迫つたものとなるような場合もあり得るということが書いてござい

ますが、まさにそういうケース、いろいろな行動を同時にやらなければならぬ、そのときにいかに効率的に日米が協力していくかというところが非常に実は難しい課題でございます。ですから殊さらこういう表現をしたということで認識しております。

○横路委員 いや、それはごまかすためにこういう表現になっているんです。実際は、それは軍事的にはもう動くんです。

例えば、ガイドラインのところに日米共同の運用、「運用面における日米協力」というのがあります。これは本当は共同作戦というように訳した方が適切だと思ひますけれども、今回のガイドラインは、日本の対米軍事協力を、一つは後方地域支援、もう一つはこの共同作戦、運用面の協力という形で規定されてい

ます。

それで、この情報収集とか警戒監視ですね、こういう活動というのは周辺事態が予想される前からもうスタートするわけでしょう、軍事的には、いかがですか。

○佐藤(謙)政府委員 このガイドラインにおきま

す「運用面における日米協力」の項でございませうけれども、ここに書いてございませうに、「周辺事態は、日本の平和と安全に重要な影響を与えることから、自衛隊は、生命・財産の保護及び航行の安全確保を目的として」と。そういう事態であれば日本の船舶の航行の安全といったものを確保するということは、これはまさに自衛隊自身の任務でございませう。したがって、そういうために情報収集をしたり警戒監視等を行う。

また、情報収集あるいは警戒監視という観点からいたしますれば、これはふだんからやっていると

ういった例えは日本の船舶の航行の安全を確保するために必要だということであれば、そのために情報収集、警戒監視を行うということがまさに自衛隊の任務である、こういうふうに考えているところでございます。

○横路委員 そうなんですね。

ですから、例えばAWACS、早期警戒管制機ですね、回転型のドームのついた飛行機でありまして、ほぼ五百キロぐらいの監視、どういふ飛行機が飛んできたかということがわかる、それからE2C、それからさらにP3Cという対潜哨戒機、潜水艦がどこにいるか探す、それからさらに潜水艦などが、いわば情報収集、警戒監視ということで既に配置につくわけですね、周辺事態が予想されたときから、よろしゅうございますね、そうですね。

○柳澤政府委員 今先生がお触れになりました艦艇、航空機による警戒監視というのは、実は平素から我々は実施しております。そして、いろいろな形で情勢が緊迫してまいりますれば、当然、頻度を上げたり、あるいは部隊をふやしたりという対応をとることになると思います。

○横路委員 そうだと思ふんです。ですから、イージス艦とかあるいはASW作戦、相手国の潜水艦探知などが始まるわけでしょう。この段階でP3Cなどの海域分担というのを日米間で調整するんだと思ふんですけど、いかがですか。

○柳澤政府委員 申し上げていきますように、自衛隊は、あくまでも我が国の安全あるいは我が国の防衛に発展するような事態になるかどうかという観点で情報活動や警戒監視を行ってまいります。

したがって、アフリカに米軍と自衛隊が、あるいは日本防衛を共同して行うようなケースではそういったことはあり得るかと思ふますけれども、おのずと警戒監視の観点も違っておりますので、そういう形での分担というようなことは、今我々は考えていないところでございます。

○横路委員 いや、それは平時だって調整してやっているんじゃないんですか。この地域はき

うは日本がやります、あしたはアメリカがやるという形になっていくんじゃないでしょうか。

○柳澤政府委員 基本的に、自衛隊は、日本周辺の状況につきましましては自衛隊独自の手段をもって警戒監視を行っております。

○横路委員 そして、その情報、データというのはすぐリアルタイムでアメリカの方に行くわけですね。例えば、ある国の戦闘機がアメリカの空母を攻撃しようとして接近していることを航空自衛隊のAWACS、早期警戒管制機が探知したとしますと、その動きは米軍と自衛隊共用のデータリンクを通じて海上のアメリカ艦隊の空母やイージス艦の方にすぐ連絡が行って、そちらの方はそれを迎撃する態勢をつくっていくわけですね。それからさらに、P3Cが潜水艦を発見すると、これもすぐアメリカの方に伝えられてその潜水艦を壊滅する作戦を展開するという構図、構造になっているわけですね。

これは、平時からいろいろな監視活動をやっているとして、周辺事態が予想されたらなおレベルアップしてやるわけでしょう。そして、それは周辺事態になったときにも同じようにやるわけですね。周辺事態になったから日本の自衛隊はやめま

すということにならぬわけですよ。そうすると、まさにどうなるかというと、この警戒監視というのは、つまりアメリカ軍の相手の部隊や航空機、あるいは潜水艦などの艦船の位置や動きについて情報を把握して、それをアメリカに提供するという仕事をやるわけです。したがって、日本の本土や領土というものが何の攻撃も受けずに平穏なときでも、日本の周辺で米軍が軍事行動を起こした場合には、アメリカが戦っている

現場が捕捉できる地域、それはかなり範囲が広いわけですから、AWACSの場合五百キロぐらいの広さを持っています、そこで相手を捕捉して、リアルタイムでアメリカに連絡をする、アメリカが対応する、こういうことになっているわけですね。この仕組みというのは、やはりもう武力攻撃一

体だと言わざるを得ないと思ふんですよ。それはもうそういうように、特に日米間の軍事協力の中では、ある意味でいうと、アメリカとの一体性というのには海上自衛隊が一番強い仕組みにシステムとしてなっているわけですね。

したがって、私は、これは、前に法制局長官のこういう答弁がございまして、「特定の国の武力行使を直接支援するために、偵察行動を伴うような情報収集を行い、これを提供するようなことについては、他の者による武力の行使と一体となると判断される可能性がある」と。まさに、今日行われておりますASW、そしてこれらの飛行機による偵察監視活動というのは武力行使との一体性だ、どこからどう見たってそうになっているというように思ふますけれども、いかがでございますか。

○野呂田国務大臣 先ほど来いろいろ御指摘をいただいておりますが、自衛隊の行う情報収集や警戒監視は、あくまでも自衛隊がその任務を遂行するために実施するものでありまして、米軍のためにやっているわけではございません。米国の戦闘行為に直接役立てるために偵察活動を実施するようなことは想定しておりません。日米安保体制のもと、日米両国が平素から、軍事情報を含め相互に必要な情報交換を行うことは当然のことです。このことは、周辺事態においても何ら変わるものではないと思ふ。

このように、一般的な情報の一環として米軍へ情報を提供することは実力の行使には当たらないので、私どもは、法制局とも協議の上、憲法九条との関係でも問題を生ずるおそれがないと考えております。

なお、我が国がどのような場合にどのような情報の提供を行うかについては、具体的な事例として国益に基づき自主的に判断する、こういうふう

に考えております。

○横路委員 防衛庁長官、そんな実態に合わない答弁したってだめですよ。もう現実に、全部情報は同時にリアルタイムでいつも情報交換されてい

るわけですから。それは平時でも毎日そうですよ。軍事協力というのはそういう形をとるのは、ある意味では、特に海上自衛隊については、対ソ戦略のときから非常に深い関係ができています。でございます。

法制局長官、今まで長官の答弁ありますが、私は、このことからいいますと、これはもうまさに、そこで戦闘行為が行われている、これに対して日本の自衛隊の方が情報を提供する、こういう行動を組織的に行うということ、これはもう当然武力行使と一体と判断すべきだと思いますが、いかがでございますか。

○大森(政)政府委員 先ほど、私の別の機会における答弁について言及があったわけでございますが、手元にそのときの議事録を持っていますので、もしもございませんけれども、その当時申し上げました基本的な考え方は、このようなことであつたと思ひます。

すなわち、一般的な情報交換の一環として米軍に情報を提供するということは、そもそも実力の行使に当たらないものではないから、周辺事態に際して行われるものであつても、憲法九条との関係では問題は生じないのであります。

ただ、先ほど指摘されましたのは、偵察行動を伴うような情報収集を行い、これを提供する場合という言葉を使ったことは間違いないと思ふが、その前に前置きがございまして、特定の国の武力行使を直接支援するために、偵察行動を伴うような情報収集を行い、これを提供する場合のように、情報の提供に特定の行動が伴うことによつて、他国による武力の行使と一体となるおそれがある場合が例外的にはあるかもしれないということを申し上げたのでございます。

○横路委員 もうこれ以上法制局長官の答弁を求めませんが、米軍の武力行使を直接支援するために、偵察行動を伴う活動をやることになるわけですよ。ですからこれは、今の法制局長官の答弁からいっても、私は、武力行使と一体となると判断される状況だ、具体的な行動を見ればそのように

それをちよつと整理してみますと、ほとんど全国、北から南まで、空港、港湾、そのほか、例えば自動車、トラックやトラクター、フォークリフトなどを要求するとか、あるいは寝袋も用意してほしいとか、あるいは病院を含めて、これを見る

これらの論議の中から、政府が統一して発表したいだきたいと思ひます。

非常に多いんですけれども、運輸大臣はどのような話を聞いておられるんですか。

○川崎国務大臣　まず、報道されたようなことが

て、強制は全くございません。また、損失が生じた場合は補償することにあります。

○横路委員 では、この民間業者による輸送業務でございすが、これは公海上でも行われるのか、地域に限定があるのか。あるいはまた、米軍との契約で民間業者が受けとめた場合、その行動範囲というものは契約に任せられるのか、何かそこに制約があるのか。いかがですか。

○野呂田国務大臣 民間が協力する場合は、公海で行われることもあり得ると思います。

先ほどから申し上げますように、これは強制するものじゃありませんから、送る方と受ける方が契約に基づいてなされるということになります。が、私どもの立場としては、少なくとも、そういう契約を行う際には、絶対に安全の見通しがつかなければ、かりそめにも中に立ってそういう契約を結ぶようなことはないように配慮したいと思えます。また、新しい情報を絶えず収集しながら、安全の情報を輸送する民間業者に逐次連絡して、安全の確保に努めたい、こう思っております。

○横路委員 民間へも強制するものではないというお話ございましたけれども、例えば、自衛隊法の百一条で、N T TとかJ R、J R貨物について、特に必要があると認められるときは協力を求めることができるというように規定されております。この場合、「特別の事情のない限り、これに応じなければならぬ」というようになっておりますけれども、民間でも例外があるんじゃないでしょうか。これはどちらの方が——今までの御答弁のように、いや、強制されるんじゃないよという話なのか、ここに列記されているところについては強制されるんだということなのか。

○伊藤（憲）政府委員 お答え申し上げます。

自衛隊につきましても、百一条で、確かに先生御指摘のように、海上保安庁、地方航空局等と並びまして、旅客鉄道会社あるいは日本電信電話株式会社等が列記されているところでございすが、これは、以前それぞれ公社であったというように、今も由来しております。また、自衛隊法の場合と今回の周辺事態法の場合では若干事情

を異にしております。百一条の第二項にございします。「これに応じなければならない」といったような規定は、周辺事態確保法の方では設けておられない。したがって、先ほど来自治大臣から御説明ございましたように、応ずる義務というものを生じさせるものではございません。

○横路委員 さつき自治大臣は、周辺事態法では義務は例え自治体にはないけれども、ほかの法律では場合によってはあるような御答弁をされました。これはまさにほかの法律のケースなんですけれども、今の御答弁は、いや、周辺事態法を優先させるということだったわけですね。

これはやはり周辺事態法を優先させるということと、自治体に対しては強制するものでもないし、民間会社を義務づけるものではないということとで、整理するのならちゃんと整理していただきたいと思います。

○野呂田国務大臣 これも予算委員会でも何度も回答があったところでありますが、ほかの法律において云々というくだりは、例えば、港灣法における港灣管理者が港灣の適正な維持管理をするために港灣法をもって判断する、ですから、単に地位協定五条で米軍の船が入ってくるようなことは、地位協定では認められていないけれども、別個に法律上、港灣法上港灣管理者が自主的に判断することとがあり得る、その場合に、港灣法上のいろいろな規定があることは遵守しなければいけないという意味で、自治大臣が言及されたのではないかと思います。

○横路委員 ともかく、その前、自衛隊法百一条というのは、これは適用されないで周辺事態法が適用されるんですよというお話だった。自治大臣の方は、周辺事態法からいうと問題はないけれども、ほかの法律の規定があれば、その規定が適用されることはありますよと。それは、今防衛庁長官が言った港灣法のことですね、不平等な取り扱いをした場合には是正することができるといふことを言っておられるのだらうと思えますけれども。

そのところ、都合のいいときにあつちの法律、こつちの法律と言われても困りますから、要するに、自治体に対しては義務を負わせるものではない、民間に対しては義務を負わせるものではないということと整理していただきたいです。それは今までのずっと答弁の流れですから、よろしうございしますか。

○野呂田国務大臣 御指摘のとおりでございまして、何ら強制力を伴うものではないし、法律に罰則規定もありませんから、御説のとおりであります。

この項目については、公共団体や国民がわかりやすいような措置をとることがよろしいかと私どもも考えて検討しているところであります。具体的には、運送関係については運輸大臣も、わかりやすいマニュアルをつくることについて検討したいと、予算委員会等でも答弁しているところであります。

○横路委員 周辺事態への協力というのは、やはり日本有事に匹敵する事態なんです、対応としては、日本列島もこういふ大騒ぎにもちろんなるわけでありまして。

それから、先ほどの警戒監視でございすけれども、ああいう警戒監視をしていますと、相手の国は、これが日本のP3CなのかアメリカのP3Cなのか、日本のAWACSなのかアメリカのAWACSなのか識別できません。したがって、やはりそこに対して攻撃を集中するということになりまして、どうしたって戦闘行為に参加していくということに私はなっていくように思っています。もともと、先ほど申し上げましたガイドラインの中にも、日本有事というものを周辺事態有事と連携させているわけですし、実際の自衛隊の対応としては、防衛出動の前のような態勢にずっと動いていくことを指摘したいと思えます。最後に、国会承認の問題について御質問いたしたいと思えます。

米軍が戦いに入るあるいは入ろうとする紛争を周辺事態であるとそれが認定するの、かということ

でございすが、従来の答弁は、日米それぞれが主體的に判断しなければいけないという御答弁があります。他方、日米間で緊密なる情報交換や政策協議が随時行われているわけですし、日米は共通の認識に到達するための努力を払うことになるだらう、こういう答弁であります。つまり、形の上では主體的だけれども、実際は日本がアメリカに同調していくということを実際上認めているようなものであります。それならばやはり、周辺事態であるという認定をするのは国権の最高機関である国会が認定しなければいけない、このように思っています。

これは総理大臣にお尋ねしたいと思えますけれども、周辺事態というのは、今申し上げたように大変な事態なんです。そうすると、それを認定するかどうかというのはやはり国権の最高機関が決定すべきだと思いますが、いかがでございしますか。

○小淵内閣総理大臣 この点についてもしばしば御答弁申し上げさせていただいておりますけれども、今般の政府として提案いたしております法案の国会承認につきましても、周辺事態への対応が武力の行使を含むものでないこと、国民の権利義務に直接関係するものでないこと、迅速な決定を行う必要性があること等を勘案いたしますれば、周辺事態への政府としての対応は防衛出動やP3Cの凍結業務の実施とは異なるものであり、今般の法案におきまして、基本計画について必ずしも国会承認を得なければならぬものでなく、国会に遅滞なく報告し、議論の対象としていただくことが妥当であると考えております。

特に、迅速な決定という点につきましては、先ほど自民党の中谷委員からもいろいろ御指摘をされておられます。万が一のときに、そうした決定につきましても国会承認における時間的な問題等もこれあり、この法案の趣旨が十分達成できるかどうかという点もございします。

しかし、今ここで論議が始まったところでございしますので、十分国会で御議論をいただきたい、

こう願っております。

○横路委員 總理、迅速な対応が必要だ、それはそのとおりだと思いますよ。しかし、我が国有事の防衛出動の場合だって、ちゃんと事前に国会が承認して初めて出動するようになっていないじゃありませんか。

私も民主党政は、今は国会への報告になっていまずけれども、自衛隊法七十六条に規定されておりますように、国会の承認を得て周辺事態を認められるというように、この基本計画については国会での承認にする。そして、防衛出動の場合も二項で、緊急の場合で国会の承認を得ないで出動を命じた場合には、内閣総理大臣は直ちにこれについて国会の承認を求めなければいけない。私どもも、直ちに求めなければいけないというように修正をすべきである、このように考えております。

それから、不承認になった場合には、あるいは出撃の必要がなくなったときには、自衛隊の撤収をしなければいけないということ。それから同時に、承認を得てスタートしたとしても、一定期間経過後も一度国会でいかどうかということをチェックするという仕組みをやはりつくるべきだ、このように思っています。イエスになれば協力続行ですし、ノーだと協力の取りやめということになるわけでございまして、これが私ども民主党政が求めている国会承認でございます。

国権の最高機関として、今繰り返し議論しましたように、これは大変重大な事態です。国民の生活、権利義務にも大きな影響を及ぼすわけでございますし、そういう事態に対して、ただ国会に報告すれば終わりというような事態じゃないと思っております。總理、どうですか。国会で議論をしてくれということです。基本的には、大事な防衛出動の場合と同じ構図、構造でやはりやるべきだろう、こう思います。この考え方、どうでしょう。御理解をいただきたいと思っております。

○野呂田国務大臣 ちょっと總理の御答弁の前に、具体的な法律解釈の問題がありましたから。私どもは、防衛出動の場合は武力行使が当然伴

うものでありますし、周辺事態の場合は武力行使を伴わないものであるということで承認と報告に分けておたつたということは、繰り返し答弁しているところでありまして。

それ以外のことについては總理の方が御答弁されると思っておりますので、これでやめます。

○横路委員 何言っているんですか、あなた。日本の今までの議論の中で、武力行使と武器の使用というのを分けて議論していますけれども、こんなのは同じようなものですよ。ですから、先ほど来お話がありましたように、武力行使というような事態に、例えば武装した兵士を輸送するなんという事になりまして、それはやはり相手国から見ると攻撃の対象になるわけで、それはもう今まで繰り返し議論されてきたところでありまして。

武力行使に関係ないとか、国民の権利義務に関係ないとか、迅速性が問われるとかいう答弁がありましたけれども、もう全然そういう事態じゃない。極めてこれは、戦争に発展する事態というのがこのガイドラインのシステムの中であるんですね。ですから、總理、これはやはり国権の最高機関がしっかりと承認をして対応すべきだと思っておりますけれども、總理のお考えをお伺いしたいと思います。

○小淵内閣総理大臣 国権の最高機関たる国会におきまして法律の御審査をいただいておりますこととございまして、実は、自衛隊の出動につきましましては、その最高責任者たる内閣総理大臣がその責任を負っております。そういう立場で、防衛出動あるいは治安出動と同様の考え方ができるのかどうかということにつきましては、先ほど三項目のことを申し上げた次第でございまして、政府としては、日本の平和と安全を確保する意味での周辺事態にに対して対応するに当たりましては、先ほどの三原則のもとに対処するということが好ましい、こう思っています。法律案として提案させていただきます。とおるということでございまして。

○横路委員 私どもは、強く修正をこの点について

て求めていきたいと思っております。

ガイドラインの議論というのは、もう随分長くやっているわけでございましてけれども、しかし、やはり議論していけばしていくほどよくわからなくなる。一体、この周辺事態のイメージといいますが、どういう状況でどういうことなのかというのがはっきりしない。それは、やはり皆さんが、この地域のどんな事態なのかというのをはっきりと示していないからであります。

あるいは、自治体や民間への協力といっても、十項目、こうですよと言われけれども、しかし、その背景には一千項目以上の米軍からの要望、要求というのがあるわけで、こういう事態になったときにはそのことが一気に表に出てくる。そうではなくて、ちゃんと国民に説明するところはやはり説明をしていただくということが、これからの議論の中で大変大事だということに思っています。

そのことを求めまして、私の質問を、時間が参りましたので終わりといたします。

○山崎委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時開議

○山崎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

この際、前原誠司君から関連質疑の申し出があります。横路君の持ち時間の範囲内でこれを許します。前原誠司君。

○前原委員 私は、民主党の前原誠司でございます。それでは、きょうはテレビ放映もされているわけでございますので、余り技術論をやるといっても、そもそも論をぜひ總理と議論を聞かせていただきたいというふうに思っております。

ではないかというふうに私は実は思っています。

つまり、政府は、これは日本の危機管理体制というものをさらに強力なものにするためだ、つまり我々の生活そのものをより安全で安心なものにするための法律だ、こういうことで出されているかと思っております。国民一般では、なかなかそうは思われておりません。戦争に巻き込まれるのではないかと、あるいはこれは戦争の法規ではないかとか、こういった世間の評判あるいはうわさ、あるいはおそれというものがかなり蔓延しているのではないかと思っております。多分、委員の皆さん方にも相当反対の陳情がやってきているのではないかと思います。

したがって、もし政府が、そして總理が、この法律そのものが、いや違う、国民の生活の安全につながるものだという事になれば、私は、その点をしっかりとこの委員会でも議論することによって明確にすることが、我々の責務であらうというふうにも思っておりますので、そもそもの議論から始めさせていただきます。私どもは、この名称そのものが、例えば委員会の名称そのものが少し気に入らないわけであります。これは、日米防衛協力の指針に関する特別委員会という事になっております。つまり、国民の目から見て、これは中心は対米協力じゃないか、つまり、日本の安全に資するというよりも、アメリカの行動をバックアップするための法律じゃないか、そういう思いを持っている人たちがかなり多いと私は思っています。

そこで、まずこの法案を提出された理由、そしてまた、これは長年経過している問題でございまして、今までの防衛大綱の作成とかあるいは日米安全保障の共同宣言などの経緯のところから、總理に、この法案の提出された趣旨について御説明をいただきたいと思っております。

○小淵内閣総理大臣 改めてでございますが、国際政治におきまして、冷戦が終結をいたしましたので、国際情勢も大きな変化をいたしておりますが、アジア太平洋地域におきましての不安定ある

いは不確実性の要因が、これが全くなくなったと言いたい点がありまして、そういう意味では、依然として、局地的といえますがそれぞれの地域の不安定要因というものは存在いたしております。そのために、この地域における平和と安定の維持は、すなわち日本の安全のためにもより一層重要なものになっておると認識しております。

このような情勢等にかんがみまして、新しい防衛計画の大綱を策定いたしました。我が国の防衛力のあり方について新たな考え方を示すとともに、より効果的な日米防衛協力関係を構築するため、日米安保共同宣言におきまして、日米防衛協力のための指針の見直しを開始いたしました。平成九年九月、新指針を策定し、公表をいたしましたところでございます。

周辺事態安全確保法案等は、同指針の実効性を確保することが重要との観点から、政府部内における検討を経て、昨年四月に国会に提出したものであります。

同法案は、周辺事態に対応するため必要な措置等を定め、我が国の平和と安全の確保に資することを目的とするものでありまして、日米安保体制のより効果的な運用を確保し、我が国に対する武力攻撃の発生等を抑止することに資するものと考へております。政府といたしましては、我が国の平和と安全の確保のために重要な本法案が十分審議され、早期に成立することを期待いたし、こうして御審議を願っております。

そこで、前原委員が先ほど、この安保条約の問題につきまして、また今度の法案提出について、一般国民との乖離の問題をお示しされました。乖離と考へていいのでしょうか。

先ほど実はつらつら御答弁申し上げましたが、日米安全保障条約が戦後日米間で締結されました。議和条約の締結とともに、我が国は、吉田首相ただ一人をもってこの安保条約に調印いたしました。

年の安保条約の改定というのが行われたわけでございます。先般も本会議で玉沢議員も、当時私も学生でありまして、かの有名な安保騒動といいますが、そういうことを目の当たりに実は見てまいりましたが、私としても、あの当時から考えまして、事前協議の項目を挿入したり、アメリカが日本の安全保障に責任を持つという要項を入れたということでは、改悪と当時称しておりました。が、あれは、少なくとも日本の立場を考えれば、改正であるという認識をいたしてきておる。

以降十年間、七〇年におきまして自動延長になっておりますけれども、そういう意味で、この安保条約が果たしてきた役割、すなわちこれは、結果的には、日本が世界の戦争に巻き込まれることなく平和と安全を確保してきたという意味で、大きな役割を果たしてきたと私は思います。

という意味で、ある意味では、この存在そのものがごく当たり前の感じがいたしてきておる。まして、その効果そのものにつきましても、改めて見直しをするというふうなことも、自動延長というところでございましたので、なくなってきたおるのじゃないか。そこで、クリントン大統領、橋本総理と改めて共同宣言を発して、この機会に改めて、日米間の同盟の基礎となる安保条約をしっかりと見詰めていくというところで、今回のガイドラインの問題にまで来ておるのだらうと私は思っております。

思っております。乖離というよりも、むしろ安保条約の意義について、改めて今度の国会審議を通じて国民の皆様にも、ぜひその重要性について深い理解を示し、ともどもに、極東といいますが、北東アジアも含めまして世界の安全保障に対して、日本としてもどのような責任を果たし得るかというのを再確認する絶好の機会であると考えております。政府といたしまして、国民の皆様により理解を深める努力をこころした国会審議を通じていたしていかねばならない、こう考へておるところでございます。

○前原委員 日本の危機管理体制の強化のところ、総理の口から出てくるのは、日米安保条約ありは安保体制だと。それが一つの大きな柱になっていることは私も否定はいたしません。しかし、そもそもという議論から立ち入った場合に、我が国の安全保障を確保するのは、これは防衛大綱にもありますけれども、自衛隊、つまり自衛力ということだと私は思っています。そして、その足らざるところ、あるいは憲法上、法律上でできないところについては日米安保条約に頼む、こういう骨組みあるいは順序立てになつていると私は思いますけれども、今総理からお話のあったのは、すべてを否定しませんが、日米安保の重要性の話が出てくる。

では、さらにお伺いをしますが、この法案そのものは、日本の危機管理体制の強化なのか、あるいは日米安保体制の強化なのか。どちらに軸足が置かれているんですか。総理にお答えいただきたい。

○小淵内閣総理大臣 双方ではないかと思っております。

○前原委員 これは私は、オーバーラップはしてありますけれども、全くイコールではないと実は思っています。つまり、この周辺事態の定義に、あるいは認定にかかわってくる問題でありますけれども、日本がみずからの国に危険が及ぶ場合と、あるいはアメリカがアメリカの戦略に基づいて行う場合と、私は、おのずとイコールではないんだらうというふうに思っております。

例えば、先ほどの議論にもございましたけれども、周辺事態といふものをどのように定義するのかが、あるいは、周辺事態は、どういうイメージで我々がアメリカに協力するのか。つまり、日米安保体制を強化するからアメリカに協力するんだというところをこの法文には書いてありますけれども、我々に直接危害が及ばないようなところで周辺事態と認定をしたときにも、日本がそれに協力をするということになったときに、本当に日本の危機管理体制の強化なのかどうなのか。

もっと具体的に申し上げます。

総理としては、なかなか国やあるいは地域を特定してお話をしにくいと思っておりますけれども、しかし、やはり具体的なイメージを持って国民に説明しないと、なかなかその危機というものが、本当にみずから降りかかってくるのかどうかかわらない。朝鮮半島で何か起こったときに、私は、たちまちそれが日本に対する危機に及ぶというふうには思えないんです。

つまり、日本の平和と安全に重大な影響を及ぼす場合というのは、朝鮮半島でどういう状況になったときに、先ほどの話ですと難民の話が出てきませんでした。つまり、難民が来なければ、朝鮮半島で何かがあっても周辺事態という認定はされないのかどうか。つまり、日本の平和と安全に直接重大な危機を及ぼす事態がないとすれば、朝鮮半島で何が起こっても、それは周辺事態と認定をしないということになるのじゃないでしょうか。

つまり、我々がこれから議論しなきゃいけない点というのは、具体的に、どういう脅威が起きたときに日本の平和と安全に対しての心配があるから我々はアメリカに協力するんだ、こういう説明がないといけないと思っております。つまり、朝鮮半島の問題についてはすべて認定するかしらないが、まずそこから御答弁いただきたいと思っております。

○小淵内閣総理大臣 かつての戦略論からいえば、古典的な考えからいえば、仮想敵国なるものが存在して、それに対して自国を防衛する手段をいろいろ講じてまいりました。現下そういうことは存在しないわけでございますけれども、しかし、いろいろな想定すれば、危険な地域というものはある程度想定されるんだらうと思っております。

今冒頭、委員も御指摘いただきましたが、私の立場で、いろいろの想定される事態を、現実のものとしてそのことを説明するというところにつきましては、いろいろの問題を惹起しかねないところでございます。したがって、今それぞれ専門的な立場で、防衛庁あるいは外務省で検討をし、お話のできる範囲のものについて委員と御議論を

聞わせていただければありがたいと思います。

今、朝鮮半島といいますが、韓半島の問題についていろいろ御指摘がありました。具体的に例えに於いてお話がありました。それはお話のできる範囲で政府の考え方を話させていただきます。と思いますので、ぜひそういった点で御質問をいただき、かつ御答弁させていただけるようにさせていただきます。ありがとうございます。

○前原委員 いや、ですから、この法案を審議するの、どういふ危機が及ぶのかということをしつかり国民に示さなければ、この法律が適用されるということにはならないわけです。だから、そのイメージをある程度国民に提示するということが我々の義務だと思っております。

だから、具体的にどうのこうのという部分、国名を挙げてということになると難しいかもしれないということは申し上げましたけれども、しかし実際に想定されるものといえ、やはり朝鮮半島というものが、これはビッドで国民にはわかりやすいわけです。だったら、朝鮮半島でどういう事態になって、そしてすべてが日本の危機に及ぶものなのかどうなのかということをお伺いしているわけです。

午前中の議論は、難民が来ることしかおっしゃらなかった。具体的に、ほかにどういふところが、朝鮮半島で何かが起きて日本に対して平和と安全に重要な影響を及ぼす事態なのかということをお答弁いただきたいと申し上げているわけです。

○小淵内閣総理大臣 正直申し上げて、すべてのシミュレーションみたいなものをこの場所でお話をさせていただくということには、いわれなき不安を国民に及ぼすということにもなりかねない点もありまして、諸外国の例を見ましても、本間に具体的な諸問題に当たりましては秘密会その他で議論をされておるように考えておりました。お許しをいただく範囲の中で、御答弁できるかどうかにつきましては、質疑を通じてぜひお願いをさせていただきます。

いただきましたと思っております。

○前原委員 多分、テレビを見ている国民は、どういふ事態が起きたときに、また、それがどういふ直接的なダメージでもって我々に影響を与えられるのかということを示されない限りは、この法案についてイエスカノーカを言う材料にはならないと私は思うんです。その点についてしつかり答弁がないのに、この法案は日本の平和と安全に資する法案です、ですから、この法案については国民の皆さん方、了解してくださいと言われても、私だったら了解できない。もっと具体的に答弁してください。

○小淵内閣総理大臣 これもしばしば御答弁申し上げておりますが、周辺事態とはということで、我が国の周辺の地域における我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態であり、その事態の規模、態様等を総合的に勘案して判断することとございまして。したがって、その生起する地域もあらかじめ地理的に特定することもできないわけでありまして、この意味で、周辺事態は地理的な概念ではないと申し上げております。また、具体的なこと、事実関係、どうした事態であるかということ、また、まさに我が国の平和と安全に重要な影響を及ぼすという事態を我が国の政府の責任で認定していくということになるんだらうと思っております。

○前原委員 全然わからない。それで、私は、危機管理体制の強化のときは国民は理解できるというわけです。先ほどは、日米安保体制の強化と危機管理体制の強化というのはほぼ同じ目的だということをおっしゃいました。私は、何度も申し上げますけれども、日米安保体制の強化とそして危機管理体制の強化では、絶対イコールではないと思っております。つまり、日本の国益とアメリカの国益がずれる場合があるわけであって、それがどういふ適用範囲になるのか、あるいはどういふ行動になるのかということはおのずとそれぞれの国が違ってくるのは当たり前だということに私は思っています。危機管理体制の強化のときに、邦人救出とある

いは難民対策、つまり、先ほど、朝鮮半島で何かが起きたときに難民がたくさん押し寄せてくる。これは日本の国民にとっては、朝鮮半島で何かが起きて直接日本に影響がある話だというのはわかるわけです。あるいは、観光客も入れると三万人と言われている人たちが朝鮮半島、ソウルにいてるわけですが、その人たちがどうやって救うかというところにこの法案というものがフォーカスされているのであれば、この法律というのは必要だというふうにもわかるわけですが、そのほかのときにはこの法律は協力することになっていきますよね。ですから、そのポイント自体が、本当に日本の平和と安全に重大な影響を及ぼすかどうかというところが明確にならないと、私はこの法案の審議そのものがなかなか難しいということとを申し上げているわけです。

何か御質問がたいになりますので、ちょっと違う観点から私は質問をさせていただきます。私は、日米安保体制そのものの重要性を全く否定するものではありません。先ほど総理がおっしゃったように、戦後の安定というのは軽武装をして日米安保体制というものでうまくやってこれたというのは、私もそのとおりだと思っております。

しかし、安保条約の中には、実態的なものが定められているのは五条と六条なんです。五条については、いわゆる日本有事の際に米軍が協力をするということ、それから六条については、極東の平和と安全に影響を及ぼすような場合について、米軍が活動するための施設・区域を日本は提供するということ、この二つが書かれているわけです。つまり、今回のこの防衛協力の指針というのになります。よく条約上の根拠はどうなのかといえますけれども、この五条、六条を超えた活動に日本も協力をするというところに私はなると思うわけでありまして。

それで、政府がそうだとはいえませんが私は思うんです。つまり、この法案自体が日本の危機

機管理だけではなくて日米安保体制の強化に資するものなんだ、日米安保体制を強化するのがこの法律なんだということを言われれば、なぜその強化をすることが必要なのかという説明があれば、国民は納得するかもしれない。ただ、みずからの国の危険というものを、さき申し上げたように、僕は、日米安保体制の強化とそれが同時並行、パラルレルにならないと思っておりますけれども、その部分との説明がないまま、だんだん日米安保体制が強化されて、アメリカの戦略に日本が巻き込まれるんじゃないかという心配が国民全体に浸透しているということを今僕は申し上げているわけでございます。

さて、ここで、日米安保条約の意義、必要性について、やはりもう一度、この点国民に対して、なぜ日米安保が必要なのかということ、外交面、軍事面だけではなくて経済面からも、総理の口から御説明をいただきたいと思っております。

○小淵内閣総理大臣 我が国及び極東の平和と安全の維持を目的とする日米安保条約は、政治経済全般にわたる日米協力関係、すなわち第二条であります。日米双方の防衛協力の維持発展、すなわち第三条であります。我が国の施政のもとにある領域における武力攻撃に際して日米共同対処、五条。極東の平和と安全の維持のための米国のよる我が国における施設・区域の使用、第六条であります。これを規定しております。

まず、安全保障の観点から考えまして、日米安保条約が日米同盟関係の中核として、過去四十年間、我が国及び極東に平和と安全をもたらしたただけでなく、アジア太平洋における安定と発展のための基本的枠組みとしても有効に機能してきております。そして、今日の我が国の繁栄も、このような平和と安全が確保されておるからこそ、なし遂げられたものであると考えております。

また、我が国外交の基軸である日米関係につきまして申し上げれば、同条約は、自由と民主主義という価値、理念を共有する米國と、政治、経済、文化等あらゆる分野において緊密な関係を維

持する上で主要な基盤であると考えております。
こうした日米安保条約の役割は国民の大多数により支持されておると考えておまして、政府といたしましては、今後とも、日米安保体制の堅持を安全保障政策の重要な柱の一つとして維持してまいりたいと考えております。

○前原委員 同様の質問をちょっと逆の方向からさせていたいただきたいと思います。また、具体的に御答弁をいただきたいと思います。

もし日米安保がなければ、どういう支障が日本に生じるのだろうかというところをいろいろ想定してみれば、軍事上どうなのか、外交上どうなのか、経済上どうなのか、その点について、具体的なやはりイメージを国民に与えながら、なければこれだけ大変なことになると思います。あるいは我が国としてこれだけ自分でやらなきゃいけないことになり、それから日米安保は大切なこと、こういう説明の仕方が一番わかりやすいんじゃないかと私は思います。総理が思っておられる部分で、日米安保がもしなければどういう支障が生じるのか、今申し上げた外交、軍事あるいは経済的な面で御説明をいただきたいと思います。

○宮澤国務大臣 それでは、まず経済面のことを申し上げます。あとのことはまた。

我が国の安全そのものが脅かされた場合に我々の国民生活が危うくなるということは、これはもうそれでよろしいとして、国際的には、今我が国は、軍事的にはほとんど貢献ができませんけれども、経済的には御承知のように世界第二の大国として貢献しております。

それで、その世界の第二の大国の存在が怪しいということになります。例えば、今我々は世界の貿易のかなりの部分を担っておりますが、それに信頼が置けなくなると思いますが、通貨も、どうもそういう国の通貨というのは持っているか、ないか、ということになるかと思えます。そういう国には投資をしないし、そういう国から投資を受けてもどうも本間に一緒にやっていたらいいか、あるいは

経済援助はどうもなかなか出にくくなると思えます。よる、倒れそうな会社の株はどうも買えないというように、簡単に申しますと、国際的にはそういうことではないかと思えます。

○野呂田国務大臣 委員から、軍事上の観点からということがありますので申し上げますが、御案内のとおり、我が国の防衛力整備は、日米安全保障体制を前提として、基盤的防衛力の構想を採用している防衛計画大綱に従って進められているものでございます。

委員が今御指摘なさったとおり、日米安保条約が存在しない場合に防衛関係等にどう影響があるかということだと思えますが、一般論として申し上げますと、今日の国際社会においては、自国の意思と力のみで国の平和と独立を確保しようとするれば、核兵器の使用を含め、いろいろな侵略事象や軍力による威嚇等のあらゆる事態に対応できる、すきのない防衛体制を構築することが必要になると思えます。

我が国が独力でこのような体制を維持しようとするのは、経済的にも大変容易ではないと考えられます。何よりも我が国の政治的な姿勢として適切なものではない、こういう防衛を持つことは政治的に適切なものではない、こういうふうに考えております。

○高村国務大臣 日米同盟関係の中核である日米安保条約、過去四十年間、我が国だけでなく極東に平和と安全をもたらした、さらに、アジア太平洋地域における安定と発展のための基本的な枠組みとしても有効に機能した、こういうふうにとらえているわけでありまして。

我が国は、米国の間で、自由と民主主義という価値、理念を共有し、政治、経済、文化等あらゆる分野において緊密な関係を有しております。このような緊密な日米関係は、日米安保条約がその基盤となつておるわけでありまして。換言すれば、日米安保条約がもしなかったとすれば、このような平和と繁栄を我が国が享受し得たということはない、こう思うわけでありまして。

こういう日米安保条約の役割は国民の大多数に支持されていると考えておりますし、政府としては、今後とも、日米安保体制の堅持を安全保障政策の重要な柱の一つとして堅持していくと考えてございます。

○前原委員 経済面では、大蔵大臣には、私がまさしく思っていたとおりの答弁をいただきました。経済的な安定というものが非常にこの日米安保条約というのには寄与している。つまり、投資が集まるのもやはりそういうバックグラウンドがあるから投資が集まるし、通貨の今の推移というの、やはりこれは、フィージビリティスタディーなんかでこの国は危ないということになった、通貨は下がるであろう。あるいは、先ほど、ぼろ会社の株は買わないという大蔵大臣の御答弁がありましたけれども、そういうことで株も下落をするのでありましょう。

つまり、日米安全保障条約というものが根底にある中で、今の経済的な部分での我々の存在があるんだというところは、本当に私はそのとおりだと思えます。ただ、防衛庁長官がお答えになった部分というのは、時間があつてはしられたのかもしませんが、私は、ちょっと視点としてまだ足りない部分があると思つています。

つまり、核というものの意味、つまり核抑止ということについては私も同感でありますし、核を含めた絶対的なアメリカの防衛力というものについて、相当やはり、日本が同盟関係を結ぶことによって抑止力が働いているんだらうというふうに思えます。したがって、侵略の可能性というものをある意味では抑止している大きなポイントになっていると思つています。

あとは、この日米安保がなければどういふ問題点が生じるかということ、何か答弁する方が逆になつてくるような感じがいたしますけれども、必要なのは、やはりミサイルなんか飛んできて、そして日本に被害が及んだときに、今日日本では憲法上もその報復ができることになっていないけれども、その能力を日本は持ち合わせていない。そ

のときは、日米安保条約に基づいてアメリカにその任を頼むということになるわけですね。

それから、もう一つ大事なことは、シーレーン防衛という、日本は海に囲まれた国でありますし、そして資源も外から輸入をする、そしてつくったものは海外に輸出をする。そういうものを船で主に入り出させているわけでありましてけれども、そのシーレーンの安定に寄与してくれているのはアメリカである。こういうところが私は非常に大きなポイントで、その部分については、国民に対して、日米安保体制はなぜ必要かということにつけ加えなきゃいけないだろうと思つてます。さらに、外務大臣のおっしゃったことも私なりにつけ加えさせていただくと、やはり戦争の記憶というのはまだまだ残っているんだらうと思つてます。第二次世界大戦。なかなかこれは我々自身から言いくいことでもありますけれども、やはり日本がそれ相応の自衛力を持つことに対する危機感というのは多分まだあるんだらう、それは政治的な意味も含めて。そういう意味で、日米安保条約というのは、相当我が国に対するプラス要因になっているというふうに思つてます。

今、確認をさせていただきまして、それをもとにちょっとまた質問させていただきたいと思うのであります。では今回、この法案の中で、さなる防衛協力というものを日本がしていくということになるわけですね。つまり、基地提供や、あるいはホスト・ネーション・サポート以外の協力もやつていこうというわけでありましてけれども、協力をしないと日米関係は悪くなるんですか、どうなんですか。その点、総理、御答弁をいただきたいと思います。

○高村国務大臣 協力すれば、より一層よくなるというところでございます。

○前原委員 私が聞いていたのは、協力しなければどういふ状況になるのか。今の日米関係のままで推移できるのか、できないのかという話です。

○高村国務大臣 これをやらなかったからとい

て、日米関係が一気に悪くなるという性質のものではないんだらうと思います。

ただ、防衛力にしても、あるいは日米安保条約にせよ、抑止力としての面が非常にあるわけで、これは、いざというときに米軍がきちっとした安保条約上の義務を果たしていただかなきゃいけないわけですが、それと同時に、日本を攻撃しようと思つてゐるような国が必ず米軍はその義務を果たすであらうと、第三者もそう思つてくれるような状況をつくつておかなければいけない。そういうことのために、両国の信頼関係、日米安保条約の信頼性を高めておく必要がある、こういうことを申し上げてゐるわけでございます。

○前原委員 防衛協力ということ自体に、私は全く否定をするものではありません。ただ、一番初めに総理に対して、ちょっと議論がかみ合わない部分がありますけれども、私は、基本的には自衛というものをやはり中心に据えるべきなんだらうというふうに思つてゐます。そして、自衛を基本に据える中で、日米安保条約というものをある程度補完的な要因として位置づけていくべきだらうというふうに思つてゐます。

しかし、その自衛というものがベースであるにもかかわらず、その点については余り議論がない。しかし、日米安保条約というものをこれから強化することになれば、どこまでその日米安保条約というものが強化をされていくのだらうか、どうなんだらうか、そういう疑問を国民が持つのは、私は当たり前のことだらうというふうに思ひます。そういう意味で、今後の日米防衛協力、あるいはいふと云へば、日米安保の将来像も含めて、しっかりと国民に、これからの日米安保はこうしますよと。

つまり、この日米防衛協力で、いわゆる日米協力というものはある程度めどが立つのか、あるいはこれからもっと違う形で日米防衛協力というものを進めていくかといふのか。そういう全体像の中で、今回の位置づけといふものをしっかりと国民の前に示す必要があると思ひますが、今後

の日米安保をどういうふうに我が国として持つていくとされてゐるのか。総理、御答弁をいただきたいと思います。

○小淵内閣総理大臣 この点もしばしば御答弁を申し上げせていただいておりますのでございませうが、日米安保条約に基づく日米安保体制は、まさに戦後の四十年、我が国及び極東に平和及び安全をもたらしただけでなく、アジア太平洋の安定と発展のための基本的枠組みとして有効に機能いたしてまいりました。

この点につきまして、九六年の日米安保共同宣言におきまして、日米安保体制が、二十一世紀に向けて、アジア太平洋地域における安定的で繁栄した情勢を維持するための基礎であり続けることを再確認いたしておりますのであります。政府としては、今後とも、日米安保体制の堅持を安全保障政策の重要な柱の一つとして維持し、その信頼性を一層向上させていく考えであります。

また、日米安保体制を円滑かつ効果的に運用していくために、新たな日米防衛協力のための指針で示されてゐる、平素及び日本に対する武力攻撃の際の日米協力を十分念頭に置くことが重要であります。今後とも、このような日米協力を通じて、日米安保体制の信頼性を一層向上させるべきと、努力してまいりたいと思つております。

自国の防衛につきまして、お話にありましたように、基本的にこの安保条約の問題のみ先ほど取り上げた、こういう御指摘でございますが、そのベースになるのは、自国の安全保障については、まずみずからの力を守る、そのために現在も、自衛隊を中心とした自国の安全保障体制を確立し、国民的なコンセンサスを得ていくということが十分必要なことであると思つております。

戦後の安全保障論議を通じておきますと、かつての経過の中で、そのことを十分認めておられた政党内、それを認められなかった政党内がございまして、今日においてはほとんどの各政党——一つ政党につきましては、まだこの点についての正式な見解がなされておらないのでございますけれども、

も、そういう意味では、みずからの国を自衛隊を中心にして国民的なコンセンサスを得て守つていくということが中心でございませうけれども、同時に、自国の防衛を自国の力だけではなし得ないというところから安保条約といふものが始まったという経緯でありまして、両々相まって、我が国の安全と平和を確保していかねばならないというのが基本でなければならぬ、このように考えております。

○前原委員 私が、将来像を示していただく中で今回のこの防衛協力といふものを位置づけていかねばならないといふことを申し上げた一つの理由は、いわゆる橋本・クリントン会談、そして共同宣言、俗に安保の再定義と言われておりますけれども、これは、私なりの解釈をすれば、相当違つた安保体制に移行したのだらうというふうに私は思つてゐるのです。つまり、冷戦時代にあつた日米安保体制と冷戦後の日米安保体制、もちろんそれで確認をされたと思うのですけれども、私は、相当違つた意味合いをこの日米安保は持つに至つたのだと思つてゐます。

そういう意味では、そのとき外務大臣を総理はされてゐたわけでございませうけれども、国民に対して簡単に、日米安保の再定義といふのはどういふものだったのか、その前後でどう変わったのか、簡単に御説明をいただきたいと思ひます。

○小淵内閣総理大臣 橋本総理、クリントン大統領との共同宣言のときは、私、外務大臣の任に当たつておりませんでした。その合意によりまして今日のガイドラインに至る間の話し合いが進められてまいりました。この了解を得ましたものにつきまして、ニューヨークにおきまして四者でこのことを合意したわけでございます。

もちろん、その経過の中で、共同宣言そのものも当然のことながら私自身も了解をして今日おるわけでございませうが、大きく変化したかしないかといふことの認識でございませうけれども、それは基本的には、いわゆる戦後の冷戦構造という中で安保条約が果たしてきた役割といふものは、これ

に關しては国際政治情勢が大きく転回したということでございますので、新しい事態に対処して安保条約を再確認して、その存在を改めてあらしめるといふことのために必要な措置としての今回のこの法律の提案となつてゐる、こういうふうに理解をさせていただいておるところでございます。

○前原委員 わかりやすく私の方から申し上げると、日米安保の再定義といふのは、要は、その前の安保条約といふのは、冷戦時代に、ソ連の直接の侵略、日本に対する侵略といふものをベースにして、アメリカがそれを防ぐといふのが冷戦の時代の日米安保の基本的な目的だったわけですが。再定義があつた後はどうなつたかといふと、そういう直接の侵略の可能性がなくなつた。その中で、しかしながら、これからのある程度の不安定要因がある中で、日米安保を核にして、アジア太平洋の安定を供給する公共財として日米安保条約を役立てようといふふうに宣言をしたのが、いわゆる私は安保の再定義だといふふうに思つてゐます。

そのときに外務大臣でなかつたといふのは、私の認識不足で申しわけありませんが、私は、これははかの党もおしやつてゐる部分がありますけれども、この安保再定義は、実は安保条約が変質するぐらいの大きな変換点であつた、再定義にとどまらないぐらい、安保改定に匹敵するぐらいの大きなものだったといふふうに実は認識をしてゐます。そういう中で、私は、先ほど御質問を申し上げます。上げたのは、アジア太平洋の安定剤として、公共財としてこれから日米安保を使つていくことと。

つまり、単に基地の提供だけではなくて、防衛協力もしっかりありますけれども、日本がある程度の関与をする中で日本に安定をもたらす、あるいはそれを阻害する事態が起きたときに何かをするといふものであると思ひますけれども、基本的には、私は、そういう安保の再定義を踏まえて、大きな変化といふものをもちつたものだといふことの認識がなければ、これはそちらから答えていただかなきゃいけないことを私が何度も答えておりますけれども、やはりそういう認識を持つ

て、日米安保条約あるいはこれからの日米安保というものでこれを出しているんだということをはっきり国民に対して説明しないと、私はなかなか国民に対しては理解をいただけないという意味で質問を、質問というか、私が御教示をさせていただきます。

さて、残りの時間で、私は、この問題について少々各論に入った質問をさせていただきたいと思ひます。

一つは、やはり公海上で、先ほど総理の御答弁だと、日本に何らかの危機が及ぶ場合、それは具体的に申し上げられないけれども、危機が及ぶ場合についてこういう防衛協力が行われるんだというところでありますけれども、公海上で日本が活動するのは三つございいます。これは、米軍に対する協力の輸送業務、それから船舶検査、それから捜索救難活動、この三つが公海上で行われるものでございいます。

この三つの活動の中で、今の戦われ方というものを想定すると、やはり、近くに攻めてこられてそして攻撃を受けるというよりも、遠くからミサイルを撃ち込まれていわゆるダメージを受ける。つまり、昔は概念として明確にあった前線と後方というものの違いというものが、だんだん不明確になってきているんだというふうに私は思ひます。その中で、公海上の活動で攻撃目標にされたりとか、あるいは戦艦に巻き込まれる危険性は私はあると思うんですね。

先ほどの日米安保条約というものをこれから考えていくならば、危険がないから協力しますよということではなくて、やはり、そういう危険性もあるけれどもそれがなんだということを説明していただかないと、なかなか後方支援というものは踏み切れない、あるいは国民の理解が得られないと私は思ひますが、その危険性があるのかどうなのかということが一つ、では仮に攻撃を受ければ、交戦をするのかしないのか、また、そのときの法律上の根拠について御答弁をいただきたいと思ひます。

○野呂田国務大臣 この法律に基づき自衛隊が実施することと想定している後方地域支援は、それ自体、武力の行使に該当しないものである、また、後方地域において行うこととされていることから、米軍の武力行使との一体化の問題を生じさせることは想定していないということを累次申し上げてきたところであります。

その上で、この法案に基づく後方地域支援が、他国から敵対行為とみなされ、攻撃対象となるのではないかと御懸念に對してお答え申し上げます。侵略等とは違いますが、法的な観点からいえば、侵略等の違法な武力行使を行っている国に對しては、国連憲章に従って行動している米軍に我が国が協力を実施した場合に、当該相手国が我が国に對してもし実力行動をとれば、それは侵略等の違法行為を重ねることになるだけであるということからは、従来から私も答弁しているところであります。

また、実体面について申し上げます。そもそも、自衛隊による後方支援は後方地域において行うものであります。当該活動の実施区域が後方地域の中にあるかどうかについて、防衛庁長官は、自衛隊が収集した各種の情報を総合的に分析することにより合理的に判断することとなるため、相手国からの攻撃が想定されるような区域で活動を実施することはない、こういうふうに思ひます。

さらに、本法案においては、後方支援を実施している際に、万一不測の事態が発生したとしても、実施区域の変更や、あるいは活動の中断、休止などの対応をとることにより、この活動が後方地域においてのみ実施されることを担保しております。後方支援を実施している自衛隊が相手国に攻撃されることは考えられない、こういうふうに累次申し上げてきたところであります。

○前原委員 考えられないのに中断事項を持つというの、論理の矛盾じゃないですかね。つまり、攻撃を受ける可能性がある、あるいは武力の一体化をする可能性がある、そのときには、事前

にいわゆる実施区域の変更をしたり、あるいは中断事項を設けるといふことで、最後に防衛庁長官がおっしゃった、巻き込まれる危険性はないと断言されることは論理矛盾ですよ。

○高村国務大臣 防衛庁長官が答弁されたように、後方地域支援というのを設けて、そして中断するといふようなこともきつちりして、できるだけ巻き込まれないような努力をして、可能性とすれば少ないんだらうと思ひますが、そういう危険性と、こういう行動をとることによって日米安保条約の信頼性を高めることによってさらに日米安保条約の抑止力が高まるその効果と、どちらが大きいのかといふは、後者がはるかに大きい、そういう政治的判断をしているということでございます。

○前原委員 私は、今の外務大臣の御答弁の方が率直でいいと思ひます。つまり、その可能性はあるけれども、しかし、そういう活動もあえてやることの方が日米安保の信頼性を高めるということをややはりしっかりとやらないと、危険性はない、そういうことではないと云って、実際に起こったんだが責任をとるんだ、こういう話に私はなると思ひます。

私の与えられた時間もちょっと限られてきましたので、最後に、御質問を総理に對していたしましたと思ひます。

私は、この中断事項の持つ意味が、もちろん、自衛隊員の命とか安全性を考えたときに、それはあった方がいいのかもしれない。しかし、アメリカは、実際問題、日本にある部分を後方支援として期待をしているわけですね。そして、それでオペレーションを組んでいるわけですね。そのときに、憲法の制約上、つまり、武力の一体化という集団的自衛権にかかわる問題が生じてるので、我々は憲法上その活動を一たん中断をさせていただきま、さういふことになるわけですね。もちろん、アメリカとこれを相談して法律をつくられたんだと思ひますけれども、アメリカ自身はこれを知っているのですか。

つまり、私が心配しているのは、中断事項が発生することによってアメリカの後方支援に對してはしごを外したことになる、逆にそれが日米関係を損なう可能性にはならないのかということをお答えいただきたいと思います。

○高村国務大臣 周辺事態に際していかなる措置を実施するかについては、日米両国政府がおのの国益確保の見地から、その時点で状況の総合的に見た上で主体的に判断することになるわけであり、同時に、周辺事態に際しては、日米両国間において随時密接に行われている情報交換、政策協議が一層緊密に行われることとなっております。

これまでの日米間の協議を通じて、米側も本法案の内容については十分に承知をしているわけであり、我が国との関係では本法案の内容を前提として行動するものと想定をしております。したがって、仮に本法案の規定に基づき我が国が実施する対応措置を中断したとしても、それをもって日米関係が損なわれることになるとは考えておりません。

○前原委員 一番初めの質問が、私は総理の御答弁は非常に不満であります。つまり、周辺事態というものの認定、つまり、それがどれだけ日本に危機が及ぶのかということがやはりある程度国民にビッドに伝わらないと、なぜこの法案に基づいてアメリカの協力をしなければいけないのかという根本的な、入り口の、きつかけの、動機の一部が明確になっていないと私は思ひます。

この委員会はこれから何十時間あるいは百何十時間議論するかもしれないが、その点については明確にしていくことを私自身決意いたしましたので、私の質問を終わります。

○山崎委員長 この際、上原康助君から関連質疑の申し出があります。横路君の持ち時間の範囲内でこれを許します。上原康助君。

○上原委員 横路さん、今、前原さんから質問がいろいろありましたが、若干関連づけて質問をさ

せていただきたいと思ひます。

実は、私の出番はもう少し後になると思ひて、じっくり構えておたら、総司令官の御さんからいきなり周辺事態が発生したということで出動命令を出されて、当初私が構想しておいた質問内容とは、時間の都合もあって、若干異なるかもしれませんが、できるだけ質疑応答をかみ合わせたい気持ちをお尋ねしますので、総理初め閣僚閣僚の率直な御意見、御見解を聞かせていただきたいと思ひます。

そこで、まず、この周辺事態確保法の最も根幹になっているのは新ガイドラインだと私は理解を、もちろんそのほかにもございます。そういう意味で、最初に新ガイドラインについて若干お尋ねをさせていただきますと思うのです。

まず、旧ガイドラインもそうでしたが、このガイドラインが新しく日米合意されて、「基本的な前提及び考え方」というのが四項目ございます。そこで、確認の意味を込めてお尋ねをするわけですが、これまでもしばしば御答弁があったわけですが、一つには、「日米安全保障条約及びその関連取極に基づく権利及び義務並びに日米同盟関係の基本的な枠組みは、変更されない。」表面的にはそうなんだが、私は、随分枠組みは変更されてきた、変質されてきたと理解するのが正しいのじゃないかという見解を持ちます。

もう一点、これも大事なことで、横路先生からも原則の確認ということがありましたが、「日本のすべての行為は、日本の憲法上の制約の範囲内において、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って行われる。」これもいささかこれまでの政府見解やあるいは専守防衛、非核三原則は当然でしょうが、その中におさめるかどうか疑問はなきにしもあらずであります。この周辺事態確保法が実際に運用されるという場合に、憲法解釈を含めて。

三点目は、質問の方にも入るのですが、「日米両国のすべての行為は、紛争の平和的解決及び主権平等を含む国際法の基本原則並びに国際連合憲

章を始めとする関連する国際約束に合致するものである。」ここで国際法が出てきています。この国際法はどういう意味なのか、お示しを願いたいと存じます。

四項目、これはちょっと長いので全文は申し上げませんが、要するに、立法上または行政上の措置は義務づけられない、だが、日本のすべての行為はその時々において適用のある国内法令に従うとか、私は予算上も相当、周辺事態法が実際に運用される事態が起きたという場合には問題が出てくると思うのです。

こういうことを前提としてやっているわけですが、今私が指摘をしたことと、政府の御認識、御見解はどうなのか、お聞かせを願いたいと存じます。

○東郷政府委員 お答え申し上げます。

委員御指摘のように、日米防衛協力のための指針の冒頭の「基本的な前提及び考え方」の中に、この指針をつくりました日米間の最も大事と考え

る指針が述べてございます。

第一点、日米安全保障条約及びその関連取り決めに基づく権利及び義務並びに日米同盟関係の基本的な枠組みは、変更されない。

第二点、日本のすべての行為は、日本の憲法上の制約の範囲内において、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って行われる。

第三点、日米両国のすべての行為は、戦争の平和的解決及び主権平等を含む国際法の基本原則並びに国際連合憲章を初めとする関連する国際約束に合致するものである。

私ももといたしましては、作成されておりますガイドラインの内容、それから、そのガイドラインに基づきまして今回準備しております法案及び条約の内容、これらはすべてこの三つの点にまごうことなく合致しているというふうに考えて作業をいたしました。個々の内容については、これまでの国会審議等におきまして御説明をするように努めてまいりました次第でございます。

なお、最後に、国際法の基本原則は何かという

点についてお尋ねがありました。これは、果次申し上げておりますように、国連憲章のもとにおいて、平和と安全にかかわる国際法というものが戦時国際法等の時代から大きく変わっております。その現下の国連憲章に基づく平和と安全にかかわる国際法、それに従った大きな秩序のもとでやっていきたいという気持ちを含めております。

以上でございます。

○上原委員 これは、これからの議論を展開する中で、今の「基本的な前提」の枠内にはまるかどうかはまた後のことにしたいと思うのですが、もう一点。

例えば政府が毎年お出しになっておられる防衛白書を見ても、憲法と自衛権、いろいろ述べております。憲法第九条の趣旨についての政府見解、保持し得る自衛力、自衛権発動の三要件、自衛権を行使できる地理的範囲、集団的自衛権の形態、交戦権、防衛政策の基本、国防の基本方針、その他の基本政策、例えば専守防衛とか、先

ほどもありました、軍事大国にならないこととか、非核三原則の堅持、文民統制の確保、こういうのは、我が国の防衛力整備をしていく上でずっと政府が堅持をしてきた、一つの基本理念という

か、あるいは政策だとは私は思うんですが、この新しい日米防衛協力の指針の内容、今審議をされております周辺地域事態法というものは、今私が指摘をした防白なり政府がずっとこれまで堅持をしてきたそういった諸基本政策の範囲内のもので、あるいはその基本政策や原則は変えるつもりはない、変えるものではないというのを総理としてここ

で国民の前にはっきりとお示しになれるのかどうか、ぜひ御見解を聞いておきたいと存じます。

○小淵内閣総理大臣 先ほど東郷局長から答弁申し上げましたが、今回のこのガイドライン法につきましては、先ほどお示した三つの基本的な前提及び考え方に基づきましてこれを法制化しようとするところでございますので、その範囲の中において処置をいたしてまいることでございます。

○上原委員 私も、ぜひそうあってほしいと期待

をしている一人であります。また、いろいろ議論をする中で、果たしてそうなのかどうか、さらに問題点を出しながら議論を詰めていきたいと思っております。

それで、もう一、二点お尋ねさせていただいたわけですが、このガイドライン、日米防衛協力のための新たな指針というのが、残念ながら余り国会論議されてこなかったことを今反省をされているわけですが、この中で、二点お尋ねしておきたいことは、皆さんは、安保条約の解釈とかあるいは適用範囲ということを盛んに、変更しないとか、さっきも私が指摘をしたことがあるわけですが、どう見たって、この「安全保障面での種々の協力」というところに「安全保障面での地域的及び地球規模の諸活動を促進するため」云々かんぬんとなっているわけですね。まさに新しいガイドラインと、皆さんが言う種々条項からアジ

ア太平洋条項に解釈を変更して、拡大をしようとしているのは、ここで言っておる「地域的な及び地球規模の諸活動を促進するため」こういうこということをするということになっているのです。なぜこうなったのか。地球規模なんですよ、私がかねてから指摘をしたように。

そこで、そのことと、「日米共同の取組み」の中で、いわゆる日米両国政府は、日本に対する武力攻撃に際しての共同作戦計画について検討をする、周辺事態に際しての相互協力計画を共同作業でやる、このような努力は、双方の関係機関の関与を得た包括的メカニズムにおいて行われ、日米協力の基礎を構築する。これは、日米同盟関係とか軍事面からすると、一般論、常識論としては理解できないわけでもない、私も。

そこで、この「日米共同の取組み」というものの、共同作戦計画とか相互協力計画とか包括的メカニズムというものは、一体どうなっているのか。さらに、日米両国の公的機関及び民間の機関による円滑云々である。この日米両国の公的機関はどうか、民間の調整メカニズムを平素から構築

している一人であり、また、いろいろ議論をする中で、果たしてそうなのかどうか、さらに問題点を出しながら議論を詰めていきたいと思っております。

していくという事はどうか、お答えを願いたいと思います。これは、できるだけ、外務大臣が防衛庁長官、総理がお答えください。

○竹内政府委員 お答え申し上げます。

上原委員御質問の第一点目でございますけれども、このガイドラインの中に、御指摘のような、安全保障面での地域的及び全球的規模の諸活動を促進するための日米の協力ということについての言及がございます。これはまさに、その後につきまして書いてございますように、日米両国政府が、例えば、この地域におきます安全保障対話であるとか防衛交流であるとか軍備管理・軍縮等についての活動を促進するということが一つは念頭にございます。

さらに、地球的規模と申しますのは、例えば、ここにも書いてございますけれども、国際連合の平和維持活動とか人道的な国際救援活動に参加する場合の日米間の協力といったようなことが念頭にあるということがここで明らかにされているところでございます。

それから、日米ガイドラインの相互協力計画でございますけれども、これは、日本に対します武力攻撃に際しての共同作戦計画についての検討というものが一つございます。それから、周辺事態に際しての相互協力計画についての検討というための共同作業ということがございまして、これは、このうちの後者の相互協力計画についての検討というものは、日米両国政府が周辺事態に円滑かつ効果的に対応し得るよう、ふだんから十分な検討を行う体制を整えておく、こういうことでございます。

一九九八年、昨年一月に、コエン国防長官が訪日されました際に、このような共同作業のための包括的なメカニズムというものが構築されることにつき、両政府の間で承がされまして、現在、防衛当局間で作業が行われている、こういう状況でございます。

○上原委員 日米両国の公的機関及び民間の機関はどういうものを言っているのか。それと、包括

的なメカニズムの構成は、設置することが昨年決まった、どういう構成メンバーなんですか。

○柳澤政府委員 まず、その構成の方から申し上げますと、昨年のSCC、日米安保協議委員会では、御了解をいただいておりますが、その中で、SCCにおられるわけでありまして、その中で、SCCのメンバーであります、日本側は外務大臣、防衛庁長官、米側は国務、国防両長官の包括的な、包括的なといいますが、方針をいただくもので、その下に外務、防衛の局長級の、さらに、アメリカの方は国務、国防の次官補級の、防衛協力小委員会と申しておりますが、その補佐のための機関を持っておりまして、その監督のもとで、先ほど外務省の方から申しました、自衛隊と在日米軍を窓口にして今、共同計画検討委員会というものが下作業を行っております。

ほかの公的機関がどうかということにつきましては、順次そういった作業を通じて出てまいりました問題等につきまして、必要の都度、外務、防衛庁あるいは安全保障室を中心に会議の場等を設定していただくことになっておりますが、ただ、一昨年のこのガイドラインの見直しが終わりました直後に実は閣議決定をいただいておりますので、そこで、関係省庁も加えて政府全体としての措置を検討していただくということで、具体的には、関係省庁局長会議というのが、おとしの平成九年の十月に設定をされております。

○上原委員 余り要領を得ませんが、本日は時間をかけて議論したいんですが、先ほど、自治体に協力を依頼するあるいは求めるという段階で、川崎運輸大臣が、地方港湾の利用について全く聞いていませんと、そういう意味のことでしょう。地方自治体にもそういうことはこれからでしょうね。これだけいろいろなことをやろうとするのに、外務と防衛だけで事を進めているということに、いささか疑問を持たざるを得ません。

果たして、政府全体の、私はそれを促進せよとかいろいろ言うつもりはありませんけれども、政

府がやるべきことを、本日に、各省庁を通して総合的な危機管理体制というものをどうこれまでやろうとしてきたのか、大変問題だと思っております。その点だけ指摘をしておきます。

そのほかにも、このガイドラインのことでは、もっと見解を確かめなければならない点が非常に多いんです。

日米間の調整メカニズムの運用のあり方ですが、これはまさに、軍事のオペレーションを含めて、作戦計画あるいはこの周辺事態確保法で言うところの計画策定に資するいろいろな調整メカニズムを日米間でやっていくことだと思っております。そうなのか。現在はどういうようなことを検討しているのか。これは防衛庁長官、お答えいただけますか。

○柳澤政府委員 ちょっと状況の説明をさせていただきますが、昨年の一月に包括的メカニズムとしての作業のスタートが合意されました。そのもとで、先ほど申し上げました、具体的には自衛隊の統合幕僚会議それから在日米軍司令部を窓口にした共同計画検討委員会、これが昨年の三月から作業を開始して今日に至っております。

これは、その作業の節目節目で、先ほど申し上げました防衛協力小委員会ですとか閣僚レベルの安全保障協議委員会の方に報告をし、必要な指示を仰ぐということになっておりますが、まだその最初のといえましょうか、ある程度まとまった形で御報告申し上げるまでには作業が進んでいないという状況でございます。

○上原委員 いづろ作業をまとめるつもりですか。

○柳澤政府委員 今回のこの作業は、先生もお触れになりましたように周辺事態あるいは我が国の有事ということを考えましたときに、米軍それから自衛隊がいずれにいたしましても中心的な活動をするわけでございますので、その両者ですり合わせをしておるところであります。

私どもはできるだけ早く何らかの形をつけていきたいと思っておりますが、一方でこれは、その

時々の国際情勢やあるいは軍事的な技術の進展等に合わせまして、いわばエンドレスに作業自体は続けないかなければならないものであろうと思っておりますが、とりあえずのものはできるだけ早く整理をしたいと思っております。

○上原委員 もう一点、この新しいガイドラインの中で、平素からの日米協力というのが随所に出てくるんですね。これは、旧ガイドラインにはなかった概念という方が針というか文言なんです。これをあえて新しいガイドラインに、たしか十七、八カ所、平素から平素からというのが出てきている。日米間でそういうことを平素からやっていく特別の理由があるのかどうか。有事、周辺事態、いろいろあるんだが、平素からを特に取り上げるようになった理由は何なのか、お答えをいただけますか。

○竹内政府委員 ここで平素からと申しますのは、戦時と平時という意味ではございませんで、ふだんから、いつもからということでございます。

と申しますのは、まさしく冷戦時代が終わりを告げまして、ただし、いろいろな紛争が発生する不確定、不安定な状況というのがあるというところにおきまして、日米間が、まさにふだん、平素からいろいろな分野で情報交換をしたり政策協議を行ったり、さらに、先ほどちょっと申しました軍縮面とか、そういう安全保障の対話、防衛交流といったような通常の情報交換、政策協議ということがやはり現在の世界においては重要な、こういう認識もございまして、平素からの協力ということが特に取り上げられているというのが背景でございます。

○上原委員 逆に言えば、皆さんは、日米関係は我が国外交の基軸である、あるいは同盟関係にあると、安保条約が締結されてから今日まで平素からそんなに努力しなかったというところにもなるわけですね。それはまさに政府の怠慢だよ。その点、申し上げておきます。

そこで、日米安保と周辺事態との関係について

一、二点お尋ねしておきたいと思ひます。
これはせんだつてもお尋ねした記憶があるんですが、改めて指摘するまでもございせんが、日米安保条約は、六条において「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される」と規定してあります。

ここで「陸軍、空軍及び海軍」なんですよ。海兵隊というのはないんですよ。海兵隊は安保条約の適用外なんだ、本当のところを言うと。欠落している。それも答えてもらいたい。

米軍に対する基地提供が求められる場合は、日本を含む極東の平和と安全の維持に限定されることを規定しております。

政府は、周辺事態は地理的概念ではないことを強調しておりますが、米國がいわゆる極東の範囲を超えた地域において周辺事態と認定し、かかる事態に対処するために日本国における施設及び区域を使用する場合、日米安保条約第六条と新ガイドラインにおける協力との関係をどのように整合性をとるつもりなのか。もっと端的に言えば、我が国は、安保条約の第六条と新ガイドラインのどちらを根拠に極東以外の米軍の基地使用について容認するとか、そういうことをしようとしているのか、ぜひはっきりさせておいていただきたいと思ひます。

○竹内政府委員 まず、海兵隊についてのお尋ねでございます。

海兵隊は、米國の軍隊の組織法上は、実は海軍省の司令下にあるということでございます。

ということでございますが、他方、この安保条約の六条で「陸軍、空軍及び海軍」というふうに書いてございせんが、これはいわゆる固有な名詞で、陸軍、空軍、海軍ということではなく、むしろ、陸で活動する軍隊、空で活動する軍隊、海で活動する軍隊、というのは、これはこの条文の英文の方をのぞいていただきますと、実はその辺が非常に

はつきりするわけでございすけれども、アーミー、ネビー、エアフォースという言い方ではございせんのでして、ランドフォース、エアフォースというような表現になっているわけでございす。

御承知のとおり、海兵隊は、いわゆる水陸両用と申しますか、アンフィビアスというようなことを言われておりますけれども、陸であるが海であるが、とにかくこの六条の中に言われる米國軍隊の中に含まれる、こういうこととございす。

それから、周辺事態と極東の関係についてのお尋ねでございますが、私の方から事務的に簡潔に答えさせていただきますと、周辺事態は、果ては答弁を政府側から申し上げておりますと、あくまでも我が國の平和と安全ということに着目をした概念でございすので、極東という概念との関係を一概に論ずることはできないわけでございす。

いずれにしても、米國が我が國の基地を使用するその目的というのは、この六条にございすのとおり、日本國の安全ということが含まれておりますし、それと加えて、並びに極東における國際の平和及び安全の維持に寄与するために基地を使用することができ、こういうことになっているわけでございす。

○上原委員 私ももう随分、そういう条約局長や北米局長や法制局長官の憲法解釈や条約解釈をいろいろ聞いてまいりましたが、こつちが具体的に問題指摘をしたら、聞き直ったように、アーミー、ネビー、エアフォース、何やかんやでございまして、一番問題のマリーンはないのだ、マリーンコープスは。だから、厳密に言うとなんた方は条約違反をしているのですよ。そう言えなくもないですよ、沖縄の立場あるは日米軍の基地の実態からして。そういうごまかしというのか、三百代言とまでは申し上げませんが、ちょっと見解に無理がありますね。

それともう一点、これも、今の御答弁は納得し

ませんが、私が例を挙げますからね。新旧ガイドライン、ちょっとさきに触れましたが、周辺事態に関連した文言に関して、旧ガイドラインでは「日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合」となっておったのです。しかし、新ガイドラインでは、「日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合」と置きかえられております。なぜ日本以外の極東を「日本周辺地域」としたのか。あるいはまた、共同宣言ではアジア太平洋という文言を使つて、全く極東という表現は欠落している。これはなぜそうなったのか。

あなた方は、安保条約第六条のことを言いますと、必ず総理も外務大臣も防衛庁長官も、極東という表現を今までも使つていらつしやる。それは用心深い、確かに条約にはそうとしか書いていないのだから。だが、実際の運用はもう極東じゃないのです。アジア太平洋なのです。あるいは地球の裏まで。今の私の指摘に対して、お答えをしておいてください。

○東郷政府委員 お答え申し上げます。

本件につきましては、これまでの国会の御審議で大臣よりもたびたび申し上げておりますように、今般、ガイドラインをつくるに当たりまして、日米両國は特に、我が國の平和と安全に重要な影響を与える事態、これに着目してガイドライン及び周辺事態法というのをまとめたわけでございす。

したがいまして、委員御指摘の旧ガイドラインにある表現ではなくて、日本の平和と安全に重要な影響を与える事態というのをガイドライン及び周辺事態法の基本的な語彙というふうにしたわけでございす。

○上原委員 外務大臣、私が指摘をした、条約上、海兵隊ということが、これは簡単に思つていらつしやるかもしれませんが、そういうことに対しては外務大臣として一体どういう御認識なのか、ああいう解釈をしておられるのか。あるいは、今私が六条との関係、あるいは旧ガイドライ

ンと新ガイドラインのなぜそうなったかということに対して、事務当局の答弁があったのですが、政治家、閣僚としてはどういう御認識なのか、そういうことに対して。総理や外務大臣の御見解もぜひ聞かせてください。

○高村國務大臣 新ガイドラインにおいては、今条約局長が答弁したように、まさに、日本の平和と安全というものに着目してそういう用語を使つた、こういうことであります。そして、日米安全保障条約の目的が日本と極東の平和と安全に資するためというところは、これはもうずっと今日まで変わっていないわけでありまして、その結果の日米安保条約の存在が、広く結果として、アジア太平洋全体の安定のためにも資している、そういうことはいふことだ、こういう趣旨から新ガイドラインではそういう言葉を使った、こういうこととございす。

○上原委員 日本の平和と安全に資するということでくれば、条文にどう書かれておつても、拡大解釈や拡大運用していいような御答弁のように私は思えてなりません。

そこで、では一つの例を、私はこれは外務委員会でもこの間指摘しましたが、在沖米軍が、昨年暮れの中東、イラクの戦争に出ていっているわけです。出撃しているわけですね。海兵隊二千人、これはたしか長崎の方からも行っている、在日米軍から。在日海兵隊でしたか、海軍。出発したのが一九九八年の十一月十一日、ホワイトビーチから。一九九九年三月十四日に、この間帰つてきている。これはまさに当初安保条約が予定していなかった行動半径、行動でしよう、対象地域でしよう。

しかも、この沖縄に十四日に帰つてきた二千人の第三一遠征部隊のデビーッド・フルトン司令官、大佐のようですが、二月上旬から領土紛争が起き、緊迫していたアフリカ東部のエリトリアとエチオピアの情勢変化に備え、同部隊が湾岸地域で待機していたことを明らかにしておるのです。よ。クウェートからサウジに待機をしておつた。ア

フリカ東部のエリトリアとエチオピアの情勢変化に対応していくために。

ここまで地球規模で、これは地球の裏のアフリカ大陸まで、あなたが、沖繩海兵隊は実際には出動しているわけです。それを皆さんからいうと、いや、アメリカの行動は許されると言うかも知れませんが、我が国の平和と安全にどういう影響があったの、このことは。間接的には、観念的には、理論的にはあるかも知れませんが、本来ここまでは日米軍基地の使用権限はアメリカにはないはずなんだ、第六条からすると。こういう矛盾点があるということを指摘しておきたい。ですから、こういうことについては、もっと説明もし、整合性のあるようなことをやってもらわないと困るのですよ。

それで私が、そこまでは恐らく政府はお考えにならないと期待したいわけですが、こういうふう
に米軍が展開をしている、中東、アフリカまで。
そうすると、これも周辺事態になりそうだから、
そのときにも米軍に対する後方地域支援か後方支
援をやってくれということになったとすると、自
衛隊はそこまでやるのですか。やれないこともな
いという答弁になるかも知れぬと私は思うのだ
が、いかがなんでしょうか。皆さんの見解はどうな
んですか。

○高村国務大臣　米軍が中東に行ったというのは、日本の平和と安全に資するために行ったわけではないわけでありませう。（上原委員「ないのでしょ」と呼ぶ）ないのです。

ですから、軍隊の任務というのは一つに限られて
いるわけではなくて、幾つかの任務を重ねて
持っている場合があるわけでありまして、在沖米
軍が日本の平和と安全に資するための任務を持
ていると同時にほかの任務を持っていたからと
いって、それがいけないという話ではないので
す。そして、軍隊の機動性というのは、日本に
いるときには、日本の平和と安全あるいは極東の平
和と安全に資するためにいたいだいてゐるわけ
であります。それと同時に、軍隊の機動性、ほ

かの任務のためにほかに移動して、そしてほかの任務につくということもあるわけでありますから、まさに中東の方に行つた米軍に対して、周辺事態安全確保法で日本の自衛隊が後方地域支援をするなどということはないわけであります。

○上原委員 あなたもしそこまで後方地域支援すると言ったら、これでストップですよ、これは。だが、外務大臣、あなたの御見解は、それはそういう見解もあるいは一理あるかもしれないん。

問題は、在日米軍基地の活用というものは六条の規定しかないわけですよ。我が国の施設・区域を利用できるということは、米軍のそういう都合があるからといって、アフリカに行こうが中東に行こうが、どこに行こうが勝手だという解釈にはならないじゃないのですかというのが私の見解なんだ。

そうであるならば、安保条約の改定をするのか、あるいは特別協定を結ぶのか。どこかで、日米間でそれを取り決めたのですか。（発言する者あり）今ごろって、重要な問題なんだ、沖縄に
 としては。

○高村国務大臣　日本の基地を利用してそのまま戦國作戦行動に出るような場合に、例えば日本から直接中東を爆撃に行く、そういうようなことはできないわけですが、日本にふだんいる軍隊が中東に行って、そこで米軍の運用上の都合によって新たに活動する、そういうことはあり得ることだということは、私が初めて言ったわけではなくて、ずっと政府が繰り返してきているところでございます。

○上原委員　それが何でもないというところに問題があるのですよ、それは。

今の中東とかアフリカというのは、それは距離的な面からしても、周辺事態という地域概念からしても該当しないということは常識でしょう。参ら政府でもそこまで拡大解釈できないと思う。

だが、周辺事態ということが仮に起きたとした場合に、在日米軍基地の七五％のある沖縄とか、

佐世保とか横須賀とか、在日米軍基地の存在する地域にとつては、米軍の行動展開あるいはいろいろな面の利用というものがかさむことは、多くないことは当然予測されるわけでしよう。そういうことを想定して、こういうこともできるんだ、何

でもないんだという政府の条約解釈をしておりまして、幾らでもアメリカは都合のいいように勝手に使えるということになるのではないですか。

我々が問題にしているのは、安保や自衛隊の存在にというものを認める立場に立つにしても、米軍

の我が国に存在する基地というものを自由、勝手、気ままに使わせてはいけないということですよ。事前協議とか条約とか地位協定というのは厳格に解釈しなさい、そして運用しなさいということなんです。そこが大きな違いなんです。その点を、お答えがあれば、答えてください。

○高村国務大臣 事前協議の主題というのは岸・

て、今委員が御指摘になったように、中東に行つて、移動して、そしてそこで何らかの活動に参加するというような場合に、事前協議の主題にはならない、こういうことは一貫して政府が御答弁申

し上げてきているところでございます。
○上原委員 事前協議の問題につきましては、また機会を見てお尋ねしたいと思うのですが、そういう解釈をとっている限りにおいては、やはり国民の合意形成を政府が積極的にとにかく誠意を持ってやろうというお気持ちがないとしか考えられません。これは極めて遺憾であります。そういう御答弁は、
もう一点 周辺事態法との関連で、武器使用の

形態についてちょっとお尋ねをしておきたいと
います。

これにこれまでも議論になっておりますが、周
辺事態法第十一条によれば、武器を使用する場合
でも、刑法の正当防衛または緊急避難に該当する
場合のほか、人に危害を与えてはならないと定め
ております。船舶検査活動の対象となる船舶は、
軍艦をその対象から除外しております。

ここで、刑法の正当防衛または緊急避難の要件には相当性の原則があつて、その中に武器対等の原則というものがあつて、これは、正当防衛の行使に当たっては、相手が素手であれば原則として素手で対抗すべきということ、すなわち武器は

武器の使用が刑法の正当防衛または緊急避難にないとの法理でございます。

敵艦とする場合にしか認められぬといふのである。然し軍艦を對象としない臨檢等で自衛隊の護衛艦なりあるいは艦船が相当程度の裝備をしてゐるものとするならば、相手側が軍艦でない、いわゆる商船その他の艦船といふか船舶ですから、非常に自己防衛的武器の使用といふことが成り立ちがたいのである。この点については、考へられるのですが、この点について

○野呂田国務大臣　自衛隊法九十五条のお尋ねだ
 と思いますが、自衛隊の武器等という、武器とい
 うと存じます。

う我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為から当該武器を防御するため認められているものでありまして、この行使の要件は、従来から、先ほども先生が一部触れられたような要件がございます。

一つは、武器を使用できるのは職務上武器の警護に当たる自衛官に限られていること。もう一つは、武器等の退避によってもその防護が不可能である場合など、他に手段のないやむを得ない場合など。

でなければ武器を使用できないこと。武器の使用は、いわゆる警察比例の原則に基づきまして、事

態に於て合理的に必要と判断される限度に限られていること。防護対象の武器が破壊された場合や相手方が襲撃を中止しまたは逃走した場合には使用できなくなる。そして、正当防衛、緊急避難の要件を満たす場合でなければ人に危害を与えてはならないこと等、自衛隊法九十五条に基づ

く武器の使用は、以上のような性格を持つものでありまして、あくまで現場にある防護対象を防護するための受動的な武器使用でございます。

このような武器の使用は、自衛隊の武器等という我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為から当該武器等を防護するため必要最小限度の行為であり、それが海外で行われたとしても、憲法第九条一項で禁止された武力の行使には当たらない、こういうふうと考えております。

○上原委員 これまでの御答弁の域を出ていないようですが、私、九十五条のこともお尋ねしたいのですが、これは、時間があるまいので、また機会を見て、今の御答弁も精査をしながら進めていきたいと思っております。

もう一点、周辺事態における機雷除去問題。何か機雷除去の考えを変更したという報道もあるようですが、新ガイドラインでは、周辺事態における運用面における日米協力として、自衛隊は機雷の除去を行うということになっているが、周辺事態法案には機雷除去というのではありません。これに関連して、周辺事態における海上自衛隊による機雷の除去は、自衛隊法九十九条で既にできると書いてあるから書かなかったのだという答弁がたしかあったような気がいたします。

他方、湾岸戦争後の一九九一年四月二十五日でしたか、海上自衛隊の掃海艇ベルシャ湾派遣を決定した際の衆議院本会議において、政府は、海上自衛隊による掃海艇派遣が武力行使と一体化しないことを担保するため、派遣に当たり、平時の平和目的に限ることを条件としたと明確に答弁しておられます。

周辺事態が日本の平和と安全に重要な影響を与える事態であると定義をするならば、周辺事態において海上自衛隊が機雷の除去活動を行うということは、いろいろな機雷のタイプによるものかもしませんが、この九一年四月の政府答弁と矛盾することになりはしないのか。この点、御見解を聞かせておいていただきたいと存じます。

○野呂田国務大臣 一部報道で、政府は十七日までに、公海上で自衛隊が除去できる機雷の条件を、遠来機雷から、武力攻撃の目的を持って敷設された機雷以外に、大幅に緩和するとの新見解をまとめたという報道がありました。そのような事実は一切ございません。

我が国に対して武力攻撃が行われた場合や、周辺事態等に対しての日米協力につきましては、指針の見直し作業の中でいろいろ検討が行われたところでありますが、その検討経過については、平成八年九月の見直しの進捗状況、あるいは平成九年六月の見直しに関する中間取りまとめといった格好で対外的にも発表し、議論をいただいたところでありまして、また、九月に新たなガイドラインとして最終的に取りまとめられ、対外的に公表され、十二月に国会にも報告を行っているところであります。

機雷が武力攻撃の一環として敷設されているものではないと認められる場合は、当該機雷は海上における危険な妨害物になっていると考えられることから、我が国領海はもとより、公海であつても、我が国船舶の航行の安全確保のために必要な場合には、一種の警察活動として自衛隊法第九十九条により除去が可能であるとの政府の考え方については、平成九年六月の国会の審議等で既に申し上げているところであります。

その際には、一たん武力攻撃の一環として敷設されたが、その後はその目的が失われている機雷や、単に周辺等に不安や混乱を生じさせるために隠密裏に公海上に敷設したような機雷については、我が国憲法の範囲内で機雷掃海できる旨についても既に御説明申し上げているところであります。

これらの機雷の判別につきましては、当該機雷の敷設海域、戦況全般の状況や周囲の国際情勢等といった各種の要素を総合的に勘案すれば、基本的には可能であると考えておりますが、いすれにせよ、具体的な事例に応じて慎重に判断していきたいと思っております。

○上原委員 機雷除去の従来方針を変えるお考えはないということでしたので、また、今御答弁のあった内容をよく精査してみたいと思っております。最後に、朝鮮有事の際の、この周辺事態法がさほど来いろいろ議論がありまして、どうもそういうことも相当伏線として持たれているのじゃないかと思っております。そこで、朝鮮有事の際の朝鮮国連軍の地位についてお尋ねをしておきたいと思っております。

仮に朝鮮有事が、第二次朝鮮戦争のようなタイプのことが起きて、在日米軍基地を朝鮮国連軍として活用するという場合に、事前協議の対象になるのか。これが一つ。

また、朝鮮国連軍というものはたしか十一カ国ぐらいあったのでしょうか、米軍以外も在日米軍基地を活用することはできるのか。これが二点目です。

三点目、朝鮮戦争、一九五〇年六月二十五日に勃発して、安保理事会決議八十二というものがござります。七月七日の安保理決議八十三でしたか、さらに十月七日の国連総会決議というものがござります。

これまで我々が学習会等でいろいろヒアリングした中では、この国連決議はいまだに有効だという政府の見解もござります。しかし、一々は申し上げませんが、三木首相でしたか、あるいは福田首相か、外務大臣等々のかつての答弁もござります。また、その間、外務省の条約局長の答弁もあつて、要するに、新たな国連決議をやらなければ対応できないという見解を以前はとっておられたのですが、相当の情勢の変化がありますから、韓国も北朝鮮も今は国連に加盟している、あるいは中国との関係等を含めて、こういうことについては政府はどういう御認識を持っておられるのか。

また、これだけの事態を想定して法律をつくっているわけですから、多分そういうことも、相談すべきところとはいらぬかと相談もしておられるかもしらぬ。そういう点について明確にしておいていただきたいと存じます。

○小淵内閣総理大臣 日米防衛協力のための指針は、特定の国、地域を念頭に置いて作成したものでありまして、今お尋ねの朝鮮半島有事ということが具体的にいかなることであるか、なかなか明らかではないのではないかと。

さらに、仮に朝鮮半島におきまして何らかの事態が発生した場合に、当然、国連において、発生した事態、状況を十分検討の上、国連としての措置が議論されるものと思われまして、その際には、朝鮮国連軍の行動につきまして議論される可能性があると考えられますが、いかなる対応を国連がとるかについても、具体的に予断することはできないのではないかと。

そこで、あくまでも一般論としてでございますが、仮にそのような事態が生じた場合には、朝鮮国連軍として活動する米軍に対する支援について申し上げますれば、朝鮮国連軍でもある米軍が、法案第三条第一項第一号に言う日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行うことは当然あり得るところでありまして、そのような米軍に対しての後方地域支援ができるのは当然だという考え方でござります。

○上原委員 決議の件を答弁してください。決議は有効なのか。新たな決議をしなければいけないと私は理解をするのですが、その点、明確にしてください。

○東郷政府委員 お答え申し上げます。国連決議八十二、八十三、八十四、これは、国連の法理としては引き続き有効であるというふうな考えでおります。

ただ、今総理から申し上げましたように、朝鮮半島において一朝事があった場合に、これらの決議が実際にどのように活用されることになるか、これはその起きた新しい事態において検討されねばならないということかと思っております。

○上原委員 終わります。

○山崎委員長 これにて横路君、前原君、上原君の質疑は終了いたしました。次に、遠藤乙彦君の質疑を許します。

○遠藤(委員) 公明党・改革クラブの遠藤乙彦でございます。

いよいよガイドライン関連法案の本格審議が始まったわけでございますけれども、私ども、大変これは重大な法案であるというふうに受けとめております。特に、二十一世紀のアジア太平洋の安全保障をどうするか、日本の平和と安全をどうするかということで、非常に重要な選択を迫られてくる課題であると思っております。

ある外国の政治家の言葉に、内政上の失敗であれば政権が交代すれば済む、内閣がかれば済む、しかしながら、外交・安全保障の政策の失敗は国家の滅亡につながり得るということを言った人がおりました、私も大変同感でございます。今回のガイドライン関連法案審議も、そういった重みを持って、また重大な責任を痛感しながら議論をまいりたいと思っております。

従来の我が国の安全保障論議、ある意味では非常に不幸な歴史ではなかったかと思っております。といいますのは、常に国論が分裂をして国民的合意の成立はなかったわけでありまして、また、場合によってはイデオロギー的に非常に偏向した議論あるいは現実を直視しない議論が行われまして、よく言われる不毛の神学論争といったものが繰り返されてきたといった経緯があるかと思っております。

これからはそういうことがないように、特に九〇年代に入って、冷戦構造の崩壊あるいは沿岸危機あるいはPKO問題等、非常に現実的な安全保障の問題の選択に迫られた、またそういった経験をした我が国としましては、現実を直視した建設的な、そして幅広い国民の理解を得て、国民的合意を目指した安全保障論議をぜひすべきだと思っております。

また、この関連におきまして、私ども、特に公明党の場合、沿岸危機の際あるいはPKOの問題の際、一定の役割を果たしたと自負をいたしております。特に沿岸危機の際には、多国籍軍への九十億ドル支援問題というのがあったわけござい

ますけれども、我々も大変苦しい思いをしなから、特に防衛費の大幅削減を含む歳出の大幅削減あるいは予算の組み替え等の条件で国民に理解をいただき、この九十億ドル支援について賛成をしたということでありまして、それによって国際的な非難を免れることができた。

また、PKOにつきましましては、特に、私たちはいわゆるPKO五原則というものを提案しまして、憲法とそちと整合性のとれた法案に修正をするにより、我が国の平和維持分野における国際貢献の道を開いた、そういった意味で、大変私たちは自負を持っておるわけでございます。特にPKOの問題で、我が国が全面的にバックアップをしましたUNTAACによりまして、カンボジアの悲劇の国土に平和が戻りつつあるということは大変うれしいことではないかと思っております。

そんなことで、このガイドライン関連法案審議にいたしまして、私ども、現実を直視して、また建設的な、そして国民的合意を求めて慎重な議論をしていきたい、そういった決意でこの議論を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それで、私もこのガイドラインの委員会に入れたいたしまして、最近急激にさまざまな陳情、特に手紙、ファクスあるいははがき等で私のところに寄せられております。偏った議論もありまされども、おおむね大変現状を憂い、また非常に不安感を持っている市民団体あるいは国民の方が多いわけでありまして、

その非常に大きな理由は、従来、ガイドライン、昨年の四月、国会に提出をされて一年近くたつておるわけでございますし、その前の時間も含めまして、大変長時間にわたり既に議論がされてきた、また、さまざまな論点も議論がされてきたわけございまして、極めてわかりにくい、また非常に不安を持たざるを得ないような側面があるというのが国民の大方の御意見でございます。この点はぜひ政府におかれても率直に、

真摯に受けとめていくべきではないかと私は考えるわけでございます。

なぜこのガイドライン法案審議がわかりにくいのか、いろいろ皆さんと意見を交換しながら考えますと、三つの理由があるだろうと私は思っております。

まず第一に、本来、ガイドラインの法案審議で問われている基本問題、問いかねは、冷戦後のアジア太平洋地域においてどうやって平和の構造をつくっていくのか、あるいはまた日本の安全保障をどうするかという非常に基本的な、大きな問題であります。

ところが、そういった問題に対して、全体観に立った、そもそもアジア太平洋の情勢認識、あるいはまた日本の平和戦略といった全体像を示すことなく、いきなり個別の問題、部分的な問題、非常に専門的な問題、場合によってはマニアックな問題と言つてもいいのですけれども、そういった問題ばかり議論をしている。こういうことに

よって、国民から見れば、何のための審議なのか全くわからない、また、部分的に見れば、あくまで部分的に見れば、いかに戦争参加法みたいに見えるというところで、非常に一般市民の方々に不安をかき立てているという面があるわけござい

ます。そういった意味で、ぜひとも、もう少し全体像をしっかりと把握した、ベースペクティブをしっかりと持った議論の中でガイドラインの位置づけというものをしていくということが大変重要であるというふうに考えております。

特に、ガイドラインの関連整備の問題は、要するに、日米安保体制の抑止力の面をさらに信頼性の高いものにしていく、そういった問題意識のもとで議論をしているわけでございます。これは一つの半面であつて、もう一つの面で、どうやって平和をつくるか、対話をするかといった面を含めていく必要があるわけございまして、こういった部分的な議論にとどまることなく、ぜひとも、全体観に立った議論をやはり総理みずから政治家

としてリードしていくべきだろうというふうに考えております。

それから、もう一つの不安を与える材料は、やはり日本の、ガイドラインを議論していく政府の姿勢というものが、いかにアメリカに追随をしていく、要するに、もちろん日米同盟というものがあつて、信頼関係を立って協力すべきところは当然だと思ひますけれども、いかに従来の日米関係のパートナー、アメリカが何でも要求をし、それに對して日本が謙々、あるいは一歩一歩譲歩していく、アメリカに引きずられていってしまう、日本はほとんど主体性がない、そういった姿勢が国民に感じられるために、果たしていざというときに、本心に日本が主体性を持って国民の安全またアジア太平洋の安全を守っていくのか、そういった不安感もあるわけでありまして、

ぜひとも、そういった意味では、日米同盟は大変重要な関係であり、同盟関係は当然果たすべき義務はありますけれども、姿勢において、日本の主体性というものはしっかりとあるということが国民にきちっと得心のいくように、それが確信されるということが大変重要であります。

また、三つの問題として、政府の広報努力の不足といひますか、これだけ一年以上にわたつて議論をされている割には、ほとんど国民の間に、何をそもそもガイドラインが目指しているのか、何をそもそもガイドラインがほとんど理解をされておるのかといったことがほとんど理解をされておるません。

これはやはりアカウンタビリティが大幅に欠如しているわけであつて、民主主義国家における議論のあり方、特に安全保障問題という極めて重要な国家の命運にかつた問題の議論のあり方としては、極めてこれは問題があるというわけございまして、国内的にも国際的にも、どうやってアカウンタビリティを向上させていくかということにぜひとも取り組むべきであらうかと思ひます。

今、三点にわたつて申し上げましたけれども、総理には、単に官僚レベルの議論を超えて、ぜひ

とも政治家としてリーダーシップを発揮し、こう
いうバランスのとれた建設的な議論をリードすべ
き責務があると思っております。この点につき
まして、総理の御見解、決意をまず伺いをした
いと思っております。

○小淵内閣総理大臣 今国会におきましても、遠
藤委員、予算委員会等でのこの問題の取り扱い
ございまして、大要その御主張あるいは問題の指
摘等につきましては私も注意深く拝聴させていただ
いて、また御答弁もさせていただいたつもりで
ございますが、今御指摘のように、まず全体像を
しっかりと国民の皆さんにも理解させるべきだとい
う点、あるいはまた、姿勢につきましても、米國
に追随しておるのではないかと国民的な不信
というものがあるとすれば、これはできる限り払
拭していかねばならぬ点、あるいはまた、その
ことを国民に説明責任ということについてのお話
がございました。まさにそういう意味合いにおき
まして、今特別委員会が設置をされて、集中的に
この問題を取り上げていくということだろうと
思っております。

法律案を提出いたしましたから一年でございま
して、その間、この内閣といたしましては、まず
金融政策その他経済問題に集中的に対処してきた
ということ、確かに時間的には経過をいたして
おりますが、まさに絶好の機会であろうというふ
うに認識をしております。

特に、先ほど申し上げましたが、安保条約の戦
後の歴史をたどりますと、今委員が御指摘されま
したように、不毛の議論と言ってはなんでござい
ますけれども、この間もNATOがガイドライン三
十年の歴史という長いドキュメントをいたしてお
りまして、拝見しておりましたが、まさに今昔の
感のいたすような議論がその時点、時点で行われ
てきたわけでございます。

そういった意味で、改めて今般、日米共同宣言
に基づきまして新しい指針を明らかにするという
この時期に当たりまして、日米の安全保障の基本
的なこの条約をもとにいたしまして、今後とも、

日米を中心としたしまして、日本の安全と平和を
守ると同時に、極東の平和につきましてもどのよ
うに対処すべきか、さらに、ひいては世界の平和
にどう貢献していくべきかという問題について積
極的な議論を展開いたすことができれば幸いと思
いますし、政府といたしまして、御質疑等につ
きまして真摯に対応いたしまして、国民の皆さん
にもぜひこの点については理解を求め、安保条約
の存在そのものも、こうして平和な、安全な日本
の国が営々として努力を続けることのできたベ
ルギーがそこにあつたということにつきましても、こ
の機会に改めてレビューをすべきいい時期ではな
いか、このように考えております。

○遠藤(乙)委員 ぜひ、総理の今後の努力を期待
したいと思っております。ぜひとも、国内的、国
際的にこのガイドライン関連議論のアカウンタビ
リティーを高めるといふことに最大の力をひとつ
注いでいただきたいと思っております。

続いて、総論的なことに余り時間を割きたくは
ないですけれども、大事なことでございましての
で、やはり今何が問われているのか、それから、
どういふ原則でこの問題を共通の土俵で議論して
いくかというのを、ちょっと一言私も意見を述べ
たいと思っております。

何よりも今、このガイドライン関連法制の議論
で問われているのは、冷戦後、ポスト冷戦のアジ
ア太平洋、平和の構造をどうつくっていくかとい
う問題だと思えます。また、その中で当然、日本
の平和と安全をどう確保していくかということ
あるかと思えます。

アジア太平洋といつても、非常に多様性とまた
さまざまな差異に富んでおりまして、価値観も違
い、体制も違い、発展段階も違い、ダイナミック
に発展する地域ではあるけれどもさまざまな異質
性、多様性を抱えておいて、例えばヨーロッパな
どとはちょっと状況が違っているということでは
ないかと思っております。

そういった中であつて、私は、本日に建設的な
議論を、安全保障議論をしていくための共通の原

則あるいはキーワードというのは、簡単に言いま
すと、抑止と対話のバランスということではない
かと思っております。

今の国際社会、いまだに主権国家が併存する社
会でありますし、また、文化も価値観も体制も違
う、文明の衝突といった問題もある。いろいろな
異質の要素がぶつかり合っているわけございま
して、そういった中で、現実的に平和の構造をつ
くり上げていく一番基本的な大原則は、やはり抑
止と対話のバランスということではないかと思
います。これはやはり長い歴史的な教訓から、特に
国際政治の現実から出てきた教訓であらうし、今
後ともこれは変わることはないであらうと私は
思っております。ぜひこういふことをきちっ
と認識をしていく必要がある。言いかえれば、一
面的な議論、例えば対話なき抑止、抑止なき対
話、いずれも結果的にはこれは平和の構造構築に
失敗をしているということがあつたわけございま
す。

例えば、歴史的な例を引きますと、ナポレオン
戦争後、一八一五年、最後のナポレオンの戦争が
あつたわけで、それ以後ウィーン会議が招集をさ
れて、それ以降百年にわたる欧州の平和の構造が
できたという事実があります。この際、抑止と対
話のメカニズムを大変巧みに調和させ、またここ
には正統性とか勢力均衡といった概念が確立をさ
れて、百年にわたる平和の構造ができた、その中
でヨーロッパ諸国が、経済の発展、文化の成熟
等、大きなヨーロッパ文明の開化の前提になつた
わけでありました。

他方、対話なき抑止あるいは抑止なき対話、い
ずれも失敗しているということを改めて教訓とす
べきだと思ふのです。

例えば、対話なき抑止、この失敗例の典型的な
例は第一次大戦だと思えます。第一次大戦前夜に
あつても、多様な同盟あるいは協商関係は張りめ
ぐらされていたわけでございますけれども、オー
ストリア・ハンガリーの皇太子夫妻がセルビアの
青年にサラエボで暗殺されるといふ偶発事件を

きっかけとして、宣戦布告、総動員令と、自動機
械のようにこれが進みまして、あつという間に大
戦、四年に及ぶけれども予想しなかった大規模な戦
争になつたということでありまして、まさにこれ
は、抑止の体制はあつたけれども対話のメカニズ
ムが欠けていたことによつて、やはり抑止という
ことが余分な緊張を高め、ちょっとした偶発事件
でこういふ大戦争になつたという古典的な例で
はないかと思ふのです。

他方、抑止なき対話の失敗例は、一番いい例
は、いわゆる有和政策、第二次大戦直前にイギリ
スのチェンバレン首相等が推進した、ヒトラー・
ナチスに対して、ナチスの領土要求、特にチェコ
スロバキアのズデーテン地方等の領土要求に対
して有和的に対応した、話せばわかると言つて。ま
た、有和的に対話をやれば、ドイツ国内の極端派
が力を得て、やがては平和志向に変わるであろ
う、そういった期待があつたわけですが、これも、
無残にも打ち砕かれまして、かえつて大規模な戦
争、第一次大戦を上回る大戦争になつたわけで
あつて、初期段階できつちつとそういった侵略的意
図を決然とくじくという行動、また抑止の姿勢が
なかつたことによつて失敗した例でございませ
う。

そういったことを総合しますと、やはり抑止と
対話のバランス、そのためには、すぐれた政治的
英知によつてそれを運用しなければならぬわけ
でございませうけれども、そういったことが何より
も大事であらうということであらうと思ふです。

したがいまして、このアジア太平洋地域、日本
の平和も含めたアジア太平洋地域、二十一世紀に
おいて少なくとも百年にわたる平和を構築してい
くためには、そういった重要な原則についてやは
り国民が理解をしていただき、また政治家は本
当に英知を傾けて努力をするということがぜひとも
必要ではないかと思ふわけでありませう。

それで、それは総論的な話としまして、さらに
もう少し具体的な問題というものに入つてまいり
ますと、アジア太平洋、二十一世紀に向けての潜
在的な問題あるいは具体的な課題、これをやはり

きちつと認識をしておく必要があると思います。余り抽象的な議論だけでいいのでは、これは現実直視の議論にはならない。

そこで、私は、何がアジア太平洋の平和の構造構築に向けての大きな問題かといえますと、これは二つあると思っております。一つは北朝鮮問題だと思えます。もう一つは米中関係ですね、米中関係の将来という問題です。当面の大きなテーマは、言うまでもなく北朝鮮の問題。それから中長期的に、もっと根本的には米中関係の将来がどうなるかということが、このアジア太平洋の平和の構造を決定的に決める最大の要因であろうというふうに考えております。もちろん、その他の問題は多々ありますけれども、この二つが最も基本的な問題であるということは、恐らくどなたも共通の認識であるかと思っております。

北朝鮮につきましても、これは特にポスト冷戦、冷戦後の安全保障問題の典型的な問題であるうと、ある意味では思っています。

といえますのは、冷戦後の問題で一番危惧されたのが、いわゆる大規模な核戦争というものはなくなるであろうけれども、むしろ地域固有の要因、地域の紛争に対して、核の拡散、ミサイル技術の拡散、あるいは化学兵器、生物兵器の拡散、非常に安いコストでどの国家もそういった軍事的な手段を手に入れることができるようになった、それが大変厄介な問題をもたらすであろうという

ことは、識者が共通の認識を持っていたわけでありまして、まさに北朝鮮の問題はその典型的なケースであろう。したがって、我が日本としても、冷戦後の典型的なこの一つの問題に対して、どう四つに組んで対応していくかという姿勢が大変大事じゃないかと思っております。

北朝鮮がどういふ国家であるかということは、私も、十分な情報がありませんので、必ずしも断定はできません。ただ、いろいろなシナリオ、可能性に対して、やはり責任ある国家として、対応策を考えていくことは当然であろうかと思っております。

例えば、イラクのフセイン大統領も、国連が機能しないであろう、あるいはアメリカが出てこないであろう、多国籍軍は動員されないであろうといった誤った判断のもとに、ああいう無謀なクウェート侵略を企てたわけでありまして、やはり抑止にすぎなければ、そういった行動はいつでも起こり得るということではないかと思えます。

そういった中で、ぜひともこの今の北朝鮮の場合、核の拡散の問題があり、またミサイル技術が、確かにこれは急速に進展をしていることは事実であって、従来の日本人の安全保障観といえ、周辺が海に囲まれているために、非常に楽観的な安全保障観、水と安全保障はただといったような認識があったかと思えますけれども、この核拡散、またミサイル技術の拡散によりまして、突然非常に緊迫した事態があり得るというわけでございまして、安全保障観を大きく変えざるを得ないだろうという面があるかもしれません。

そういった中で、先ほど申し上げましたような、かといって過剰反応することなく、事態の本質をよく分析し、冷静に考えて、抑止と対話のメカニズムでどうやってこういった事態を抑制していくのかという、地道なまた努力をやるしかないかと思っております。

そういったわけで、今、北朝鮮問題をめぐって米朝協議が一応成立をし、非常に大きな前進があったように思われますけれども、また、総理もあつたのですか、韓国に行かれて一番ホットな問題を議論されるわけでございまして、北朝鮮の問題につきましても、既に先ほどの委員からいろいろお話があつて、重複を避けたいと思えます。

さらにお聞きしたいのですが、北朝鮮との関係については、私は非常に不満に思っているのは、対話のチャネルがない、これだけ長いこと近隣国であり、また長い関係があるにもかかわらず、いまだに国交正常化がなされておらず、実質的な意味でもパイプがないということが大変私は残念に思っております。北朝鮮との間にどういふ問題が

あるかが、対話のチャネルだけは、コミュニケーションチャネルだけはきちつと持っておくというのが安全保障を議論する最も重要な手段でありまして、その努力なしには、結局は、受け身受け身で、事態をただ手をこまねいて見るしかないという状況になってしまふのではないかと思っております。

アメリカが北朝鮮と直接対話をして、大変突っ込んだ議論をしている。また、韓国も太陽政策のもと、いろいろな問題がありながらも極めて努力をして対話をしている。こういったことから見ますと、我が国のこういった北朝鮮との関係についての状況は、非常に私は不満に思っております。問題はいろいろあるかもしれないけれども、やはりぜひとも、対話のチャネルをしっかりと持つて、忌憚のない意見交換、あるいはコミュニケーションができるような体制をまず築くべきであると考えております。

その意味で、まず今、北朝鮮との間にコミュニケーションのチャネル、正式なものでなくても、どんなものが実際あり、どのように機能しているのか、また、それがもしも不足なものであれば、今後どのような努力をしてそういうチャネルを確立していくかとされているのか、この点につきまして、まず総理の見解を伺います。

○小淵内閣総理大臣　ただいま遠藤委員の基本的なお考えにつきまして拝聴いたしておりますが、いづれも抑すべき重要な問題を私は包含しておるといふ認識でございまして、ほぼそのお考えについては、私自身も基本的に賛意を表したいというふうに思っております。

まず、抑止と対話のバランスというお話がございました。まさにここだろうと思ひまして、単にお話し合いだけ積み重ねておつても、現実の国際政治の解決というのはなかなか困難である。所を変えれば、今ボスニアあるいはまた旧ユーゴ地区におけるコソボの問題等もその処理に専念をしていくわけでございしますが、話し合いを積み重ねる努力は続けなければなりません、一方で、抑止

力として何がその効果があるかというところで、今大変大きな悩みがあるのではないかと思っております。

そういう意味で、抑止とそして対話のバランス、これはやはりともどもに効果的に発揮をしていかなければならないのではないかと。タイミングがずれますと、せっかくこうしたことが起こりましても、抑止力ばかり行使をしまして事がさらに重大な時局になるという点もありますし、また対話を続けてまいりまして、結果的には、さっきチェンバレンとヒトラーの例をお話しされましたけれども、最終的には大変な大きな事態になって、第二次世界大戦の悲劇を生んできたというように、抑止力と対話のバランスをいかに適宜適切に対応していくということが大切で、抑止力というものをどう考えるかということが一つ。

それから、一方で、対話は不断に続けていかなければなりません、ぜひ、そういった意味で、その重要性を認識しながら、我が国としても、この対話ということにつきましてもは積極的なあらゆる国々といましていかなければなりません。が、冷戦構造が崩壊いたしました以降、それ以前につきましても、いわゆる日本と旧ソ連との関係、あるいは平和条約を結ばれる以前の中国の問題等々、いろいろございしたけれども、最近では防衛の関係の協力も全くスムーズに行われて、防衛庁長官と国防大臣の定期的な交流が行われるような事態になっておりますので、そういった点では非常に進捗しているのではないかと。

ただ、御指摘のように、北朝鮮にだけは大変残念ながらパイプというものが存在をなかなかいたしておりません、ここが大変大きな対話のネックになっておるだろうと思っておりますが、御指摘をいただきましたように、関連する諸国もございまして、特に、南北に分かれております韓国につきましても、太陽政策等をとられるということでございまして、明日韓国に参りまして、金大中大統領とも本当に真摯に腹を割ってお話を

申し上げて、いかに北との、北朝鮮が国際社会の中でお互いに、ともどもに信頼感を得られていくというような体制をつくるためには何をなすべきかということにつきましても、お話を真剣にいたしていきたくというふうに考えております。

それから、現下の重要な問題として、この地域で、北朝鮮の問題は今触れましたが、もう一つ、米中の問題についてお触れになりました。ともに大きな国でございまして、やはり米国と中国、この関係も円滑に進んでいくことは我が国にとりましても極めて重要なことでございまして、そういった点では、アメリカのクリントン大統領も中国を訪問され、もちろん江沢民国家主席も米国に行きまして、最近では、首相も近々中国からアメリカに行かれる、こう聞いておりますので、そういった対話が行われることによりまして、本質的に中国と米国の間の状況というものがより一層進展をしていくことは、我が国にとりましても極めて重要なことだ。重要な地域といえますか、関係につきましても御指摘は全くそのとおりとお聞きをいたしましたので、日本としても十分注意を払いながら対応させていただきたい、このように考えております。

○速藤(二)委員 私が生上げたのは、抑止と対話のバランスということが大事である、その点から現状の日本を見ると、抑止の話ばかりしていて、対話の努力がやはり欠けている、それが非常に国民に対して不安を与えているんじゃないかというところを改めて指摘したいと思っております。今回の総理訪韓以後、また活発な朝鮮半島外交が展開されると思えますけれども、大胆な対話のチャネルをつくり上げることには最大の力を注いでいただきたい。それが本場の意味で安定した朝鮮半島、そして日本の平和を確保する重大な一つのステップであるということ強く申し上げたいと思っております。

それから、もう一つ、今、米中関係のことをお答えをいただきましたが、これは、実はある意味ではもう最重要の問題である、もっともと本来

であれば多くの時間を割かなければならない問題であらうかと思っております。

特に、このアジア太平洋という地域において、アメリカという国は唯一のグローバルパワーであって、強大な軍事力を持ち、唯一のグローバルパワーとして秩序維持の責任を担っており、またその使命感を持っているというところ。他方、中国も、今急速に発展する経済を背景に軍事力も充実しつつあり、いわゆる地域大国として今発展をしつつあるわけであって、しかも価値観や背景、歴史、文明の衝突と言ってもいいかもしれません。が、そういった要素もあるわけでありまして、直ちにこの両国が、今後友好関係が続くかどうかというのは予断できないものがあるわけでございます。

このグローバルパワーとしてのアメリカとそれから地域大国としての中国が接しているわけですから、必ず摩擦とかさまざまな問題が起こってくるわけでありまして、人権問題に対するアプローチの違い、あるいは経済的な摩擦等を考えますと、必ずしも将来が予断できないわけでありまして、もしこの両国が対立関係あるいは破局的な事態になれば、日本にもこれは大変な被害が及ぶわけでありまして、アジア太平洋の平和の構造そのものが成立をしないということになりますので、日本としても、どうやってこの米中関係の安定した良好な関係を築き上げていくのかということ、最大の関心事項でなければならぬと思っております。

また、日本は、米中との間では同盟関係にある、また中国との間では友好関係であって、しかも長い歴史と文化を共有している面があつて、そういう面では、米中の良好な安定した関係の構築に日本は大変大きな役割を果たし得るという点があるかと思っております。この点につきましても、改めて総理の御見解とお考えを伺いたいと思っております。

○小淵内閣総理大臣 これまたお説のとおりと申し上げることに尽きますと思いますが、私といたしまして

ましても、別に首脳会談をやればすべていいというわけじゃありませんけれども、今の点に触れまして、できれば五月、アメリカに参りまして、クリントン大統領ともこうした問題について率直に意見を交わしたいと思っております。実は中国からも御招待を今いただいております。江沢民国家主席も昨年日本に参られました。初めて国家主席として訪日されましたが、やはり日本としても、できる限り交流を深めるといふ意味で、機会を見て、お許しをいただいて、夏ごろには中国を訪問できたらなという感じはいたしております。

そういう意味で、別に仲立ちというわけじゃございません。米中は米中なりに真剣にお話し合いを進めておると思いますが、日本としても、さつきお話しのように、中国とは歴史的に文化を密にしながら大変深い関係もございますし、そういう意味で、アメリカとは同盟関係ということとございまして、日本の置かれた立場、日本の果たすべき役割ということも十分認識しながら、あわせて、この両国の中であつて、日本としての責任を果たしていきたいと決意を新たにいたしておるところでございます。

○速藤(二)委員 以上、私の総論でございますが、ぜひそういった大局的視点に立った議論を韓国あるいは中国との間に、あるいは米中との間に、ぜひ突っ込んだ議論をお願いしたいと思っております。

具体的な法案関係の話に入っていきたいと思っておりますけれども、この周辺事態安全確保法案、いろいろ問題点がありますけれども、最大の問題点の一つは、この周辺事態という概念の不明確さではないかと思っております。

周辺事態の際に自衛隊が出動して米軍の後方地域において後方支援をするというのが法案の主要な内容でございますけれども、やはりこの自衛隊の日本の領域を超えて出動するという問題は大変センシティブな話でありまして、単に憲法上、それが武力行使しないから大丈夫だ、そういった議論のみにとどまらず、やはり周辺国のいろいろな

センシティブリーといえますか、そういった懸念とか過去の日本のさまざまな歴史もあるわけでございます。ぜひともそこら辺の政治的な十分な感受性を持ってこの問題は議論しなければならぬと思っております。したがって、この周辺事態の問題につきましても、ぜひとも掘り下げた慎重な議論が必要であると思っております。

そこで、国会答弁の中でも、かねがねこの周辺事態につきましても御答弁がありました。私は、いまだによくわからないというのが率直なところでございます。そもそも周辺事態がガイドラインの本文におきましては地理的概念ではない、事態の性質に着目した概念であるという定義がなされております。ところが、途中で地理的要素が全くないと言っているわけではないということも含まれることになりまして、やはり聞いている国民の側から見れば、一体どういうことなのだろうか、と、率直にそういった疑問が出るわけでございます。

そこで、改めてお聞きしますけれども、本来この周辺事態法は安保条約の枠内あるいは安保条約の目的の枠内ということを言われております。その反面、安保条約の目的に書かれていない極東の平和、安全ということと周辺事態というのは必ずしも一致しないというような御答弁もあるわけでございます。ここら辺がちょっとなかなかわかりにくい問題ではないかと思っております。安保条約の枠内ということであれば、素直な見方をすれば、周辺事態もやはり極東の枠内におさめるべきものというのが素直な理解だと思っておりますけれども、そうではないということでも今まで答弁されておりますけれども、改めて、この点につきましても総理の見解を伺います。

○高村国務大臣 安保条約の目的というのは我が国及び極東の平和と安全ということなんです。この法案はあくまでもそのうちの我が国の平和と安全に着目したものでありまして、ですから、極東の平和と安全に着目したものであればまた違った定義も出てくるんですが、我が国の平和と安

全に資するためという目的がある、そこに絞ったものでありますから、この周辺事態の、何度も繰り返してまいります定義になっているわけでありまして、改めて申し上げますと、周辺事態とは、我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態であり、ある事態が周辺事態に該当するかどうかはあくまでもその事態の規模、態様等を総合的に勘案して判断をいたします。したがって、その生起する地域をあらかじめ地理的に特定することはできない。このあらかじめ地理的に特定することはできないというように意味で、周辺事態は地理的概念ではない、こういうことを申し上げているわけであり

ます。他方、周辺事態が我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態である以上、現実の問題として、このような事態が生起する地域は必ずしも限界があるでしょう。先ほど中東に米軍が行った場合はできるかということ、そういうことは考えていません、ありませんということも申し上げたわけでありまして、以上の点はこれまで繰り返し説明し、明らかにしているとおりでございます。

○遠藤(乙)委員 今、周辺事態という言葉について、地理的概念ではないけれども、現実的にはおのずとその範囲があるであろうという趣旨の御答弁だと思えます。それでは聞きますが、この周辺事態、定義は、我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態となっております。この定義に関して、理論的にこれは地球をカバーするものじゃないですか。要するに、我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態ということが周辺事態の定義なのであれば、これは理論的に、グローバルな、どの地域でもそれはあり得るということの意味するのではないのでしょうか。

○高村国務大臣 将来起こるであろう現実に対応するために法律をつくっているわけで、全く概念的に、地球の反対側まで行っちゃうんじゃないか

とか、そうじゃないとかいうことは、必ずしもそういうことを議論する意味があるとは私には考えられないわけで、場合によっては、それでは概念的にはあからゆるところが入るのかとかいうようなことがまた外交上の特に問題で、外交上の問題というものは、日本のマスコミを通して、それがさらに引用されてよその国のマスコミに行くと、そしてまたそこに行くとわあっとこうなると、いろいろ問題が生起するということ、単に観念的考えというだけではないで、現実的に何度か起こった話でありますので、私たちは、現実的にそんなに遠くまで、実際に起こるとは想定できない、こういうことを何度も繰り返して申し上げているところでございます。

○遠藤(乙)委員 今の答弁は大変不十分なものだと思っております。

私たちは、非常に重大な自衛隊の領域を超えての出動にかかわる法案を議論しているわけであって、そういう意味では、大変厳密な、法的な議論をしていかないと、これはやはり周辺国にも無用な懸念を与えたりするということはあるわけでありまして、私の問題意識は、後方支援ではある、自衛隊の領域を超えての出動ということについて、やはり明確な地理的範囲というものを決めることが、かえって余分な懸念とか疑心暗鬼を与えないための重要なことではないかと思っております。

それでは今、理論的ということでも申し上げたんですけれども、これは例を考えてみれば簡単だと思ふんです。例えば、地球の裏側にある国が日本に対してミサイル攻撃を、威嚇して何か脅迫をするような状況があったとする。そうすると、これはやはり周辺事態でしょう。日本の平和と安全に重要な影響を与える事態なんですから、もしそういう国があるとしたら、それは周辺事態ですか。

○高村国務大臣 現実の話をしていしますと、地球の反対側にそのような性能のいいミサイルを持っている国は幸いなことにないわけでありまして、私たちは、あくまで我が国の平和と安全に重要な

影響を与える事態、そして、それはその都度判断せざるを得ないわけでありまして。

平和と安全に重要な影響を与える事態で地理的にだけ一定の線を引くということがどれだけの意味があるかというところ、どんなに大きくてもこの地理を少しでも超えたら絶対ないとか、あるいはその逆のこととして、実際にその地理的範囲内だとすればは案外簡単に認められてしまおうとか、そういうことはかえってまずいので、地理的条件だけを明確にして、そのほか本当に重要な、平和と安全に重要な影響を与えるという、実際のその都度の判断の方がはるかに大きいことで、地理的に線を引けば安心するとか安心しないとか、そういう話では必ずしもないんだらう、私はそう思っています。

○遠藤(乙)委員 私は、単純に地理的な範囲を決めろということだけで言ったのじゃありません。やはり自衛隊の領域を超えての出動にかかわる話であるから、極めて政治的に、国際政治上センシティブな話であるので、やはりきちっとした何らかの制約というものがあつてしかるべきではないかということをおっしゃるわけですか。

それで、実際のじゃなくて、理論的にそういういたグロバールに出動する事態があり得ることが排除されてはいない。米軍が活動して、その後方支援のために自衛隊が地球どこでも出る可能性が理論的にあるとすれば、いずれも条件が変わってくればそういうことも現実起こってくる可能性はあるわけであって、やはり理論的な可能性の問題についてもきちっと疑問のない議論をしておくべきではないかと思うわけでありまして、そういう意味では、この周辺事態というネーミングに非常に問題があると私は思うわけなんです。

本来、この周辺事態というのは、常識的には地理的な用語であって、ある地域のまず一定の距離の中で、一定の時間で行ける周辺の地域というのが本来のイメージだと思います。例えば東京の周辺の地域といえは神奈川とか山梨、埼玉、千葉、

せいぜい関東地方じゃないかと思うのです。まさか北海道や九州が周辺地域とは言わないと思うのです。そういう意味では、周辺という言葉の選択が私は非常に問題があるのではないかと、国民にも、あるいは国際的にも懸念を与える一番大きな一つの要素ではないかと思うわけですね。

したがって、周辺事態というネーミングをもう少し定義に即した適切なネーミングに変えるか、あるいは周辺事態のガイドライン本文における定義を誤解のないような形できちっと書き直すべきじゃないかと思っております。

例えば、ガイドライン本文におきましては、周辺事態は地理的概念でないと全否定しているわけですね。要するに、条件つき否定ではなくて、地理的概念でないと全否定してあるわけですね。それなのに、答弁では、地理的要素がないわけではないということと修正をしているわけであって、これはやはりどう考えてもおかしい。

したがって、これは政府の立場に立って申しているわけだけれども、国民に対して、あるいは国際的に誤解を与えないものにするためには、周辺地域のネーミング、私は本会議では、例えば重要事態であるとか緊急事態とか、一つの提案をしましたが、そういうネーミング自体をより適切なものに変えるか、あるいはガイドライン本文における定義を誤解のないようなものにもう一度修正をし直すという作業が必要なんではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○高村国務大臣 私は、そんなに周辺諸国に周辺事態という言葉を使つたから懸念がふえていてと思ひませんが、この言葉を仮に緊急事態とか、あるいは何事態ですか……(遠藤(乙)委員「重要事態」と呼ぶ)重要事態と変えたから懸念がなくなるというところは、それは全くあり得ない話なんだろう、こう思ひます。少なくとも、政府とすればこの言葉が適当だと思つて提案しているわけでございますので、御理解を賜れば大変ありがたい、政府としてはそれしか申し上げられないわけでございます。

○遠藤(二)委員 御理解を賜りたいということな
んですが、理解できないというのが率直な答えて
ございまして、もう少し誤解を与えない適切な修
文あるいはネーミングの変更、どちらかを検討す
べき必要があるのではないか、余地があるのでは
ないかという点を指摘して、とりあえずこの議
論はここでとめておきたいと思っております。

それからもう一つ、周辺事態、これは極めて漠
然とした定義です。日本の平和と安全に重要な影
響を与える事態であつて、これは解釈する人の
主観的な考えでいかようにでも解釈でき、拡大解
釈が可能であつて、そういった意味では、より明
確な具体的な考え方、周辺事態という具体的な
基準あるいは例示も、若干今まで述べられており
ますけれども、そういったことも含めて、これは
政府として、そういった周辺事態ということをも
明確化した統一見解を出すべきじゃないかと思
うのです。そうしないと、余りにも漠然とした
概念であつて、これではちよつと国民に対しても
説明がたいんじゃないかという気がいたします
けれども、この点につきましては、いかがでしょ
うか。

○高村国務大臣 防衛庁長官が答える方が適切か
もしれませんが、指名がありましたので、私から
答えさせていただきます。
周辺事態の定義は、先ほど申し上げたように、
やはり現実には、その都度、具体的な事例で判断
せざるを得ないんだらうと思いますが、ある程度
類型化して申し上げますと、典型的な例として
は、例えば我が国周辺の地域において武力紛争が
発生している場合であつて、その上で我が国の平
和と安全に重要な影響を与える場合。あるいは、
このような武力紛争の発生が差し迫っている場合
であつて、我が国の平和と安全に重要な影響を与
えるような場合。あるいはそれ以外でも、ある国
における政治体制の混乱等により、その国におい
て大量の避難民が発生し、我が国に大量に流入す
る可能性が高まっている場合であつて、それが我が

国の平和と安全に重要な影響を与える場合。あ
る国の行動が国連安保理によって平和に対する脅
威、平和の破壊または侵略行為と決定され、国連
安保理決議に基づく経済制裁の対象となるような
場合であつて、それが我が国の平和と安全に重要
な影響を与える場合。いずれも最後に、我が国の
平和と安全に重要な影響を与える場合という言葉
で締めくくっているわけでありまして、それにつ
いては、やはり個々具体的な場合に、その都度判
断せざるを得ないんだらう、こういうふうに思っ
ております。

〔委員長退席、大野(功)委員長代理着席〕
○遠藤(二)委員 その都度判断せざるを得ない事
態は当然あるかと思いますが、ただ、やはり国民
にわかりやすく、国民的合意を、国民的な理解を
得ようと思えば、そもそものいう事態が周辺事
態なのかということをもう少し、今の具体例、御
説明がありましたけれども、それも含めて、さら
に突き詰めて統一見解を出すべきだと私は思つて
おりますが、この統一見解を出すことについて、
どうお考えですか。

○高村国務大臣 まさに、今申し上げたことが政
府内部で話し合つて、典型的な例としてはこうい
うことが示されますというのを政府全体で話し
合つた結果が今申し上げたこととございまして、例
えば内乱とかクーデター等のことも言及されてお
ります。そういったことも含めて、もう一度き
ちんと整理をして、どういった状況が周辺事態な
のか、やはりもっと詰めた形、整理した形で国民
に示すということが親切なやり方ではないかと思
いますので、ぜひともそういった意味で、改めて
統一見解を出すことにつきまして強く要望をして
おきたいと思ひます。

○大野(功)委員長代理 後刻、理事会で取り扱
たいと思ひます。
○遠藤(二)委員 続いて、機雷除去の問題につ
きましてお伺ひしたいと思ひます。

先ほど上原委員からも御質問があったわけでご
ざいまして、ガイドライン本文には機雷の除去と
いうことは明確に書かれてありますけれども、法
案の方にはこれは含まれておりません。
そこで、まずお聞きしたいんですが、周辺事態
の際に、自衛隊が機雷除去を実施することになる
のか、実施する場合、機雷除去活動について定め
た自衛隊法九十九条を根拠とするのか、改めて確
認したいと思ひます。

○野呂田国務大臣 いろいろ懸念によって違つと
思うんですが、我が国に対する武力攻撃の一環と
して機雷が敷設されていると認められる場合は、
我が国領海はもとより、公海においても、自衛隊
法七十六条による防衛出動により機雷の除去は可
能だと考えております。
また他方、この機雷が武力攻撃の一環として敷
設されているものではないと認められる場合に
は、当該機雷は海上における危険な妨害物になつ
ていると考えられることから、我が国領海はもと
より、公海であつても、我が国船舶の航行の安全
確保のために必要な場合には、一種の警察活動と
して、先ほど委員御指摘のとおり、自衛隊法九十
九条により機雷の除去は可能である、こういうふ
うに考えております。

○遠藤(二)委員 機雷の問題ですが、今までの政
府の説明ですと、船舶の航行上の安全確保という
問題と、遺棄された機雷であるということが機雷
除去の要件だったかと思ひますけれども、今まで
の御説明を伺うと、遺棄された機雷以外にも機雷
除去の余地はあるのかということにつきまして、
さらに質問をしたいと思ひます。

〔大野(功)委員長代理退席、委員長着席〕
○柳澤政府委員 お答え申し上げます。
従来から、武力攻撃の一環として敷設された機
雷、特に他国に対する武力攻撃の一環として敷設
されている機雷を除去することは、これは機雷を
敷設した国に対する武力行使になるということで
ございまして、それは憲法上できないというこ
とで考えております。

一方、それ以外のケースでございますと、今先
生お触れになりました遺棄されたものは当然その
中に含まれてくると思ひますが、要は、武力攻撃
の一環として敷設されているものではないと認め
られるケースにおきまして、かつそれが我が国の
船舶の航行の安全確保のために障害物となってい
るというケースは、先ほど大臣もお答えになりま
した自衛隊法九十九条で除去することが可能だと
考えております。

○遠藤(二)委員 今のお答えで、武力攻撃になる
ことはできないけれども、遺棄された機雷以外で
も九十九条で処理するケースはあるというお答え
であると理解をいたします。
そこで、今度、周辺事態法との関連になります
けれども、自衛隊法九十九条による機雷処理とい
うのは、これはある意味では平時の処理だと思
うんですね。先ほどの中谷委員の御発言を引用す
れば、赤信号と青信号と黄色があつて、有事が赤
平時が青とすれば黄色は周辺事態だといふ非常
にわかりやすい例えがありましたけれども、九十九
条による機雷の処理というのはいざわば平時の処理
を定めたものであつて、他方、有事の場合には防
衛出動、自衛隊法七十六条によつてやる。した
がつて、青信号と赤信号のときは処理できる法体
制があるけれども、周辺事態というのは平時でも
ないわけですし、かつ有事でもないわけであつ
て、やはりこの空白部分についてはきちつとした
法的な基礎をつくるべきではないか。

そういった意味で、周辺事態法の中に明記すべ
きではないかと私は考えるわけなんです、この
点につきましてどのようにお考えですか。
○野呂田国務大臣 周辺事態安全確保法におきま
してはいわゆる三つの活動がありますが、これ
は、自衛隊法等の現行法令によつては周辺事態に
対応してこれらの活動を行うことができないため
に、新たな規定を設けたものであります。
一方、ガイドラインにおいて運用面における日
米協力の項に規定されている機雷の除去について
は、ただいまお話がありましたとおり九十九条に

よって規定されているわけでありまして、その趣旨、目的は、全くガイドラインに規定されているものと同一であります。

でありますから、同条により周辺事態の対応が十分可能であると考えられたから、私どもはガイドライン法に新たな規定は設けなかったところであります。しかし、この法案においては、自衛隊の新たな活動として規定された後方支援等に加え、御指摘の機雷の除去など既に自衛隊法で規定されている活動であっても、大変大きな問題でありますから、周辺事態に際して内閣の判断と責任のもとで行うべきことについては基本計画の重要事項の中に織り込んで、周辺事態の対応に遺漏なきを期したい、こういうふうに考えているところであります。

○遠藤(二)委員 いろいろ突っ込みたいんですけども、時間の関係もありますので、基本計画の中にきちっと機雷除去も盛り込むということを考えておられるということでございますので、ぜひともそうすべきであると考えておりますし、さらに法案そのものに盛り込むべきかどうかにつきましては、改めて議論する機会を持ちたいと思っております。

続いて、船舶検査活動なんですけれども、法案では、国連決議の存在という条件として船舶検査活動をするというわけですが、自衛隊の中からは、自由党さんはなしでやるべきだという議論をされたというふうに伺っております。

この際、国連決議がある場合とない場合と実効上どういう差異が生ずるのか、まずその点につきましてお聞きしたいと思います。

○高村国務大臣 国連安保理決議に基づきまして経済制裁の実効性を確保するために行われる船舶検査活動については、国連加盟国は自国を旗国とする船舶に対する検査を受忍しなければならぬわけでありまして、したがって、この場合は、旗国の同意を別途得ることなく検査を行うことができ、国連加盟国全体を対象とした船舶検査活動が行い得るわけでありまして。

周辺事態安全確保法における船舶検査活動につきましては、周辺事態において、経済制裁の実効性を確保するための船舶検査が必要となることも想定されたわけでありまして、その際には、国連が国際の平和と安定のために重要な役割を果たしているとの観点からも、また、さきに述べた旗国主義との関係からも、国連安保理の決議という根拠があることが有益であると考えられたため、国連安保理決議の要請があることを前提とするものであります。

この検査は、船長の同意を得たある意味では任意の検査なんですけれども、それでも旗国主義でありますから、日本がどの国でもやたらにやっつけていいというわけではないわけでありまして、何らかの国際法上の根拠が必要だ。その国際法上の根拠としては、それは旗国が同意している、あるいは同意していると同様に見られる場合か、この法案で決めているような国連決議がある場合、それが国際法上も許される、こういうことでありますから、先ほど申し上げたような理由で、国連決議を要件として入れさせていただいたということでありまして。

○遠藤(二)委員 私の持ち時間が終わりましたので、今の政府の御見解は私たちが基本的に同意でございます。この船舶検査、ある意味では非常に危険な活動でございますので、これを日本がやるに当たっては、国連決議という普遍的な一つの権威、裏づけを持ってやる必要がある、そういった私たちが見解に立っておりますので、この点は、自由党の主張は主張として、ぜひとも国連決議を残すべきであるというふうに主張いたします。私の質問を終わります。

○山崎委員長 この際、山中輝子君から関連質疑の申し出があります。遠藤君の持ち時間の範囲内でこれを許します。山中輝子君。

○山中(輝)委員 改革クラブの山中輝子でございます。私は三十分の時間でございまして、早速中身

に入らせていただきたいと思います。この委員会が日米防衛協力のための指針に関する委員会であるということを前提いたしますと、その指針と、それから今出されております法案、改正案、これとが必ずしも一致していないという意味で、私は、指針の中で、まずここに触れていない部分というのから入りたいと思っております。

なぜかと申しますと、大変たくさんの方々が、これはミラタリーの部分に非常に特化している政策ではないかというふうに思っております。これはですが、ガイドラインをよく読んでみますと、これは予算委員会の際にも申し上げましたけれども、先ほどもちょうどなにか触れていらっしやいました。これは平時ではなくて平素というところの中に、おのおのの政策を基礎としつつ、日本の防衛及び安定した国際的な安全保障環境の構築のために、平素から密接な協力を維持するという項目がございまして。

そういう意味で、この平素の協力の中で、より安定した国際的な安全保障環境の構築という中に、安全保障の対話等とか防衛交流、それから、安全確保の管理、軍縮の意義と重要性を認識してこの活動を推進するなどという項目があるわけでございます。

昨年から見えていまして、その前の小淵外務大臣のときにも、予防外交ですとか、いろいろ所信表明の中でもおっしゃっておりましたし、そういった意味で、その面を心を砕いていらっしやるというのはいわゆる現実を見ても、九八年の一月に紛争予防戦略に関する東京国際会議というのが開かれました。それから、もちろんA R Fであるとか、A S E A Nのフォーラムで国際会議は幾つかありますけれども、それでは、日本がそういう面を本場にここで努力をして、アジア太平洋の安定のために、予防外交あるいは安全保障の対話を主導的にやっているかということになります。これは国際的に見ても、また国内的に見ても、願

がまだはつきり見えない、そういう状況でございます。私は、このガイドラインの関連の法案を審議すると同時に、やはりその面を、日本が内外ともにどういうふうにするかということを中心と位置づけていただく、それによってバランスのとれた、力の準備を使わなくていいために、力ではない、ソフトの部分の非軍事的な努力をこれだけするということがわかることが非常に大事なポイントだと思っておりますので、その点の総理の御見解をまず伺いたいと思っております。

○小淵内閣総理大臣 今、山中委員御指摘をいただきましたが、どうもこのガイドラインの法案自体が、国民の中の一部にガイドラインが戦争準備アメリカ追従、こういうような意見があることに ついてももう少し説明責任というのがあるんじゃないかということでございますが、御指摘いただきましたように、この第三条におきまして外交努力その他の必要性を取り入れておるわけでございまして、そのことをガイドライン法案の一般の中でもっと強調すべきことは強調すべきじゃないかという御指摘は、まさにそのとおりでございます。改めてそういう点で、「日米両国政府は、周辺事態が発生することのないよう、外交上のものを含みあらゆる努力を払う。」旨の記述がこの指針の中に書かれておるわけでございまして、そのことについての重さというものは十分認識をし、強調していくべきではないか。いわば予防外交と申しますか、そういう必要性を明らかにいたしていきたいというふうに思っております。

政府といたしまして、このガイドラインにかかわらず、そうした認識のもとで、先ほども御指摘ありましたけれども、いろいろの国際会議を開催いたしましたし、各国との間におきましてその重要性を指摘してきておるわけでございまして、この機会にさらにその努力を傾注することによりまして、単にミラタリーの問題のガイドラインだということのみならず、一方で、こうした予防外交も含めまして、外交的努力もこの法案の中の重

要な部分として強調し、かつその努力をしていくべきだという御指摘は、全くそのとおりだと思いますので、さらに努力していきたいと思っております。

○山中(輝)委員 総理の決意はよくわかりましたが、外交はブラックティカルでなければその実効性というのが見えないという点がございませう。今のような国際会議というのは、いわば点がたくさん打たれているわけですが、それが線になって、そして面になって、立体的にならないと、日本というものがどういう表情で、どういう動きをするものかというのが国際的になかなかわからない。そういう意味で、国際会議だけではなくて、それを早い時期に立体的にまで持っていくということは、相当な政治的意志が必要だろうというふうには思っております。

今この機会に一、二提案させていただきましますので、今後具体的に御検討いただければと思います。

一つは、予防外交についてでございますけれども、予防外交は、御存じのように、九六年ごろまでは中国は余り協力的ではなかったわけですが、昨年の七月、私も招かれまして北京で初めて予防外交の国際フォーラムというのが開かれました。そして、その際に唐家璇外務大臣も、プリペンティブディプロマシーですねと言って、にっこり笑われた。そういうふうな、この一、二年で変化してきてまいっております。

また、ペンタゴンが、それもまた余り推しておりませんでしたけれども、昨年の十一月、ハーバードのUS・ジャパン・プログラムでこの議論をしたときに、その後からペンタゴンから来ている方たちからメールが届き始めまして、もしかしら、二十一世紀は軍事だけに頼らない形でアメリカも考えなければいけないかもしれないという個人的なメッセージが幾つか来ておりました。

三月十五日のシカゴ外交評議会のアメリカの世論と外交政策の九九年版というレポートを見ますと、ほとんどの国民の意思は、政府の行為を支持

するものではあるが、同時に、米軍の派遣を必ずしも支持するものではない。これは、一般の国民と、御存じのようにもう一つは指導層に聞いておりますが、指導層では海外派兵をもっと続けたいというふうに出てきているというアメリカの調査が三月十五日に出てきております。

ということとは、アメリカの国民もやはり軍事だけに頼るという時代ではなくなりつつあるという認識に立ってきているということであれば、これは日本にとって私はチャンスだろうと思えます。で、ぜひ、世界にいままだない、国際的な交渉力ですとか、あるいは両方をテーブルに着けて話し合う場の設定をするとか、語学教育も含めてですとか、そういった予防外交のトレーニングセンターというふうなものを日本に持ってきてはどうか。これはいまだ世界に例がございませぬから、まず一つ日本が新しい顔を見せられませう。

そして、予防外交の四段階のうち三段階、四段階、つまり紛争の拡大予防ですとか再発予防になりまして、やはりPKOというものの活動がかわつてまいりまして、これはガイドラインにもきちっと明記されておりますので、そういう意味では、PKOの訓練センターもアジアにまだございませぬし、これは私は大変残念だと思っております。これは、カナダのカナディアン・インスティテュート・フォー・ピース・アンド・セキュリティというものが、カナダのPKOの哲学的な背景ですとか、ハイスクール以上の人たちに平和と安全保障は何かという教材を提供しておりますが、私も八〇年代に訪れておりましたが、それが財政的なもので閉鎖されております。ですから、今こういっただけのも日本にあわせてつくるといいます。具体的にやれる提案ではないかと思っております。

そして、もう一つがアジア太平洋の総合安全保障対話でございますけれども、これは、安全保障計画というものが大平時代に出てまいりましたけれども、それをアジア太平洋に敷衍するとすれば、これもやはり十年計画ぐらいで、まず日米がき

ちつと段取りをつけて、日米中、そして日米中にロシアや韓国を入れて、そして十年後ぐらいにはもうインド、北朝鮮を含む、これはアジア太平洋のすべての国家が参加することによってそれが抑止力になる。

そういった発想の活動を、政府委員が廃止になるとして、副大臣なり政務次官なりがたぐさにならふえたら、ぜひ担当の方を置いて外務省にプロジェクトチームをつくって、そしてシンクタンクからも入れて、NGOも入れたそういうプロジェクトチームをつくって、アジア太平洋の国を二年間訪ねて、そして意見交換して日本の考えを説得しながら雰囲気醸成していつて、三年後から七年後までの間にそういった機構を構築する。

これが多分冷戦後の、つまり、あるところをターゲットにした、そういった集団的な安全保障ではなくて、そうではなくて、全部のその地域の国々と一緒にどうやって安全保障を構築するかという、今私は日本がちょうどそのイニシアチブをとれるところに来ていると思っております。そういったことも含めてぜひ、段階を追ってゆくりということではなくて、あるいはみんながまだわかってくれないではなくて、こちらから説得するぐらいの外交を展開していただきたいというふうに思いますが、総理、いかがでしょうか。

○小淵内閣総理大臣 予防外交あるいはPKOの訓練センターを日本にという御主張でございますが、確かにいろいろな国際会議は日本でたくさん開かれますけれども、ある程度、一定期間着実に、具体的にそうしたセンターで訓練なり日本の基本的な姿勢を理解してもらおうということは、非常に大切なことだと思っております。検討してみたいというふうに思っております。

それから、アジア太平洋総合安全保障対話というところでございませうが、アジア太平洋地域におきまして、発展段階、政治経済体制、さらに文化的、民族的な多様性が存在すること、各国の安全保障観が多様であること等が特徴であります。そういったことで、この地域の安全保障を考える

に際しましては、地域的な特徴を踏まえたアプローチが必要であるということ、私もそのとおりだと考えております。

具体的に、米国を中核とした二国間の同盟、友好関係と、これに基づく米軍の存在を前提とした二国間、多国間の安全保障対話等の枠組みを重層的に整備していくことが、このような特徴を踏まえた現実的な取り組みのあり方であると考えております。

このうち、多国間の政治、安全保障に関する対話、協力の場といたしましてASEAN地域フォーラム、ARFが存在しておるわけですが、幅広い視点から、地域の安全保障、政治情勢や地域における信頼醸成、予防外交への取り組みにつきまして、活発な意見交換、議論が行われております。また、民間専門家の間でも、種々の観点から安全保障の議論が行われておりまして、最近では、これらの議論とARFとの連携も図られておるように思われます。

我が国といたしましては、これらの会合に積極的に参加してきておるところでございますし、また私自身も、日米中ロ、韓国、北朝鮮が参画した形で話し合いの場を将来的に設定していくことが、北東アジア地域全体の平和と安定のために有益である旨、かねて主張してきておるところでございます。この点につきましては、ロシアのエリツィン大統領、あるいはまた米国のクリントン大統領、韓国の金大中大統領等は私の考え方に賛意を示していただいております。

一番その中心であります北朝鮮自身がまだアプローチがなかなかできかねておりますが、そういった点で、中国も含めまして、この地域の各国が話し合う場がぜひ欲しいと思っておりますし、加えて、先ほど委員は、インドとかそういう国々も考えたらどうかということでございます。議員の御提案のアジア太平洋総合安全保障対話の取り組みと目的、ある意味では私の申し上げたのは一致する点もございませう。ぜひ貴重な御意見として研究させていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、今後、安全保障対話、協力の取り組みを一体性を持って継続するとともに、総合的、長期的構想のもとで、我が国として、地域の平和と安定のため積極的な役割を果たせることができず、不測の努力を積み重ねてまいりたいと思ひます。また議員御提案の点につきましては、その実現のために検討を進めさせていただきますと思ひます。

○山中(維)委員 防衛問題と政治問題、経済問題、そして環境あるいは人権問題というのは、今は密接不可分の状態になっていくから、ぜひそういう見地で総合的な安全保障対話のイニシアチブをとっていただきたいと思ひます。恐らく、与野党、それについては協力ができるのだからというふうに思ひますので、この法案とは別に、そういうことを御検討いただきたいと思ひます。

それでは、周辺事態法の関連のところに入らせていただきますが、その前に、先ほどのガイドラインの中で、Ⅱの1というところに、「基本的な前提及び考え方」で、「日米安全保障条約及びその関連取極に基づく権利及び義務並びに日米同盟関係の基本的な枠組みは、変更されない。」というふうにあります。これは間違いございませんでしょうか。

○竹内政府委員 そのとおりでございます。

○山中(維)委員 それでは、その2のところでございますが、「日本のすべての行為は、日本の憲法上の制約の範囲内において、専ら防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って行われる」という記述が日米ガイドラインの中にございますが、これも間違いございませんか。

○竹内政府委員 御指摘のような記述はございません。

○山中(維)委員 今確認していただいた部分というのは、この周辺事態法の中を読んでも、どこにも感じられない部分でございます。ですから、それが安保の枠内かどうかという議論になつてくると思ひます。

私は、これは多分、タイトルかどこかに日米安

全保障条約に基づくとか、あるいは日米防衛協力のための指針の実行のための周辺事態の関連法案であるということが一言明記されていれば、ある意味では無用な議論を排除できたのではないかな、つまり、それはこの枠内の中であるという安全保障をきちんとしたガイドラインの趣旨が生かされたのではないかと思ひます。その辺について、これから日本の国の人たちがそれに基いていろいろなことを理解していくためにも、少し考えていただくことはできませんでしょうか。総理、いかがですか。

○竹内政府委員 この周辺事態安全確保法のそもその目的については法案の第一条に書かれているところでございます。そこで、この法律の目的といたしまして、日本国の平和と安全に資するたのめのものであり、従来から政府の方から御答弁申し上げておりますのは、日米安保条約の目的というものが日本と極東の平和と安全の確保に資するものである、そのうちの日本の安全に注目したのがこの法律であるということ、これは法律の第一条の目的からいたしまして、安保条約の目的の枠内であるということとは明らかであらう、こういう趣旨でございます。

○山中(維)委員 どういう政治的な意思があつて、それが法律にどういうふうな具体化されていくかということを考えますと、この目的のところを讀んでもこれが日米安全保障条約に基づくのかガイドラインに基づくのかということがわからなというところは、法案としてひとり歩きをするのではないかと懸念を持つ向きもあるわけですから、ぜひその辺のところは、先ほどの御答弁でも明らかでなければ、どこかにそれを入れるあるいは明記するというようなことをお考えいただきたいと思ひます。

それでは、次に移らせていただきますが、私は、一つの独立国家というのが自分の国の安全保障、国民の安全を守るためには、一つは、例えば非同盟の中立になるのか、もしくは、ある意味での同盟国ということを考えるというのは自然だろ

うと思ひます。私個人としては、非同盟中立というのには理想かなと思ひますけれども、歴史的な経緯から見ましても、今の日米関係というものを日本は歴史的な関係で選択し、その後それを、国民がそういう政府を支持してきたということは、もちろん反対もあると思ひますけれども、マジョリティーの国民が支持してきたというふうに考えますと、これを非常にいい形で考えるためには、やはり、今までのような日本が庇護してもらっているという関係から、もっと自立した、日本がアメリカ合衆国とイコールパートナーになるためには、一つのことに関してイコールなコントリビュートをするというのが当たり前のことで、そのコントリビュートをするから意見も言えるのであるという意味で、やはりそのコントリビュートが、同じことをするというのは日本の平等の今まで来たところですね。私は決してそうではないと思ひます。それが、前を受け持つ人、後ろを受け持つ人がいても、両方が質が同じ貢献であれば、これは私はイコールのコントリビュートだと思ひます。

そういう意味におきまして、この新しいガイドラインというものを考えるという視点があると思ひますけれども、そのためには、やはり同等の貢献をすると同時に、日本の意思というものを決定の中にどういうふうに入れているのか、あるいはその同盟関係というのは、ある意味では非常に近いわけですね、必要に応じて、例えば対米に対しては注文をつけたかあるいは同意をしないということもあり得るというくらい、自立した、お互いのイコールパートナーという観点で私はこのガイドラインというものを考えてみたいというふうに思ひますが、同盟ということの簡単な定義あるいは認識をお伺いしたいと思ひます。外務大臣、お願いいたします。総理ですか。

○東郷政府委員 お答え申し上げます。同盟といふのは、価値を同じくする国が国々同士協力してやっていくという趣旨が

一般的な定義でございます。国際法上の明確な定義というものはございません。

○山中(維)委員 それでは、改めて外務大臣にお伺いいたしますけれども、午前中の答弁も予算委員会のときも、米国のいう国は国連の決議に反するようなこともない信頼ができるということ、ほとんど米国が間違つた行動はしないのではないかとニュアンスでお答えになったように思ひますが、そうではなかったでしょうか。

○高村国務大臣 午前中に御答弁申し上げたのは、安保条約で国連憲章を守る、守ってやっていくということが米国に義務づけられている、こういうことを申し上げたわけでありまして、それで、今新たに私は、米国は基本的に守っていくだろうと思ひますという趣旨を申し上げます。

○山中(維)委員 完全な人間がいないと同じように完璧な国はないわけですから、予算委員会ときも申し上げたかもしませんが、八六年の米国のリビアの空爆のときに英国を除くほかの同盟国は、基地を使わせることあるいは上空を通過することにノーと言つたということがあつて、そして、その後十一月二十日に国連の総会では、アメリカのリビアに対する攻撃に対する非難決議が出たということもございまして、

ですから、一番親しいアメリカであっても、やはり実際にさまざまな背景があつて決断したというところもあり得るという趣旨で、日本がもっと冷静に、いい点も悪い点も確認しながら、一緒にやれるときとそうじゃないときとということの意思をきちんとして表明するという決意を、私は総理からお伺いしたいと思ひます。

○高村国務大臣 今、外国で基地を使用させることにノーと言つたという例がございましたが、日本の場合も、戦間作戦行動については事前協議が米側に義務づけられておりまして、それに対しては、日本側はイエスと言ふこともノーと言ふこともあるわけでありまして、

そして、この新たな日米防衛協力のための指針

におきましては、日米両国政府がおのの判断に従って、日米協力のための効果的態勢の構築のための努力を具体的な政策や措置に反映させる旨がうたわれているところでございます。また、同指針の実効性を確保するために作成された周辺事態安全確保法案等におきまして、我が国の平和と安全に重要な影響を与える周辺事態に際し、本法案等に基づき対米協力をを行うか否か、いかなる協力をを行うかは、我が国が自主的に判断することとなります。

したがって、指針及び本法案等は、我が国にアメリカに対する一方的な協力を義務づけるという性格のものではないわけでありまして、

○山中(輝)委員 法文にきちっと書かれております。あとは政治の意思の問題だろうというふうには私は思っておりますので、総理の御決意を伺えればと思ったのですけれども、いかがですか。

○小淵内閣総理大臣 そもそも、日米安保条約につきましてはいろいろ議論があることは事実です。米国の議会の一部の中にも、極めて片務的ではないかと、逆の意味です、という意見もあります。日本としては、アメリカから日本を守っていただいておりますという認識を持っている人もおります。

しかし私は、日米間におきましては、この条約そのものは双方に利益があるものだという理解をいたしておるわけでございまして、行政府にいたしますか、政府並びに国民の間では、恐らくきちんとこの条約そのものの本質についての理解は深まっておりますし、また政府といたしましても、米側に対しましては申し上げるべきことは十分申し上げていくことが、基本的には長きにわたってこの条約によって信頼を持って両国が安全保障に責任を負っていくところと思っておりますので、日本政府としては、申し上げるべきことは堂々と申し上げて対応していきたい、このように考えております。

○山中(輝)委員 自治体との関係のこともございまして、実は、今回のような形にもし

組みをつけて出したとしても、それが外的要因で、つまり、いわゆる外からの攻撃にさらされる人た

ちを助けるのか、それと、内面的要因、外的要因、両方合わせた

り、危機管理の体制というものは総合的なものであ

って、内面的要因、外的要因、両方合わせたや

はり危機管理の法制が必要だろうと私は思いま

す。

そういう意味では、有事立法という言葉ですと

防衛庁長官のもとで防衛に関することになりま

すけれども、まだ記憶に新しい阪神・淡路大震災

のときのように、消防自動車やそれから救急車が道

路交通法によって行けなかったという事態もござ

いますから、そういった意味で、本日は官房長官

す。

政府といたしましては、我が国の危機管理体制

を一層堅固なものとし遺憾なきを期すとの観点か

ら、必要な対応のあり方についてさらなる検討を

行っていく考えでございます。今、山中委員御

指摘のように、国民は賢明だろうと思

います。

危険の状況につきましても適時適切に対応がで

き、そういう意味で、政府としてはガイダンス

が示されるような法的な措置も考えていかな

ならない、努力してみたいと思っております。

○山中(輝)委員 この法案の後も、国際平和協力

法とか、あるいは国連とのどういった関係を持

つか、今のような危機管理のことですか、さ

日本をつくり上げたのだと思

います。

私たちの日本は、今や私たち国民のものである

と思

います。さきの大戦で苦しみを抜いて死んで

いった、そして敗戦後の混乱の中で働きづめに働

いて死んでいった私たちの祖父が、また祖母が、

父が母が私たちの親にしてくれた国だと私は思

います。さきやかな家庭の幸せ以外に何もよいこ

のなかった、そしてまた、魂の底まで信じていた

国に家も家庭もずたにされた時代を生きた日本

人の先達たちが、二度とだまされるな、二度と自

分たちと同じ苦しみを味わうな、思い切り精

いっぱい幸せに生きてほしい、そういう願いを込めて

と私は思

います。

その誓いが日本国憲法であります。その上に私

たちの平和と繁栄があると思

います。この国は私

たちのものである、また、この国の憲法もまた私

たちのものであると思

います。私たち自身が納得

しない限り、私たちは二度と抽象的な国の利益の

ためにみずから就をとることは、家族を犠牲

にすることは、このように申し上げたいと思

います。

政府の奥深くに集う官僚の三百代官には二度

とだまされたい、国民に対して一片の責任も負

わ

ない官僚によって私たちの幸せをおもちゃに

させ

ることはできないと思

います。わずかな世紀前

に、昭和前半の官僚と軍人が残した国民への裏切

りという傷は、民族の心の傷となつて、いまだ

えぬほど、いまだ血を噴くほどに深く、鋭くう

づいていて思

います。

私たちは、次の世紀に新しい日本を支えていく

世代であります。私は、国民の代表として、官僚

の独善と傲慢を排して、この国の安全保障のあり

方を私たち自身で選択し、実現するつもりで

あり

ます。それが、この時代に生きる政治家の使命

だと私は信

じているからであります。政治家の怠慢が軍

部、官僚の暴走を許した失敗を二度と繰り返

して

はならないからであります。

総理、このように考えるとき、私は、安全保障

第二類第八号

日米防衛協力のための指針に関する特別委員会

議事録第二号

平成十一年三月十八日

四一

の問題とは、突き詰めていけば、民主主義の手続の中で国民自身が、また、国家の緊急事態に際して何を犠牲にして何を守るのかということに對して議論をし尽くして、事前に合意しておくということにはかならないと考えます。今こそ国民に政策の選択肢を示し、議論を尽くして、健全な真のコンセンサスをつくる必要だと思ひます。私は、きょうはこのような信念に立つて質問させていただきます。

総理、私たちは周辺事態安全確保法案によって、今、何を選択しようとしているかを国民に明らかにすべきであります。冷戦構造の中での安全保障論議は、多くの同僚議員も言われていたとおり、全く不毛であったと断言せざるを得ません。国民は、真の安全保障論議を聞く機会を奪われ、目隠しをされた状況に置かれていたからであります。政府は、まず、我が国はいかにして自国の安全を確保しているのかを赤裸々に国民に説明するべきであります。

我が国は、さきの大戦で連合国と戦い、アジア諸国の信頼を失い、戦後二十数年程度の中規模の軍事力のみを保持することが許されました。我が国は、ユーラシア大陸の核大国である中国、ロシア両国から独力で自分を防衛する能力を持ち得ません。最近、ようやく放棄されました米陸軍の来援がない限り、我が国は数週間であつた米陸軍の来援がないことを正面から認めていた戦略であります。

我が国の安全を確保するためには、日米同盟によって米国のプレゼンスをアジア太平洋地域に確保し、アメリカ軍勢力による抑止力を最大限に発揮させ、紛争を未然に防止する以外に道はありません。それこそが軽武装、平和主義を掲げる我が国の安全保障の王道であり、吉田総理の大きな決断であつたはずだと私は思ひますが、まず、この点を小淵総理に御確認いただきたいと思ひます。○小淵内閣総理大臣 東議員の御指摘のとおり、日米安保条約に基づく米国の抑止力は引き続き日本の安全保障のよりどころでありまして、米国の

引き続き軍事的プレゼンスを維持することは、アジア太平洋地域の平和と安定の維持のためにも不可欠であると考えます。

政府といたしましては、日米安保条約を基盤とする両国間の安全保障上の関係が、今後とも両国の共通の安全保障上の目標を達成するとともに、二十一世紀に向けてアジア太平洋地域において安定的で繁栄した情勢を維持するための基盤であり続けるものと確信をいたしております。

今、御質問の中に出てまいりました吉田総理の決断、すなわち、戦後の日本の安全保障につきましては、できる限り軽武装、平和主義を掲げておられました。そのことは、当時、全く隣境の中に立ち上がりとした我が国が、経済的な発展という基盤なくしては世界に伍していけないという形の中でこうした方策をとったこと自体は、私は、大きな判断であり、その結果日本としては今日を迎えた原因になったと思つております。

ただ、この事態とともに、その後、日本としては、日本みずからが守る意思を明らかにしながら、同時に国民的理解を求めながらでありまして、特にアメリカとのこうした条約をもとにいたしまして日本の平和と安全、また極東の平和も確保していくという方向につきましては、徐々にではありますけれども、吉田首相が念願したことから発出したしまして、今日、安保条約に対する期待と大きな役割というものにつきまして国民的理解が大変深まりつつあると認識をいたしております。こう思つております。

○東(祥)委員 同盟について、さらに言及させていただきます。

総理、同盟というのは、自国の兵士の命をかけて相手の国の国民を守る国家と国家の間の約束であります。国民のすべてが納得するほどに重大な国の利益を守る場合にしか、締結することは許されなかつたものであります。そして、一たん結んだら、盤石の信頼をもつて、いかなる甘えも排除した対等のパートナーとして運営に当たることが必須であると思ひます。

日米同盟も同様であります。国の大小はあつても、また軍事力の大小はあつても、いかにすれば同盟の目的である極東の安定と我が国の平和を実現できるのか、一緒に知恵を絞る、汗を流してこそ、対等な主権国家同士の同盟と言えらると思ひます。対等なパートナーであつてこそ、責任ある批判ができ、また建設的なノイが言えると思うからであります。日米同盟に取つてかわる何らかの対策もないままに安保条約を批判し続けるだけでは、子供の反抗期と同じであります。

今求められていることは、日米両国がこの同盟の信頼性をいかにして最大限にできるかということだと思ひます。その努力の帰結が日米ガイドラインであり、この周辺事態安全確保法案であると思ひます。

私は、この法案自体が必要であることは決して疑いません。総理もまた、本法案が日米同盟の信頼を確保する上で不可欠であるとの信念を持って提出されたものと私は信じておりますが、総理の御意見を賜りたいと思ひます。

○小淵内閣総理大臣 まず、違法な武力の行使を行った国や国連の集団的安全保障措置の対象となつてゐる国と米国の間で、我が国が中立的立場を選択することはあり得ないと考えます。

また、我が国の平和と安全に重要な影響を与える周辺事態に際し、国連憲章及び日米安保条約に従つて事態の拡大を抑制し、あるいはその収拾を図るための行動をしてゐる米軍に對し、法案に基づく諸活動を通じて我が国が協力することは、我が国の平和と安全の維持及び日米同盟関係の本旨に照らして当然のことであると考えます。その意味でも、我が国が中立的立場を選択することは考えられない、このように考えます。

○東(祥)委員 総理、周辺事態に及んで我が国がいかなる対応をするべきかという問題をめぐつて、予算委員会においても約五十時間ぐらいいく議論されてきています。またその他の、外務委員会また安全保障委員会においても、このガイドライン関連法案が提出される前から議論されてきて

おります。そして、今申し上げておられる、周辺事態に及んで我が国がいかなる対応をするべきかという問題をめぐつて国会の議論というのは真つ二つに分断されているのか、このように私は思わざるを得ません。

私たちは、冷戦時代に演出された国論分裂の後遺症にまだ悩んでいるのかも知れません。一つは、総理のように、日米同盟の信頼性を向上させることが米国の抑止力の担保となるとする考え方があつたのに対して、もう一つは、可能な限り我が国は周辺諸国の有事に巻き込まれるべきではないとして、中立を志向する考え方があつた。しかしながら、同盟を結んでおきながら中立を志向するのは裏切りであると思ひます。我が国の安全が危機に瀕するような準日本有事の事態に及んで、米軍の兵士が生命を賭して我が国周辺で戦つてゐるときに、当の我が国が中立を志向するのはひきようであり、卑劣であると思ひます。およそ尊厳ある主権国家としてとるべき道ではないと思ひます。目先の小さな危機に右往左往して同盟の根幹にある信頼関係を傷つければ、我が国は日米同盟という安全保障政策の大きな柱を永遠に失ふことになると思ひます。

もし中立を志向することを主張するのであれば、あらかじめ日米安保条約を破棄し、国民に責任ある対策を示すべきであります。形だけの同盟国のままで心は中立国というような態度をとることは決してできないと思ひます。

そこで、総理にお伺ひいたします。周辺事態に臨んで我が国が同盟国たる米國に對して中立的政策をとることは絶対にないということとを、まず御確認いただきたいと思ひます。

○小淵内閣総理大臣 その点につきましては、先ほども答弁申し上げましたが、我が国としては、そうした中立的対応をとることはありませぬ。ぜひ、そういうことで日米間の信頼を確保するとともに、確固たる信念を持ちまして日本の安全保障に對しての責任を負つてまいりたい、この

ように考えております。

○東(祥)委員 総理、続いて質問します。

周辺事態において我が国が米軍を支援するのは、それが我が国の安全保障に重大な影響を与える準日本有事と言える事態であるからです。極東の安定が我が国の安定に直結しており、我が国だけの孤立した平和などあり得ないからです。一國平和主義というものは、独善的な孤立主義者がもたらした妄想だと私は思います。

例えば、朝鮮半島全体がスターリン主義的な独裁体制の国の手に落ちるとすれば、それで我が国の安全が守れるのでしょうか。対馬、九州は、中国地方は、直ちに直接の脅威の対象となると思います。韓国崩壊に伴う混乱は、我が国に大量難民や、あるいはまた経済混乱をもたらすと思います。

朝鮮半島は、我が国にとって最大の戦略的要害であります。安保条約第六条があるからやむを得ず韓国を防衛する米国の協力するのではないと思ひます。我が国自身の安全のために、我が国民の安全のために、朝鮮半島の平和を守る米軍を支援するのであります。

総理、私はここで佐藤総理が、一九六九年の十一月だったと思いますが、ワシントンのナショナルプレスクラブで行われた演説を思い出しております。佐藤総理は、韓半島の安全は日本国にとって緊要であり、朝鮮有事の際には事前協議に對して速やかにかつ前向きに対応すると言われまして、この考え方に御変更のないことをまず確認したいと思ひます。

○小淵内閣総理大臣 我が国の安全は極東の平和及び安全と密接に結びついておりまして、現在におきまして、韓国の安全は日本自身の安全にとつて緊要であるとの従来からの政府の認識に変わりはございません。

その上で、米軍が戦闘作戦行動のための基地として我が国の施設・区域を使用する際に行われます事前協議の運用につきまして、一般論として申し上げますれば、政府の基本的立場は、我が国の利益確保の見地から、具体的事案に即して自主的に

に判断して諸否を決定するということだと思ひます。

すなわち、従来から一貫して説明しておりますとおり、諸否の基準は、我が国の利益、すなわち我が国の安全を確保するというものでありまして、その際、極東の安全なくして我が国の安全を十分に確保し得ないとの認識のもとに、極東の安全に關係する事態を常に我が国自身の安全との關係において判断し、我が国の安全に直接、また極めて密接な關係を有するかどうかという見地から対処することになると思ひます。

○東(祥)委員 総理、今テレビを見ている国民は、総理は何を言ったか理解できないと思ひます。

私が質問したのは、朝鮮有事の際には事前協議に對して速やかにかつ前向きに対応すると、一九六九年、佐藤総理は言われたのです。この考えに変更はないんですかと聞いたのです。あるかないかです。どうぞ。

○東郷政府委員 お答え申し上げます。

ナショナル・プレスクラブの総理の……(東(祥)委員「いや、総理に聞いています」と呼ぶ)

○小淵内閣総理大臣 佐藤総理の、この総理大臣の答弁、一九七一年十一月十一日でございますが、それに関連いたしまして、十一月十二日の衆議院の特別委員会におきまして、同じく佐藤総理が次のように申し上げております。

私のプレスクラブにおける表現は、言葉が不足し、不十分でありましたので、真意が誤解されがちでございますから、これを改めて、事前協議に對しては、利益に従つて自主的に決定をいたします、イエスもありノーもある、こういうことをはっきり申し上げたのでございます。こう言っておられるわけでございます。佐藤総理が断言して当時お話しされたということでないと思ひますが、事前協議につきましてはもとより、常にそうでありまして、イエスもあればノーもある、こういうことだろうと思ひます。

第二類第八号 日米防衛協力のための指針に関する特別委員會議録第二号 平成十一年三月十八日

○東(祥)委員 日米同盟を選択した以上、中立を志向する孤立主義的な考え方は捨て去らなければならぬと思ひます。

この関連でお伺いしますけれども、現在も官僚サイドから、前方と後方を分ける議論が示されております。現実を知らない法制局官僚、軍事の専門家もいない、外交の専門家もいない、その法制局官僚が、後方地域であれば我が国は戦争に巻き込まれないと考えているのだと思ひます。これはどに国民を愚弄する議論は、私はないと思ひます。

我が国に米軍基地があり、米軍に對して直接戦闘行動への攻撃を許せば、米軍と戦っている侵略国が我が国を攻撃の対象とするのは当然の軍事的選択であります。後方地域で支援しているから安全であるというような考え方は、戦中の大本営発表よりもさらに愚劣な、国民に対するうそであると私は思ひます。

我が国が後方にとどまるのは、侵略国の武力攻撃を恐れ、巻き込まれないようにするためではありませぬ。それは、日本国憲法が、みずから攻撃されない限り決して武力は行使しないと定めているからにはかなりませぬ。我が国は、いかに侵略国が我が国を敵視しようと、正義のために戦っている米軍に對し、憲法の許す限りの協力をするのは当たり前でありませぬ。しかし、自分が攻撃されない限り決して武力には訴えないと言っているのではありません。これが、米国の同盟国であり、同時に、平和憲法を掲げる日本のとるべき道だと思ひております。

我が国がそのような気構えを示すからこそ、日米同盟が十分に機能するのであり、米国の抑止力が働いて紛争が未然に防止することができると思ひます。

総理、周辺事態安全確保法案に込められた我が国の戦略は、単に、周辺事態に巻き込まれる危険を冒してでも、侵略国に立ち向かう正しい側を毅然として支援するという姿勢を打ち出すことによつて紛争を未然に防止することにあるというふうに私は思ひますが、この点について、総理の御所見を伺いたいと思ひます。

○小淵内閣総理大臣 日米安保条約は、我が国及び極東の平和と安全を維持することを目的とする防衛的な性格を持つております。周辺事態安全確保法案は、このような日米安保条約に基づく日米安保体制のより効果的な運用を確保して、我が国に對する武力攻撃の発生等を抑止することに資するものでございまして、我が国の平和と安全に重要な影響を与える周辺事態におきまして、議員の御指摘のように、事態の拡大の抑制、収拾のための国連憲章及び日米安保条約に従い行動する米軍に對しまして、我が国が周辺事態安全確保法案に基づき後方地域支援を行うことは当然だろうと考え

ております。

こうした我が国の行動に對しまして、相手方、相手国が種々の評価を行い、何らかの措置等をとることは、事実問題としては考えられますが、こうした危険性と、日米安保体制を強化し、これを効果的に運用できるようにすることによりまして、我が国に對する武力攻撃等が発生しないように抑止力を高める効果の両者を比較すれば、後者の方がはるかに大きいと判断いたしておる次第でございます。

○東(祥)委員 総理、前方と後方の議論との関連でさらに質問させていただきますが、さきの予算委員会でも戦時法規の問題を取り上げましたが、この問題についてさらに言及させていただきますたいと思ひます。

前線での戦闘も後方の支援も同じ戦争の一環であり、我が国が米国の後方支援をすれば、我が国の自衛隊等が軍事目標として攻撃されたとしても、戦時法規、特に軍事目標主義に照らして文句が言えないという乱暴な意見がこの国会の中で聞かれます。これは、戦時法規の考え方を誤つて、国民を惑わすものだと思ひます。

戦時法規とは、武力紛争の際に行われる殺人や破壊行為のうち、特に残虐なものを禁止する法規であります。例えば、武力紛争が勃発すれば、文民や民用物を攻撃することは戦争犯罪です。けものにも劣る残虐行為として許されないのは当然のこ

とであります。しかし、戦争が違法化されている国連憲章のもとでは、そもそも、軍人ならば殺してもよい、軍用物なら破壊してもよいという論理自体が成り立ち得ないのだと思います。戦時法規とは、国連憲章に違反して侵略の罪を犯した国の兵士が、戦争犯罪というさらなる罪を犯さないために守らねばならない最低限のルールにすぎないからです。

周辺事態において我が国に不法に武力攻撃を加えようとする国が、自衛隊員のみを殺りくし、自衛隊施設に限って破壊活動を行ったとして、それが戦時法規上合法的な戦闘行為であると主張することには何の意味があるのか。そのような殺人や破壊活動は、たとえ戦時法規に合致していようと、国連憲章上また国際法上不法な侵略の一環にすぎず、容認されるはずがないということを、外務大臣に御確認いただきたいと思ひます。

○高村国務大臣 委員がおっしゃることは、一〇〇％正しいと思ひます。

違法な武力攻撃がその軍事目標を絞ったからといって正当化されるなどという論理は、全くあり得ないことであります。

○東(祥)委員 総理、次に、周辺事態安全確保法案について、基本的な思想を伺いたいと思ひます。

この法案は、日米安保体制の信頼性を高め、もって周辺事態の発生自体を未然に防止することによって日本の安全と平和に資することが最大の眼目であるはずであります。総理も、何度かこの場で言われております。ところが、国連の決議履行に関する事項が混在して、法案上の思想を混乱させていると思ひます。この点についても、前の委員会において申し上げているとおりであります。

自由党は、我が党は、国連決議があるときには、その決議に基づく武力行使は憲法第九条に違反しないという立場であります。人類の歴史において、集団安全保障体制が真剣に議論されて以来、自衛権と集団安全保障措置は常に、非合法化

されるべき戦争の対象外として考えられてまいりました。国際連盟規約も、不戦条約も、国連憲章もそうでありました。我が国の憲法は、これらの集団安全保障体制確立の大きな歴史的流れの中で書かれたものであります。そこで禁止されているのは、国連の発動たる戦争だけであって、国連決議に基づき集団安全保障のための措置は含まれていないと考えざるを得ません。

ところが、本法案は、船舶検査について国連安保理決議を前提としております。しかも、船舶検査の内容を任意の職務質問に限っております。私たちは、国連決議を前提にするのであれば、威嚇射撃を含めて、他の国連加盟国と全く同様の活動をするべきである、このように考えます。もし、海上において任意の職務質問しかないということであれば、むしろ、国連決議を前提とすることはやめるべきであります。

この点について外務大臣に御所見を伺いたいと思ひます。

○高村国務大臣 委員は、国連の活動に長く携わられてきた方でありまして、貴重な意見として拝聴をいたしました。

ただ、一方、周辺事態安全確保法案における船舶検査活動につきましては、周辺事態において経済制裁の実効性を確保するための船舶検査が必要となることも想定されます。その際には、国連が

国際の平和と安定のために重要な役割を果たしているとの観点からも、また旗国主義との関係から、国連安保理の決議という根拠があることが有益であると考えられたため、国連安保理決議の要請があることを前提とするものであります。

また、これまで行われた船舶検査におきましては、経済制裁の実効性を確保するためにいかなる措置をとるかはその国の判断にゆだねられていること、及びこれまでの諸外国の活動実績にかんがみ、政府としては、周辺事態安全確保法案に規定されている活動の範囲内で有効に機能する船舶検査活動が行い得るものと考えたわけでありまして、これらの点は、委員と見解を異にするものかもし

れませんけれども、ぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○東(祥)委員 この点については、さらに次のように質問したいと思ひます。

国連決議がない場合、船舶検査活動というのはできないのでしょうか。この法案自体ですと、国連決議がないと船舶検査活動はできないということになりますね。

○高村国務大臣 旗国主義との関係で、旗国の、その船がつけている旗の国です。その同意があった場合、あるいはあると同様とみなされるような特別な事情がある場合は別であります。国連決議がないと、やはり旗国主義との関係で、日本が独自に、たとえそれが船長の同意を得る船舶検査であっても、できないと思ひます。

○東(祥)委員 そうしますと、この周辺事態関連法案は、集団安全保障措置あるいはまた安保理、あるいは総会の決議が出る前の話をしていっているんじゃないですか。

つまり、集団安全保障措置が発動したときにはすべての活動にかかってくることは、もう外務大臣おわかりのとおりだろうと思ひます。日米安保条約にもそのことがちゃんと書かれているわけですから。日米安保条約に基づく種々の諸活動も、集団安全保障措置が発動したときには、日米がそれぞ

れ、国連に具体的な活動について報告しなければならぬわけですね。

そうしますと、どうしてこの船舶検査活動だけ国連の決議が出てくるんですか。国連の決議を前提にしないで、あくまでも周辺事態という日本の平和と安全に重大な影響を及ぼすことが出てきたときに、アメリカ軍が行動する、それに対しての

日本の米軍への協力という、どうしてそういう体系で整えないんですか。そのときに国連の決議が出れば、国連の決議が出た時点で別の法体系で対応すればいいではありませんか。そこに思想の混乱があると思ひます。

○高村国務大臣 この船舶検査はあくまでも周辺事態において行われるものでありますから、私

は、周辺事態安全確保法案という、この日米安保の切り口でとらえられるものだと思ひます。

それで、一方で、先ほどから申し上げておりますように、旗国主義、その船が掲げている旗の国です。その国が管轄権を有しているということとありますから、仮に船長の同意があったとしても、日本がその旗国の同意がなければ船舶検査という活動はできないわけでありまして、そういう場合に、旗国の同意がない場合に、どういう場合に行うのかといえ、国連の決議があった場合はできます。現実には、国連の決議があった場合は周辺事態に当たるといふような状況というのはかなりの場合あり得ると思ひます。

そして、委員は先ほど、そういう国連の集団安全保障措置がとられたときは、もう既に安保条約は一切働かないんだ、こうおっしゃいましたが、必ずしもそうではないで、国連が完全にその事態を取扱できないような措置をとった場合にはもう日米安保条約なんというものは必要なくなるということとあります。国連がある種の集団安全保障をとったとしても、まだ日米安保条約が働く余地というのはそれは幾らでもあるんだ、こういうふう

に思ひます。

○東(祥)委員 外務大臣、混乱していると思ひます。

あくまでも、国連の決議がなされたときには、周辺事態関連法案で述べられている、書かれている米軍の活動というのは、あくまでも、例えば朝鮮半島で、具体的にわかりやすく申し上げれば、何らかの有事が起こったときに、米韓防衛条約に基づいて出動するわけです。集団的自衛権に基づいて出動するわけですね。国連の決議が出れば自衛権の問題ではなくなるわけですね。そこに、私が申し上げている日米安保条約そのもの、それ自体が自衛権の範疇において動くということではなく、まずね、そういうことを申し上げておいて、そこにおいては混乱はないと思ひますけれども、いかがですか。

○高村國務大臣 例へば、朝鮮國連軍の場合でも、朝鮮國連軍として活動している米軍が、日米安保条約の目的達成のために活動しているという事は十分あり得るわけで、朝鮮國連軍として活動した場合にも日米安保は働かないとかそういうことではないんだらう、こういうふうに思っています。

○東(祥)委員 自衛権の問題ではなくりますかという事を申し上げている。その点についていかがですか。そうでないと、本質的に考え方が違ふということになると思ひますけれども。

○高村國務大臣 自衛権というのは、一般的に実力の行使、これは集団的自衛権であらうと個別的自衛権であらうと実力の行使で、この周辺事態安全確保法で自衛権という話は最初から日本はやっていないわけでありまして、日本の平和と安全に資するために行動している。むしろ、その集団安全確保とか、あるいは個別的自衛権とか集団的自衛権とか、そういう觀念は、戦争が一般的に違法とされたのに対して、各国が武力行使をするのはこういう場合にはできませんという事で、集団安全確保の場合、そして個別的自衛権の場合、集団的自衛権の場合、こう定義されているわけで、その国連の安保理決議があったから、日本の平和と安全に資するために日米安保条約の目的の範囲内で動いていることは、それは二者択一でどっちかでないといけないということではないという事を私は申し上げているわけでありま

す。

○東(祥)委員 もう時間がなくなつてしまつたので。

ただ、今の、これは外務大臣とまた議論しなくちゃいけない点だと思いますが、この船舶検査活動についてさらに申し上げておきますけれども、そうしますと、船舶検査活動において国連の決議が必要だというのは、結局、旗国主義、日本が船舶検査活動を行いたいと思う船が所属する国、ここに問い合わせて、この近海を通つたときには検査させていただきますよ、そういうことを事

前にとつておけば、国連決議がなくてもできるといふことですね。それはいかがですか。

○高村國務大臣 それはそのとおりです。

○東(祥)委員 では、国際法上、旗国の、その船舶検査活動が起つておけば、そういう船舶検査活動ができるということであるとすると、ならば、国連の決議が付されることによって、そのような許可を、合意を事前にそれぞれの国々に求める必要がなくなる、ただそれだけです。そうであるとするならば、別に国連決議は必要ないじゃないですか。

○高村國務大臣 ただそれだけとおっしゃいますけれども、現実問題として考えたら、そういう場合が物すごく大きいのではないですか。実際に事態が起つて、その旗国の了解というのは必ずしもとれない場合も随分ありましようし、現実の問題とすれば、安保理決議があつてそういうことができないという場合が非常に大きいというふうに想定されます。

○東(祥)委員 時間が来ましたのでやめさせていただきますが、ここで言われている法案、国民の皆様に、内容、法案を読んでいるわけじゃありませんから、何を言っているのかというと、よく完首が申し上げますが、疑わしき船が出てきたときに軍艦でぞつと行つてそれを停止させて、乗らさせていただいてよろしいですかという同意原則が入っているのですよ、ここには、国連の決議における、いわゆる国連憲章四十一條です、船舶検査活動という、ただそれだけではありませんけれども、通信検査等もすべて含めた上での経済的な制裁を担保させる、その措置というものは、そこには、別に、同意原則を前もってあからさまに、軍艦で押し寄せておいて、乗らさせていただいてよろしいでしょうか、それに対してノーだと言へば、その疑わしき船は逃げていくことができないようになっているのですよ。何でもそこで国連決議が必要なんですかという事を申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○山崎委員長 これにて東君の質疑は終了いたしました。

ました。

次に、佐々木陸海君。

○佐々木陸海委員 日本共産党の佐々木陸海です。日本共産党を代表して、質問をいたします。新ガイドライン関連法案のきょうは初めての審議であります。理事会の確認によりまして、我が党の時間をとつた質問は次回ということになっております。きょうの質問時間は極めて限られておりますので、きょうの本会議で総理に質問をした基本的な問題に絞つてお聞きをしたいと思ひますので、どうぞ端的にお答えをいただきたいと思ひます。

最初に、憲法九条一項にかかわる問題ですが、周辺事態でただ一つはつきりしていることは、日本が武力攻撃を受けている事態ではないということであらうと思ひます。法案は、日本がこの武力攻撃を受けていない場合に、自衛隊が海外にも出動してアメリカの戦闘作戦行動を支援するということと定めております。自衛隊の出動の要件は日本に対する急迫不正の侵略があつた場合に限り得るというものが、従来の政府の方針であつたはずであります。そして、それは従来の政府の憲法九条第一項の解釈から出てきた方針であつたと思ひます。

総理にお聞きしますが、こういう方針を今度のこの法案で変える、そしてまた従来の憲法解釈を変えたいということでしょうか。端的にお答え願ひたいと思ひます。

○小淵内閣総理大臣 周辺事態安全確保法に基づき実施することを想定いたしております後方地域支援は、それ自体は武力の行使に該当しないものであります。また、後方地域において行われる行為であり、米軍の武力の行使と一体化の問題が生ずることも想定されません。したがひまして、憲法に違反するものではございません。

○佐々木陸海委員 前の本会議でもそういうふうにお答えをなさいました。

しかし、この法案で想定している、政府の言う後方地域支援、これで自衛隊がやることは、戦闘

作戦行動をしている米軍に対して武器弾薬や兵員を輸送すること、それから食料や水その他の物資を補給すること、それから戦闘航空機を含む武器の整備や補修すること等々がすべて含まれているわけでありまして、これは、米軍の戦闘作戦行動とそもそも不可分のものでありまして、一般的に日本語では後方支援、さらに正確な言葉では兵たんと行われている活動であることは、防衛庁長官も否定しておられません。

これについては、官澤蔵相もかつて、私もこの予算委員会でも質問をいたしました。輸送や通信のようなロジスティックスは戦争ではないとは言ひたいというふうに述べておられましたし、厚生大臣も同じようなことを述べておられることを、私はここで確認したことがあります。

これは言つてみれば常識でありまして、戦闘作戦行動、戦闘行為を継続させるために輸送ややり補給をやる、それがロジスティックス、兵たんであります。だから、それなしには戦闘作戦行動というものが継続できなくなるわけでありまして、戦闘作戦行動と兵たんとするのは事の本質において一体化しているものでありまして、自衛隊の後方地域支援はそれ自体武力行使ではないし武力行使と一体化しない、一体化しないと言つても通用しない、一体化のものなんです。ですから、憲法違反だと言わざるを得ないのですが、総理、いかがでしょうか。

○小淵内閣総理大臣 先ほども御答弁いたしました。憲法違反に当たるものではないと思ひます。

○佐々木陸海委員 後方地域でやれば一体化しないというその理由は何かですか。

○野呂田國務大臣 委員が先ほどから申されている兵たん支援というのですか、いわば後方支援だと思ひますが、英文ではロジスティックスサポートの訳語であると思ひます。これは、一般に作戦部隊に対する装備品等の補給等を行うことで、この場合は、特に活動の地域を限定した概念ではございません。

これに對して、この法案で言つております後方地域支援は、リア・エリア・サポートの意味でありまして、これは、活動の内容としては後方支援に類似するものでありますけれども、後方地域という、この法律で定めた、戦闘地域とは一線を画した地域において行われるものであるという点で、私どもは、兵たんとは違ふ、こういうふうに申し上げ、また、この法律においては、戦闘地域とは一線を画した地域で支援を行うわけでありますから、後方支援は武力行使と一体とならない、こういうことを累次申し上げてきたところでござります。

○佐々木(陸)委員 その説明は通用しないと思います。

米軍の戦闘行動をロジスティックスによって支える、そのロジスティックスの活動をやるわけですね。やる活動はロジスティックスなんです。それをあなた方は、後方地域を指定してやる、戦闘地域と一線を画されたところでやるから、何かロジスティックスがリア・エリア・サポートとかいう言葉に変わる、概念に変わってしまうのだそうですが、これは本当にトリックだと思ふのですよ。

あなたの方の出してきている法案自身も、後方地域というのを指定するけれども、危なくなったらそれを要するということも書かざるを得ないわけですね。だから、一線を画するなんてことはできないのですよ。本質的に、戦闘作戦行動を支える兵たんの活動、輸送とか補給とかというような活動は本質的に一体であって、何か、地域を指定したりちょっと遠く離れたところであればその一体性がなくなるといふようなものじゃ絶対ないんです。

ですから、長くは申しませんけれども、この法案で言うところの後方地域支援というのは、憲法違反だと言われる、あるいは一体化と言われることを避けるための、私は子供だましのトリックにすぎないということを申し上げなきゃならぬと思うんです。こういうトリックを使ってみたところから、実態は米軍の戦闘作戦行動に対するロジス

ディックスをやるわけですから、世界から見れば戦争行為に加わるということでありまして、憲法解釈にここで重大な変更をもたらすものだと言わざるを得ないということだけを申し上げておきたいと思います。

もう一つ、安保条約についてお聞きます。自衛隊が米軍と共同の作戦行動をするという場合は、安保条約では第五条の場合であります。第五条は、日本が武力攻撃を受けた場合であります。そして、安保条約第六条でできることは、つまり、日本以外のところで何か紛争があつてそれに対処するという場合には、米軍が日本の基地を使用するということができるだけであります。

ところが、この法案は、日本が攻撃をされている事態でもないのに、自衛隊が海外で米軍の戦闘作戦行動を支援したり、あるいは日本の基地から戦闘作戦行動に発進する米軍への支援をするというふうになっています。

安保条約にはそういう、日本の領域から外に出て米軍を支援するとか、あるいは日本から戦闘作戦行動に発進する米軍を直接自衛隊が支えるとか、そんな規定は、総理、安保条約のどこにもないんじゃないやありませんか。安保条約の中に規定がありませんか。

○高村村務大臣　安保条約というのは日米間の条約で、まさにそこに規定があるものは条約上の義務としてやらなければならない。義務としてやらなければならないものには規定されていないけれども、それ以外のことを何も、日本が主権国家として、みずから安保条約の信頼性を高めるために何かをやっているということではないわけでは、今まさにそういうことがやれる法律を提案して御審議をいただいているところでございます。

○佐々木(陸)委員　まさに安保条約の規定にないことをやろうとしている、安保条約の枠外のことをやろうとしているということじゃありませんか、総理。はっきり確認してください。

○高村國務大臣 何度も申し上げていますよ、
に、安保条約の目的というのは、我が国及び極東

の平和と安全、それを守ることでございますけれども、この法案は我が国の平和と安全に資するということで目的になっているわけで、まさに日米安保条約の目的の枠内でございます。

○佐々木(陸)委員　総理もそういう見解でよろしいですか。安保条約の目的の枠内だということですか。

○小淵内閣総理大臣 そのとおりでございます
○佐々木(陸)委員 目的のためには手段を選ばないという言葉があります。目的の枠内だということ答弁しできないということは、そういう立場にもなりかねないということを私ははっきり申し上げたいと思います。

安保条約というのは軍事的な協力を定めた条約であります。一つの目的があるでしょう、それはもちろん。そして、その目的を達成するための手段や手続や、そういうものを条文できちんと定めてあり、そしてそれについて、憲法との整合性

やそういう解釈が、ずっとこの四十年間で、積み上げられてきているわけですね。

それを、今この法案を出してきて、条約の目的の枠内であるということ、そういう今までの解釈や何かをすべて無視してしまふような、飛び越えてしまふようなことを今政府はこの法案でやろうとしているわけでありまして、まさに、法案が規定している自衛隊の活動というのは安保条約の枠を超えるもの、安保条約の重大な実質改悪と言わざるを得ないと思うんです。

つまり、安保条約に基づいて米軍が行動できるというの、日本が攻められたとき以外のときとの行動というのは、日本の基地を使用することができるといふことに限られているわけですから、その米軍に対して自衛隊があらゆるサポートをするということ、明確に安保条約の規定の枠を超えた、安保条約の重大な実質改悪だということをはっきり得ない、そのことをはっきり申し上げておきたいと思ひます。

○高村國務大臣 先ほども申し上げましたように、安保条約に規定そのものがないということ

は、条約上のアメリカに対する日本の義務ではないということ、日本が主権国家として主體的に、アメリカに、安保条約の目的に従って何かをしようにということは、それは一向に差し支えないことであります。

軍事での協力を定めたそういう条約の規定というものを無視したようなことができるといふようなことと、この自身が安保条約の枠を超えるということだと、言わざるを得ないと思うんです。

最後に一つだけ質問いたしますが、私はさきの本会議で、総理に対して、周辺地域においてアメリカが不法な軍事行動をとった場合に日本は協力、支援を一切拒否するとなぜ明言できないのかかという事をお聞きいたしました。私ども、これまでしばしば、アメリカは、グレナダやパナマなど、国連総会が侵略だと非難しているような行動、こういうことをやっていると、そして国連行動、こういうことをやっていると、

の可能性まで公言している。だから、アメリカがそういう不法な武力行使をした場合には日本は一切協力しない、支援しないということをはげ明言できないのかということをお尋ねしました。

総理、重ねてお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小渕内閣総理大臣 周辺事態が生じた場合
米国は、武力の行使を伴わない種々の活動を行
い、まずは事態の拡大の抑制や収拾に努めること
が当然想定されております。したがって、周
辺事態になれば米国が直ちに武力を行使するとの
前提で議論することは適当ではありません。

この上で、一般論として申し上げれば、日本は、
 国は国連憲章上の義務を負っており、そのような
 義務の遵守を日米安保条約において二国間の義務
 として確認いたしております。周辺事態における
 日米両国の行為は、国際法上の基本原則、国連
 憲章等の国際約束に合致するものであることは言
 うまでもありません。

我が国の平和と安全に重要な影響を与える周

事願におきまして、事態の拡大の抑制、收拾のために、国連憲章及び日米安保条約に従い行動する米軍に対し、我が国が後方地域支援を行うことは、むしろ当然であり、国際法上何らの問題はな

いと考えております。

○佐々木陸軍委員 私先ほど申し上げましたように、国連総会も侵略と非難するような行動をアメリカが現にやっている、そういう不法なことをや

った場合には支援しないということを明言してくだ

さいと言ったところか、アメリカはそういう活動

はしないんだ、その武力行使はすべて、言

てみれば正義のためなんだと決めてかかるという

判断など意味をなさないのである日本の主

断など意味をなさないのである日本の主

断など意味をなさないのである日本の主

断など意味をなさないのである日本の主

断など意味をなさないのである日本の主

ます。

私は大阪府の高槻市というところに住んでい

るんですけれども、先週、この法案に対する学習

会を行いました。ちょうど一年前に学習会を行

ったときは、残念ながら数十人しか集まらなかつ

たけれども、先週やりましたらこの数倍の人

が集まっています。特にその中で、この

法案に対して一番関心やそれから疑問、懸念が

出た点というのは、やはり自治体や民間による

地域支援、このことに対して市民の皆さんが

だん、これはもしかしたら自分たちみんなに関

係することやないかというふうに心配が広が

っているんですね。まさしくこれが問題だと思

います。すべての人に関係することであるから、

私は、きょうはこの後方地域支援について、民

間や自治体の協力についてポイントを絞って

お答えになっていきます。「後方地域支援につ

いてお尋ねでありましたが、周辺事態安全確保

法案に基づき実施することを想定している後方

地域支援は、防衛庁長官が、軍事的な常識を

踏まえつつ、このように御答弁されました。

この認識は一通り聞いたら今も変わりないと思

いますし、この御答弁の中で、私の理解では、

防衛庁長官の役割が非常に重要である、この

認識でよろしいでしょうか、総理。これは総

理の御答弁です。防衛庁長官が、軍事的な常

識を踏まえつつ」ということになっておりま

す。そこで、防衛庁長官にお聞きしたいと思

います。この後方地域支援を行うに当たって

の長官の軍事的な常識とはどういうことな

のでしょうか。具体的にはどう説明していただ

きたいと思

います。防衛庁長官が、軍事的な常識を踏

まえつつ」ということになっておりま

す。そこで、防衛庁長官にお聞きしたいと思

います。この後方地域支援を行うに当たって

の長官の軍事的な常識とはどういうことな

受けましたが、ここ、基本だと思

うんですね。この総理の御答弁です。そして、

防衛庁長官が、軍事的な常識を踏まえ

つつ」とおっしゃっています。きょう、この

委員会の初めに、私はその防衛

庁長官から法案の提出者として趣旨説明を受

けたわけです。この法案の責任者であるはず

から、ぜひ長官に御所見を伺いたいと思

います。どうでしょうか。

○野田田務大臣 軍事的常識というのは

軍事的常識でありまして、今防衛局長から

答弁したのがそのものであります。私が判

断する場合には、それに外務省から得た情

報とか米軍から得た情報等を判断して決

めていくわけであり

ます。○辻元委員 それでは長官に引き

続きお伺いしたいんですが、私は、なぜこ

こにこだわられるのかという点、総理の御

答弁の中の趣旨の半分がここな

んです。ですから、長官がこれは判断さ

れるのに非常に重要な役割を担われると

を断てというのが常識だと、私は戦争に行ったおじいちゃんから聞きました。

ということ、私は、先ほどの御答弁ですと、さっぱり理解ができぬ。私が理解できぬという事は、一般の市民もできないのではないかと、いうふうに思うわけですね。

先ほどの防衛庁長官の御答弁では、私は、失礼ですが、防衛庁長官の常識は軍事的常識じゃないかというふうにさへ受け取らざるを得ない御答弁でなかったかと思うんですが、いかがでしょうか。

○野呂田国務大臣 どちらに常識があるのかよくわかりませんが、私もとしては、各種の戦闘が行われる形態についての軍事的常識を踏まえる、これは断固そういうことであります。自衛隊がいろいろな情報源や常統的な監視活動によって収集した情報というのは、これはかなり確かで濃密なものでありますから、そういうもので判断します。

それから、先ほど申しましたが、外務省が収集した情報、必要に応じて米軍から提供された情報等を総合的に分析することによって、私も合理的に判断することは可能であると確信を持っております。

○辻元委員 今お聞きしましたけれども、私は代表質問のとき、こういうことも申し上げました。私たち日本は、明治維新以来何回か戦争に参加しているんですけども、日本が侵略されてから始めた戦争は一度もない、これは事実だと思えます。ということ、いつもやはり邦人保護とか物資の輸送ということで外に出ていて、そこいらろいなる不測の事態が起こって全面戦争に至っているということを、私たちは歴史から学んでいるはずなんです。そこで私はここにこだわっているわけですね。後方地域支援はそのような事態に広がる危険性を私は持っていると思うんです。やはり武力行使に至りかねない危険性もありますので、そうやってくると憲法違反と言わざるを得ない。

というところで私の時間が参ってしまいました

ので、やはりきょうの結論も、この法案に対しては反対と言わざるを得ないということで締めくくらせていただきます。次回、またどんなやりますので、これできょうは終わります。

以上です。

○山崎委員長 これにて辻元君の質疑は終了いたしました。

次回、来る二十六日金曜日午前八時三十分理事會、午前九時委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十分散会

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、平成八年に締結した日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の定める日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における物品又は役務の提供の枠組みを日本国の周辺の地域における日本国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に際して活動する日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における物品又は役務の提供にも適用するため、平成十年四月二十八日に東京で、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定に署名した。よって、この協定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

第四条

協定第二条3を次のように改める。

3 2の規定については、日本国の自衛隊による武器若しくは弾薬の提供又はアメリカ合衆国軍隊による武器システム若しくは弾薬の提供が含まれるものと解してはならない。

第五条

協定第三条の次に次の新たな第四条を加える。

第四条

1 いずれか一方の当事国政府が、周辺事態に際して日本国の自衛隊又はアメリカ合衆国軍隊がそれぞれの国の法令に従って行う活動であって、条約の目的の達成に寄与するもののために必要な後方支援、物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された後方支援、物品又は役務を提供することができる。

2 この条の規定に基づいて提供される後方支援、物品又は役務は、次に掲げる区分に係るものとする。

食料、水、宿泊、輸送(空輸を含む)、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、部品・構成品、修理・整備及び空港・港湾業務

それぞれ別の区分に係る後方支援、物品又は役務については、第二条にいう付表において定める。

3 第二条3の規定は、この条の規定に基づく後方支援、物品又は役務の提供に適用する。

4 この条の適用上、日本国の自衛隊は、周辺事態に対処するための日本国の措置について定めた日本国の関連の法律に従って後方支援、物品又は役務を提供し、当該法律によって認められた日本国の自衛隊の活動に関し後方支援、物品又は役務を受領するものと了解される。

第六条

協定第四条から第九条までを一条ずつ繰り下げ

る。新たな第六条中「第七條」を「第八條」に改める。

第七條

この協定の付表をもって、協定付表に代える。

第八條

この協定は、アメリカ合衆国政府が日本国政府から日本国がこの協定を承認した旨の書面による通告を受領した日の後百二十日目の日に効力を生じ、協定が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正

付表

区 分	
食料	食料、食事の提供、調理器具及びこれらに類するもの
水	水、給水、給水に必要な用具及びこれらに類するもの
宿泊	宿泊設備及び入浴設備の利用、寝具類並びにこれらに類するもの
輸送（空輸を含む。）	人又は物の輸送、輸送用資材及びこれらに類するもの
燃料・油脂・潤滑油	燃料、油脂及び潤滑油、給油、給油に必要な用具並びにこれらに類するもの
被服	被服、被服の補修及びこれらに類するもの
通信	通信設備の利用、通信支援、通信機器及びこれらに類するもの
衛生業務	診療、衛生器具及びこれらに類するもの
基地支援	廃棄物の収集及び処理、洗濯、給電、環境面の支援、消毒器具及び消毒並びにこれらに類するもの
保管	倉庫又は冷蔵貯蔵室における一時的保管及びこれに類するもの
施設の利用	建物、訓練施設及び駐機場の一時的利用並びにこれらに類するもの
訓練業務	指導員の派遣、教育訓練用資材、訓練用消耗品及びこれらに類するもの
部品・構成部品	軍用航空機、軍用車両及び軍用船舶の部品又は構成部品並びにこれらに類するもの
修理・整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びにこれらに類するもの
空港・港湾業務	航空機の離発着及び艦船の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類するもの

当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十八年四月二十八日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

小淵 三

アメリカ合衆国政府のために

マデレーン・オルブライト

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（以下「周辺事態」という。）に対応して我が国が実施する措置、その実施の手段その他の必要な事項を定め、もって我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

（周辺事態への対応の基本原則）

第二条 政府は、周辺事態に際して、適切かつ迅速に、後方地域支援、後方地域捜索救助活動、船舶検査活動その他の周辺事態に対応するため必要な措置（以下「対応措置」という。）を実施し、我が国の平和及び安全の確保に努めるものとする。

2 対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たらない。

3 内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たり、第四條第一項に規定する基本計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

4 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に関し、相互に協力するものとする。

（定義等）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 後方地域支援 周辺事態に際して日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の目的の達成に寄与する活動を行って、我が国が実施するものという。

行われた戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）によって遭難した戦闘参加者について、その捜索又は救助を行う活動（救助した者の輸送を含む。）であって、後方地域において我が国が実施するものをいう。

三 船舶検査活動 周辺事態に際し、国際連合安全保障理事会の決議に基づき貿易その他の経済活動に係る規制措置の厳格な実施を確保するために必要な措置を執ることを要請する国際連合安全保障理事会の決議に基づき、船舶（軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であって非商業的目的のみで使用されるもの（以下「軍艦等」という。）を除く。）の積荷及び目的地を検査し、確認する活動並びに必要に応じ当該船舶の航路又は目的地若しくは目的地の変更を要請する活動であって、我が国領海又は我が国周辺の公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。）において我が国が実施するものをいう。

四 後方地域 我が国領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないとして認められる我が国周辺の公海及びその上空の範囲をいう。

五 関係行政機関 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三條第二項に規定する国の行政機関及び同法第八條の三に規定する特別の機関で、政令で定めるものをいう。

2 後方地域支援として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供（次項後段に規定するものを除く。）は、別表第一に掲げるものとする。

3 後方地域捜索救助活動及び船舶検査活動は、自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八條に規定する部隊等をいう。以下同じ。）が実施するものとする。この場合に

において、後方地域捜索救助活動又は船舶検査活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、それぞれ当該活動に相当する活動を行う合衆国軍隊の部隊に対して後方地域支援として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、別表第二に掲げるものとする。

(基本計画)

第四条 内閣総理大臣は、周辺事態に際して次に掲げる措置のいずれかを実施することが必要であると認めるときは、当該措置を実施すること及び対応措置に関する基本計画(以下「基本計画」という。)の案につき閣議の決定を求めなければならない。

- 一 前条第二項の後方地域支援
- 二 前号に掲げるもののほか、関係行政機関が後方地域支援として実施する措置であつて特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるもの
- 三 後方地域捜索救助活動
- 四 船舶検査活動

2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 対応措置に関する基本方針
- 二 前項第一号又は第二号に掲げる後方地域支援を実施する場合における次に掲げる事項
 - イ 当該後方地域支援に係る基本的事項
 - ロ 当該後方地域支援の種類及び内容
 - ハ 当該後方地域支援を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項
 - ニ その他当該後方地域支援の実施に関する重要事項
- 三 後方地域捜索救助活動を実施する場合における次に掲げる事項
 - イ 当該後方地域捜索救助活動に係る基本的事項
 - ロ 当該後方地域捜索救助活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項
 - ハ 当該後方地域捜索救助活動の実施に伴う

前条第三項後段の後方地域支援の実施に関する重要事項(当該後方地域支援を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。)

ニ その他当該後方地域捜索救助活動の実施に関する重要事項

四 船舶検査活動を実施する場合における次に掲げる事項

イ 当該船舶検査活動に係る基本的事項

ロ 当該船舶検査活動を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成

ハ 当該船舶検査活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

ニ 前条第一項第三号に規定する規制措置の対象物品の範囲

ホ 当該船舶検査活動の実施に伴う前条第三項後段の後方地域支援の実施に関する重要事項(当該後方地域支援を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。)

ヘ その他当該船舶検査活動の実施に関する重要事項

五 前三号に掲げるもののほか、自衛隊が実施する対応措置のうち重要なものの種類及び内容並びにその実施に関する重要事項

六 第二号から前号までに掲げるもののほか、関係行政機関が実施する対応措置のうち特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるものの実施に関する重要事項

七 対応措置の実施について地方公共団体その他の国以外の者に対して協力を求め又は協力を依頼する場合におけるその協力の種類及び内容並びにその協力に関する重要事項

八 対応措置の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項

3 第一項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(自衛隊による後方地域支援としての物品及び

役務の提供の実施)

第五条 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、第三條第二項の後方地域支援としての自衛隊に属する物品の提供を実施するものとする。

2 防衛庁長官は、基本計画に従い、第三條第二項の後方地域支援としての自衛隊による役務の提供について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、防衛庁本庁の機関又は自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

3 防衛庁長官は、前項の実施要項において、当該後方地域支援を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を指定するものとする。

4 防衛庁長官は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

5 第三條第二項の後方地域支援のうち公海又はその上空における輸送の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、当該輸送を実施している場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至つた場合又は付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合には、当該輸送の実施を一時休止するなどして当該戦闘行為による危険を回避しつつ、前項の規定による措置を待つものとする。

6 第二項の規定は、同項の実施要項の変更(第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。)について準用する。

(後方地域捜索救助活動の実施等)
第六条 防衛庁長官は、基本計画に従い、後方地域捜索救助活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

2 防衛庁長官は、前項の実施要項において、当該後方地域捜索救助活動を実施する区域(以下

この条において「実施区域」という。)を指定するものとする。

3 後方地域捜索救助活動を実施する場合において、戦闘参加者以外の遭難者が在るときは、これを救助するものとする。

4 後方地域捜索救助活動を実施する場合において、実施区域に隣接する外国の領海に在る遭難者を認めるときは、当該外国の同意を得て、当該遭難者の救助を行うことができる。ただし、当該海域において、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、当該活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる場合に限る。

5 前条第四項の規定は実施区域の指定の変更及び活動の中断について、同条第五項の規定は後方地域捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者について準用する。

6 第一項の規定は、同項の実施要項の変更(前項において準用する前条第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。)について準用する。

7 前条の規定は、後方地域捜索救助活動の実施に伴う第三條第三項後段の後方地域支援について準用する。

(船舶検査活動の実施等)

第七条 防衛庁長官は、基本計画に従い、船舶検査活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

2 防衛庁長官は、前項の実施要項において、当該船舶検査活動を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を指定するものとする。この場合において、実施区域は、当該船舶検査活動が外国による船舶検査活動に相当する活動と混交して行われることがないよう、かかる活動が実施される区域と明確に区別して指定しなければならない。

3 船舶検査活動の実施は、次に掲げる態様によ

るものとする。

一 船舶の航行状況を監視すること。

二 航行する船舶に対し、必要に応じて、呼びかけ、信号弾及び照明弾の使用その他の適当な手段（実弾の使用を除く。）により自己の存在を示すこと。

三 無線その他の通信手段を用いて、船舶の名称、船籍港、船長の氏名、直前の出港港又は出発地、目的港又は目的地、積荷その他の必要な事項を照会すること。

四 船舶（軍艦等を除く。以下この項において同じ。）の船長又は船長に代わって船舶を指揮する者（以下「船長等」という。）に対し当該船舶の停止を求め、船長等の同意を得て、停止した当該船舶に乗り上げて書類及び積荷を検査し、確認すること。

五 船舶に第四条第二項第四号ニに規定する対象物品が積載されていないことが確認できない場合において、当該船舶の船長等に対しその航路又は目的港若しくは目的地の変更を要請すること。

六 第四号の求め又は前号の要請に応じない船舶の船長等に対し、これに応じるよう説得を行うこと。

七 前号の説得を行うため必要な限度において、当該船舶に対し、接近、追尾、伴走及び進路前方における待機を行うこと。

八 第五条第四項の規定は、実施区域の指定の変更及び活動の中断について準用する。

九 第一項の規定は、同項の実施要項の変更（前項において準用する第五条第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。）について準用する。

十 第五条の規定は、船舶検査活動の実施に伴う第三条第三項後段の後方地域支援について準用する。

（関係行政機関による対応措置の実施）

第八条 前三条に定めるもののほか、防衛庁長官及びその他の関係行政機関の長は、法令及び基

本計画に従い、対応措置を実施するものとする。

（国以外の者による協力等）

第九条 関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる。

十 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、国以外の者に対し、必要な協力を依頼することができる。

十一 政府は、前二項の規定により協力を求められ又は協力を依頼された国以外の者が、その協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（国会への報告）

第十二条 内閣総理大臣は、基本計画の決定又は変更があったときは、その内容を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

（武器の使用）

第十三条 第六条第一項の規定により後方地域捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、遭難者の救助の職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

第十四条 第七条第一項の規定により船舶検査活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、当該船舶検査活動の対象船舶に乗り上げてその職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

第十五条 前二項の規定による武器の使用に際しては、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

（政令への委任）

第十六条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

（施行期日）

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（自衛隊法の一部改正）

二 自衛隊法の一部を次のように改正する。
第百条の九の次に次の一条を加える。
（後方地域支援等）
第百条の十 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、周辺事態に際して我が国の平和及び

別表第一（第三条関係）

種 類	内 容
補給	給水、給油、食料の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
輸送	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
修理及び整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
医療	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
通信	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
空港及び港湾業務	航空機の離発着及び船舶の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類する物品及び役務の提供
基地業務	廃棄物の収集及び処理、給電並びにこれらに類する物品及び役務の提供
備考	一 物品の提供には、武器（弾薬を含む。）の提供を含まないものとする。 二 物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。 三 物品及び役務の提供は、公海及びその上空で行われる輸送（傷病者の輸送中に行われる医療を含む。）を除き、我が国領域において行われるものとする。

安全を確保するための措置に関する法律（平成十年法律第 号）の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、後方地域支援としての物品の提供（前条第一項の適用があるものを除く。）を実施することができる。

二 長官は、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛庁本庁の機関及び部隊等に後方地域支援としての役務の提供（前条第二項の適用があるものを除く。）を、部隊等に後方地域捜索救助活動及び船舶検査活動を行わせることができる。

別表第二(第三条関係)

種 類	内 容
補給	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
輸送	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
修理及び整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
医療	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
通信	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
宿泊	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
消毒	消毒、消毒機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
備考	一 物品の提供には、武器(弾薬を含む。)の提供を含まないものとする。 二 物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発達準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。

理 由

我が国周辺地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に於いて我が国が実施する措置、その実施の手段その他の必要な事項を定め、もって我が国の平和及び安全の確保に資することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

自衛隊法の一部を改正する法律案

自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第百条の八第一項中「航空機による」を削り、同条第二項中「状況」の下に、「当該輸送の対象となる邦人の数」を加え、「その他の輸送の用に主として供するための航空機」を「次に掲げる航空機又は

船舶」に改め、同項に次の各号を加える。

一 輸送の用に主として供するための航空機(第百条の五第二項の規定により保有するものを除く。)

二 前項の輸送に適する船舶

三 前号に掲げる船舶に搭載された回転翼航空機で第一号に掲げる航空機以外のもの(当該船舶と陸地との間の輸送に用いる場合におけるものに限る。)

第百条の八に次の一項を加える。

3 第一項に規定する外国において同項の輸送の職務に従事する自衛官は、当該輸送に用いる航空機若しくは船舶の所在する場所又はその保護の下に入つた当該輸送の対象である邦人若しくは外国人を当該航空機若しくは船舶まで誘導する経路においてその職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該輸送の職務に従事する隊

員又は当該邦人若しくは外国人の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することが出来る。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

外国における緊急事態に際して外務大臣から依頼があつた場合に防衛庁長官が行う在外邦人等の輸送の手段として船舶等を加えるとともに、当該外国において輸送の職務に従事する自衛官が、自己若しくは自己と共に当該輸送に従事する隊員又は保護の下に入つた当該輸送の対象である在外邦人等の生命等の防護のためやむを得ない場合に武器を使用することが出来ることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。